

マイノリティの視点から見た国際理解教育 (下)

—特に在日韓国朝鮮人の教育・生活・人権について—

The International Education from the Viewpoints of the Minorities

The Education, Lives, and Human Rights of the Korean in Japan

寺 島 隆 吉 (岐阜大学教育学部)

佐 藤 聡 美 (株式会社神田塾非常勤講師)

大 津 由衣子 (瀬戸市役所高齢者福祉課)

序 文

以下は、佐藤聡美と大津由衣子（いずれも生涯教育課程，2003年3月卒業）の卒業研究を寺島の責任で纏め直したものである。佐藤は主として在日韓国朝鮮人の教育について，大津は在日韓国朝鮮人の生活と人権について調査し研究した。

毎週1回，文献を読み調査研究したものを卒業研究セミナーで報告し討論した。その討論で出てきた新しい疑問・意見をもとに再度，文献を読み直し調査に出かけ，その結果として出来上がったものが，この卒業研究である。したがって，この研究はいわば上記三者の共同研究と言える。

日本と韓国の関係はワールドサッカーの共同開催を機に，新しい関係に入ってきている。韓国の日本文化に対する輸入規制も緩和され，他方，日本の側も韓国映画の輸入上映など，韓国文化に対する新しい視点を築きつつある。

このような好ましい機運があるにもかかわらず，他方では「拉致事件」を理由に日本と朝鮮半島の間には緊張関係が高まり，それが在日韓国朝鮮人にたいする風当たりを強くしている。とりわけ朝鮮学校に通う生徒に対する嫌がらせは目に余るものがある。

これは米国におけるアラブ系住民への仕打ちを彷彿させるものである。例の「911事件」以後，米国ではアラブ系住民に対する脅迫・嫌がらせが後を絶たないだけでなく，当局による逮捕状なき逮捕・拘留が続出し，弁護士の接見も許されない事態になっている。このような事態にたいして国際的人権団体アムネスティ・インターナショナルも強い抗議声明を発表している。

日本における在日韓国朝鮮人の状況も，事態の進展如何によっては類似した状況に陥る危険性がある。これは石原都知事の「三国人」発言に典型的に見られるものであり，在日韓国朝鮮人にとっては，関東大震災時における朝鮮人大虐殺を強く想起させるものであった。このような発言が出てくる背景には，在日韓国朝鮮人の歴史が我々に十分に知らされていないことがあるのではないか。

実を言うと，恥ずかしいことだが，本論文の調査・研究を通して初めて知った事実が数多くあった。日本が多文化共生の国際理解教育，多民族共生の国家づくりを目指すのであれば，まず在日韓国朝鮮人の実態を知り，それを土台にした方策が提起されねばならないのだ，と改めて認識させられた次第である。そのために本研究がささやかなりとも貢献が出来れば幸いである。

<序文追記>

昨今、小学校の英語活動について「教科として英語教育」が声高に主張され始めているが、ますます多文化多民族の傾向を強めつつある日本で性急に英語教育だけを強力に推し進めることにどれだけの意味があるのだろうか。

というのは、下記の文献に見るように、英語教育・認知科学の専門家で正面切って小学校からの英語教育が効果ありと主張しているものは、驚くほど少ないからである。むしろ私の知る限り、反対または効果無しと主張しているものが圧倒的に多い。

今井むつみ・野島久夫2003『人が学ぶということ』北樹出版

大津由紀雄2004『小学校での英語教育は必要か』慶應義塾大学出版会

大津由紀雄・鳥飼玖美子2002『小学校でなぜ英語?』岩波ブックレット

山田雄一郎2003『言語政策としての英語教育』溪水社

また次のように学力低下という観点や米国日本人学校の経験からも小学校での英語教育に対して強い反対や異論が出されている。さらにまた、「軍事力よりも『言力』こそが防衛の要である」として、英語偏重ではなく「アラビア語や韓国朝鮮語などの学習」と「日本語を国連の公用語にする必要性」を強く主張する鈴木孝夫のような意見もある。

市川力2004『英語を子どもに教えるな』中公新書ラクレ

茂木弘道2001『小学校に英語は必要ない』講談社

鈴木孝夫1995『日本語は国際語になりうるか—対外言語戦略論』講談社学術文庫

しかし、これらの主張にもう一つ欠けているのは下記の「言語権」の考え方ではなからうか。

鈴木 敏和2000『言語権の構造—英米法圏を中心として』成文堂

言語権研究会1999『ことばへの権利—言語権とはなにか』三元社

福地俊夫1999「言語権に関する理論的考察」(一橋大学言語社会学研究科修士論文)

というのはNGOの66団体、41の国際ペンクラブ・センター、41人の言語法制専門家、合計90ヶ国からの220人が国際ペンクラブ翻訳・言語権

委員会などの呼びかけに応じて1996年6月にバルセロナに集い、それまでの長い検討を踏まえて、「世界言語権宣言」が採択されているからである。(この会議にはユネスコの後援があり、採択された宣言文はユネスコ代表部に提出された。)

この宣言によれば、人間は誰しも次のような4つの権利(1.母語による帰属意識の尊重 2.公教育における母語による学習、及び母語の学習の権利、3.母語の公的使用の権利 4.居住国の公用語学習の権利)を持つことになる(福地1999)。

だとすれば、ますます多文化多民族の傾向を強めつつある日本で先ず第1に求められるのは母語による公教育であって性急な英語教育ではないはずである。

既に寺島・河田(2003)「国際理解教育と日系ブラジル人児童の教育」(上,下)『岐阜大学教育学部研究報告:教育実践研究』第5—6巻や本研究(上,下)でも明らかにしたように、岐阜県でも隣県の愛知県でもブラジル人が激増しているし、在日外国人で最も多いのは未だに在日韓国朝鮮人である。その彼らに小学校から英語教育を強制したとして、では彼らに対する母語教育はどのように保障されるのだろうか。

また一步譲って、母語教育が保障されたとしても、彼らはそれと同時に日本語も学ばなければ日本では授業について行けないし生活にも困るのである。さもなければ授業について行けないが故に「授業妨害」の要因になっていく恐れがあるし、非行や犯罪の潜在的要素にもなりうる。それどころか、小学校で英語学習が必修になれば、彼らは母語と英語と日本語の3カ国語を同時進行で学んで行かなければならないのである。こんなことがどうして可能になるのだろうか。

ユネスコが1974年に国際教育「勧告」を出し、さらに1991年に国際教育「指針」を出して、国際理解教育はあらゆる国の教員養成機関(大学の教育学部)で必修科目にすべきとして具体案を提示したのは、以上のような事態が起きることを避け、多文化共生社会を実現するためであった。だとすれば、「総合的な学習」(とりわけ「国際理解教育」)に代えて小学校の英語教育を強力に推し進めることは拙速であるだけでなく、「言語権」の世界的流れに逆行することにもなるのではないだろうか。

目次 <前号からの続き>

第3章 在日韓国朝鮮人の生活と人権

第1節 在日韓国朝鮮人問題の背景

- 1 在日韓国朝鮮人の戦後補償
- 2 在日韓国朝鮮人の経済活動
 - 2-1 植民地支配下における在日韓国人の経済活動
 - 2-2 戦後の在日韓国朝鮮人の経済活動
 - 2-3 現在の在日韓国人の経済活動
- 3 在日韓国朝鮮人の国籍問題
 - 3-1 在日韓国人の「日本国籍」および選挙権の喪失
 - 3-2 在留資格の諸問題：「協定永住権」「特例永住権」「特別永住者」
 - 3-3 外国人登録法をめぐる問題：「指紋押捺制度」と「外国人登録証明書」の携帯

第2節 在日韓国朝鮮人を取り巻く人権問題

- 1 在日韓国朝鮮人と姓名
 - 1-1 在日韓国人の姓名に関する実態
 - 1-2 創氏改名、通名の強制使用と被差別体験
 - 1-3 在日韓国朝鮮人の姓名に対する意識・使い分け
- 2 在日韓国朝鮮人と就職
 - 2-1 公務員試験「国籍条項」の実態と、その撤廃への動き
 - 2-2 日立就職差別事件と民間企業における就職差別の実態
 - 2-3 高校・大学における在日韓国朝鮮人への就職指導
- 3 在日韓国朝鮮人と結婚
 - 3-1 在日韓国朝鮮人の結婚形態
 - 3-2 「在日」の国際結婚と二重国籍の子どもたち
 - 3-3 在日韓国朝鮮人の女性と家族の問題

第4章 在日韓国人の人権尊重のための活動事例

第1節 大阪の在日韓国朝鮮人

- 1 大阪府における在日外国人施策に関する指針
- 2 大阪市の外国籍住民施策基本方針

第2節 社団法人・大阪国際理解教育研究センター

- 1 センターの概要
- 2 センターの沿革

第3節 大阪国際理解教育研究センター（KMJ）の活動

- 1 在日コリアン&マイノリティ啓発講座
 - 1-1 人権啓発運動に関わるようになった契機
 - 1-2 姓名問題と北朝鮮拉致問題について
 - 1-3 戦後補償問題、「在日」としての未来など
- 2 在日コリアン&マイノリティ就職教育セミナー
 - 2-1 ある男性の場合
 - 2-1 ある女性の場合
- 3 在日コリアン高齢者への福祉事業
 - 3-1 在日コリアン1世の生活史
 - 3-2 在日コリアン1世の現状と社会保障制度
 - 3-4 在日コリアン1世と介護福祉サービスの現状
 - 3-5 在日コリアン支援センター「サンボラム」の活動

終章 在日韓国朝鮮人の生活・人権・教育：今後の課題と展望

- 1 「在日」高齢者への、より良い福祉サービス
 - 1-1 「手引き」による12のアドバイス
 - 1-2 「手引き」を読み、「生野サンボラム」を訪れて
- 2 在日韓国朝鮮人の抱える諸課題
 - 2-1 在日韓国朝鮮人の参政権
 - 2-2 在日韓国朝鮮人の社会保障
 - 2-3 在日韓国朝鮮人に対する複合差別
- 3 在日韓国朝鮮人の生活・人権・教育、今後の展望
 - 3-1 在日韓国朝鮮人の未来に対して「在日」自身はどうあるべきか
 - 3-2 在日韓国朝鮮人の未来に対して私たち日本人はどうあるべきか

参考文献・参考資料

<以下は前号に掲載済み>

第1章 民族教育の歴史

- 第1節 在日韓国朝鮮人の生まれた歴史的経緯
- 第2節 民族教育の生まれた歴史的経緯

第2章 現在の民族教育

- 第1節 民族教育の種類（民族学校、民族学級、夜間中学）
- 第2節 民族学校の実状と問題
- 第3節 民族学級の実状と問題
- 第4節 夜間中学校における民族教育

第3章 在日韓国朝鮮人の生活と人権

前章までは「在日韓国朝鮮人の歴史」と「在日韓国朝鮮人の民族教育」について調べてきた。そこで以下では、これまで触れることが出来なかった「在日韓国朝鮮人の生活・人権」をめぐる問題について調べてみたい。

先ず初めに在日韓国朝鮮人が戦前戦後を通じてどのように生きてきたのか、彼らの苦闘の歴史を「経済活動」「国籍問題」「戦後補償」という観点から概観する。それを踏まえて彼らが現在、直面している問題を「姓名」「就職」「結婚」という問題にしぼって検討する。

最後に、彼らが直面している問題を現在どのように解決しようとしているのかを、大阪国際理解教育センター(KMJ)の活動を通して探ってみる。というのは、在日韓国朝鮮人が最も集中しているのは関西であり、とりわけ大阪・神戸だからである。

第1節 在日韓国朝鮮人問題の背景

1 在日韓国人の戦後補償問題

日本政府の戦後補償問題は、戦後60年近くたった現在でも今なお残る重要な問題である。戦争体験者の高齢化が進み、日本人にとって戦争は遠い過去のものになりつつある。他方、日本政府は、1965年の日韓基本条約締結の際に補償問題も解決したという主張をしているが、果たしてこれで在日韓国朝鮮人にとって満足のいく補償ができたと言えるのだろうか。

「従軍慰安婦」問題でも明らかなおと、韓国人は日本の対応に決して満足していない。戦後も日本で厳しい生活を強いられてきた在日韓国人にいたってはなおのことである。そこで主として田中宏『在日コリアン権利宣言(2002, 岩波ブックレットNO. 566)』を元にして、戦後補償問題について調べたこと、考えたことを以下にまとめる。

日本が朝鮮を植民地支配したことに基づく人的および物的被害に対する戦後の補償問題は、1965年に調印された日韓基本条約で一応解決されたことになっている。

このとき条約と合わせて締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」で、日本が韓国に対し無償3億ドル・有償2億ドルを供与することで請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決」と明記された。

韓国ではこの3億ドルの無償資金のごく一部を使って対日民間請求権補償法などを制定、戦死者一人に30万ウォン(当時19万円)、債権1円につき30ウォンが個人補償された。しかし、この協定では在日韓国人の「財産・権利及び利益について影響を及ぼすものではない」とし、在日韓国人は韓国が行った対日民間請求権補償の対象に含まれなかった。

日本では戦争犠牲者に対する援護は、日本人に対しては手厚く行われているが、在日韓国人は1952年に「戦傷者戦没者遺族等援護法」が施行されたときから「日本国籍ではない」という理由で対象とはなっていなかった。つまり、在日韓国人は日本からも韓国からも補償が受けられなかったのだ。

このような事態に対し、在日韓国・朝鮮人戦傷病者は「在日朝鮮人傷痕軍人会」をつくり、日本政府に対して何度も陳情や請願を繰り返したが、日本政府の回答は「帰化をすれば適用する」というものであった。在日韓国朝鮮人は「日本国籍ではない」という理由で、日本政府からの補償を一切、拒否されたのである。

他方、これとは逆に、戦時中に日本軍に軍人・軍属として徴用され、捕虜収容所の監視の仕事をさせられた朝鮮人約3,000名のうち、148名が「捕虜虐待」の責任を問われ、処刑23名を含め129名が重刑に処せられた。旧日本軍では命令に逆らうことは一切許されず、命令した者だけでなく命令を実行せざるを得なかった者も戦犯に問われたが、彼らは「日本国籍」喪失後も刑を続行されたのだ。

1952年の対日平和条約発効後、日本政府は在日韓国・朝鮮人の日本国籍を正式に喪失させたが、朝

鮮人戦犯の釈放要求に対しては、日本国民であったときに戦争犯罪に加担し有罪判決を受けたのだから、「その後の国籍の喪失または変更があったとしても、日本国の刑の執行義務には影響を及ぼさない」としてこれを拒んだ。

つまり、日本政府は、補償の適用は「日本国籍」ではないという理由で在日韓国人を除外し、他方で戦争責任については日本国籍喪失後も執拗に追及する、という非常に自己中心的なやり方で在日韓国人を長年にわたって苦しめてきたのである。

これらの日本政府の理不尽な対処を解決するために、1990年代から在日韓国朝鮮人の戦後補償裁判が始まった。在日の戦傷軍属やBC級戦犯5人がそれぞれ提訴し、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所で争われたが請求は全て棄却された。

しかし、判決の中で国に補償措置を促す付言がつくことは多く、2000年6月、在日の重度戦傷病者及び戦没者遺族を対象に、「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」が制定され、生存者400万円、遺族260万円の一時金支給が行われている。2002年7月末現在183件の受給があった。

このような弔慰金支給の法律は制定されたものの、その支給金額は日本人に対する給付金に比べるとその格差は歴然としている。

原告の男性を例にとると、同じ戦傷の日本人には現在年金390万円、累計で8,000万円が支給されている。日本全体で見ると、軍人恩給、戦没者、戦傷病者、引揚者、被爆者などに累計約50兆円（現在、年1兆数千億円）が個人補償され、一時金支給ではなく今も続いているのだ。

また、BC級戦犯への補償については立法運動が進められているものの見通しはついていない。戦争が終わってから60年近くたつが、在日の人たちへの戦後補償はまだ始まったばかり、もしくはまだ始まっていないという現実がある。

このように、日本は韓国と国交を結んだ際に一応の補償をしたことになっているが、在日韓国人や従軍慰安婦への補償は十分ではない。戦時中、身体的、精神的に多くの犠牲を払った彼らに戦後の日本政府が取ってきた態度は、在日韓国人の人権を全く無視したものである。

その日本政府に対する在日の戦後補償裁判が始まったのは1990年代に入ってからというのは非常に遅い気がするが、これらの裁判は在日への差別撤廃を求める市民運動の高まりの中から出てきたものであり、日本が、犠牲の当事者である在日韓国人やそれを支援する日本人にとって、自分たちの声を挙げられる社会になるまでにそれだけの年月がかかったということの表れなのだろう。

戦後60年近くたち、戦争体験者はかなり高齢化している。在日韓国人の中には、満足のいく戦後補償を望みながらも叶えられないまま無念の死を迎えた人も多くいるはずだ。日本政府のBC級戦犯への補償についてはまだ見通しが立っていないようだが、何年も先送りにできる問題ではない。

2 在日韓国朝鮮人の経済活動

ここでは、朴一（パク・イル、2002）「在日コリアンの経済事情」（『環』（藤原書店）を参考に、在日韓国人が戦前から戦後、現在にかけて、どのような経済状態に置かれ、どのように生計を立ててきたのかを知り、そこから在日韓国人の生活の実態を明らかにしていく。

2-1 植民地支配下における在日韓国人の経済活動

日本が朝鮮半島を支配下に置いていた1910年から45年にかけて、朝鮮で土地を追われた多くの朝鮮人が仕事を求めて日本に来た。次の表からも分かるように、その数は日本が敗戦を迎える直前の1945年5月には210-230万人にも達していた [ただし下表の1945年における在日朝鮮人の人口2,365,263人は、高（1996）による]。

在日朝鮮人の人口動態 (『環』 p.154, 1945年度は5月の時点での推定人数)

年度	在日朝鮮人 (人)	在朝日本人 (人)	年度	在日朝鮮人 (人)	在朝日本人 (人)
1909	790	126,168	1930	298,091	501,867
••••			1931	318,212	
1915	3,989		1932	390,543	
1916	5,638		1933	466,217	
1917	14,501		1934	537,576	619,005
1918	22,262	336,872	1935	625,678	
1919	28,272		1936	690,501	
1920	30,175		1937	735,689	
1921	35,876		1938	799,865	
1922	59,865		1939	961,591	650,104
1923	80,617		1940	1,190,444	
1924	120,238		1941	1,469,230	
1925	133,710		1942	1,625,054	752,823
1926	148,503	442,326	1943	1,882,456	
1927	175,911		1944	1,936,843	
1928	243,328		1945	2,100,000	
1929	276,031		* 1945	* 2,365,263	

それに引き替え、植民地朝鮮に移住していた日本人は1942年の時点で約75万人だったから、彼我的違いは歴然としている。しかも、この数字の中には、単に朝鮮で土地を追われたから仕事を求めて日本に来た朝鮮人だけではなく、強制連行・強制労働で日本に連れてこられた朝鮮人も多く含まれている。しかし、日本政府は未だにその数がいくらだったかを調査しようともしていない。

これは現在、北朝鮮(正しくは朝鮮民主主義共和国)に拉致されたとされている人たちの詳細を厳しく問いただしている日本政府の態度と大きく矛盾するものである。もし北朝鮮に拉致問題の調査を厳しく要求するのであれば、当然に自分たちの過去に犯した強制連行・強制労働に対しても誠実に対応するのが当然であろう。さもなければ、かって植民地にされたアジア諸国の人たちから猜疑心をもって見られても仕方がないであろう。

それはともかく、既に述べたように、日本が朝鮮半島を支配下に置いていた1910年から45年にかけて、朝鮮で土地を追われた多くの朝鮮人が仕事を求めて日本に来たのだが、そのとき朝鮮人労働者の渡航に大きな役割を果たしていたのが、釜山と下関を結んでいた関釜連絡船と、済州島と大阪を結んでいた定期航路船「君が代丸」である。

1920年代後半から30年代前半にかけて釜山から下関へ渡日してきた朝鮮人労働者は年間10万人から16万人、済州島から大阪へ渡日してきた朝鮮人労働者は年間1万5,000人から2万人に達したと言われている。関釜連絡船で渡日した朝鮮人は仕事を求めて全国各地に散らばっていったが、「君が代丸」で渡日した朝鮮人の多くは、そのまま大阪周辺にとどまった。

当時の大阪は、商業や金融の中心であり、それと同時に綿業や機械工業などの一大工業地帯を有するアジア最大の工業都市でもあった。そこには、一般労働力市場だけでなく、雑役や日雇い労働者から成る巨大な「スラム労働力市場」も形成されており、そこが生活手段を求める朝鮮人労働者の受け皿となった。この時期、低賃金労働力として迎えられた朝鮮人労働者は、大阪の繁栄を底辺で支える存在であった。

企画院『1943年国民動員計画』によると、1943年の時点で在日韓国・朝鮮人の47.1%にあたる69万2,207人が無職であるが、職業ある者の中では土建業が22万696人 (15.0%)、製造業が20万8,338人

(14.1%)と多かった。この失業率を見れば、日本に移住・連行されてきたひとたちが、いかに過酷な環境におかれていたかがよく分かるはずである。では彼らが日本敗戦の後、どのような状況におかれたか、節を改めて調べてみることにする。

2-2 戦後の在日韓国朝鮮人の経済活動

下の表を見れば分かるように、1945年の敗戦と同時に、当時約210--230万人いた在日韓国・朝鮮人も解放されたが、約110-130万人は帰国できずに日本にとどまらざるを得なかった。

在日コリアンの帰還状況

年月	帰還者数(人)
1945.8から1946.3	940,438
1946.4から1946.12	82,900
1947	8,392
1948	2,822
1949	3,482
1950	2,294
合計	1,040,328

在日韓国青年同盟中央本部(編)『在日韓国人の歴史と現実』

大阪にとどまった在日朝鮮人労働者の生活は、戦時中以上に厳しいものになった。朝鮮戦争の戦争特需が終わり関西の製造業が不況になると同時に、戦争に駆り出された日本人労働者が復員したことで、朝鮮人労働者が労働市場からはじき出されてしまった。

1952年になると、在日朝鮮人の62.2%が無職となり、戦時中に多かった土建業や製造業に就いている人の割合もそれぞれ3.7%と4.6%に減少している。(『環』p.247)

日本の労働市場から排除され、厳しい労働環境に置かれた在日韓国・朝鮮人たちは、わずかな資本を元に小規模ながらも自営業を営むしか、生きる手段はなかった。

大阪では、古鉄売買や土木、ゴム、プラスチックなどの分野で在日韓国朝鮮人の手で数多くの中小企業が生まれた。また、ホルモン(焼肉)屋やヘップ(サンダル製造)、パチンコなど、在日ならではの商売を始める者も多かった。

しかし在日韓国朝鮮人には、外国籍のままでは日本の金融機関から融資を受けることができない、という大きな壁が立ちだかった。彼らは銀行で、外国人にない住民票の提出を求められたり、日本人の連帯保証人を求められたり、外国籍という理由で法外な担保を要求されることが多かった。そこで、このような差別を克服しようと、在日韓国朝鮮人が多く住む大阪に大阪興銀(後に関西興銀と改名)が、また全国各地に商銀や朝銀などの在日韓国朝鮮系の金融機関が次々と誕生した。

これらの金融機関は、在日韓国朝鮮人の中小企業経営者に積極的に資金を融資し、在日企業の育成に大きな役割を果たした。

在日企業の中には、日本の消費者の支持を受けて1960-70年代にかけて大きく成長した企業もあった。その代表例が製菓メーカーのロッテやパチンコ機械の平和工業、タクシーのMKなどである。特に辛格浩が率いるロッテ・グループは、日本での成功だけでなく、祖国韓国への進出も果たした。辛は1950年代に一度韓国へ進出したが失敗し、その挫折を経て1967年、日本で培ったノウハウを一部改良して韓国に持ち込み、ロッテ製菓による国内市場向けの菓子製造で大成功を収めた。さらに辛はロッテ火腿、ロッテ牛乳、ロッテ酒造、ロッテ畜産などの食品メーカーや、機械、電子、建設、石油化学などあらゆる分野に系列企業を増やしていった。このような在日企業の本国投資は、韓国の経済発展

にも大きな影響力を与えた。

しかし、このような成功例はごく一部のものであり、圧倒的多数の在日企業は中小の零細企業であった。しかし、中小企業の経営者たちの中には、人件費や設備投資を節約しながら少しずつ業績を伸ばし、日本の高度経済成長の波に乗って安定成長を遂げた者も少なくない。そして1980年代に入ると、彼らは企業経営者としての成功を収め、比較的裕福な生活を営むようになっていった。このような在日韓国・朝鮮人の富裕階層の増加は、在日韓国・朝鮮人全体の就業構造にも変化をもたらした。

在日コリアンの職業厚生の変化 (『環』 p.251より作成)

	1964年		1974年		1984年	
医療従事者	423 (人)	0.3 (%)	867	0.5	2,149	1.2
技術者	204	0.1	631	0.4	574	0.3
教員	614	0.4	1,039	0.6	1,521	0.8
管理職	5,866	4.1	4,797	3.2	13,306	7.8
事務職	9,575	6.8	20,769	13.9	36,784	21.7
販売業	19,782	14.1	23,099	15.5	34,770	20.5
農林業	7,603	5.4	3,699	2.5	1,871	1.1
生産業	32,515	23.1	34,909	23.5	42,531	25.0
単純労働者	29,563	21.0	16,921	11.4	7,049	4.1
サービス業	2,833	2.0	3,025	2.0	11,794	6.9
その他	31,398	22.0	38,761	26.0	17,527	10.0
有業者合計	140,552	100.0	148,517	100.0	169,876	100.0

上の表を見ると、年代を追うごとに事務職や販売業、サービス業などに携わるサラリーマンや、医療従事者や教員といった専門職に従事する在日コリアンが増え、逆に農林業や単純労働者が大きく減少していることが分かる。管理職も、1974年から1984年にかけて3倍近くに増加している。在日コリアンがこの時期、在日企業を成長させたり日本企業の中での地位が向上したりするなど、日本社会にとって重要な労働力になってきたことがうかがえる。

しかし、それにたいする日本人の自覚は驚くほど少ない。これは1960-70年代における公民権運動の結果、黒人が米国では果たした役割が公の場で認識されるようになり、学校教育でも正式なカリキュラムの中に組み込まれていったのとは大きな違いである。これは日本において、米国のような公民権運動が、在日韓国朝鮮人を中心として、いまだかつて取り組まれてこなかったことの反映かも知れない。

2-3 現在の在日韓国人の経済活動

2000年末、在日韓国系の信用組合最大手の関西興銀、同2位の東京商銀の経営破綻が相次いで発表された。バブル期の過剰融資が財務構造の悪化を引き起こし、経営破綻に追い込まれたと言われている。バブル崩壊後、融資先が減った日本の金融機関が在日企業の優良企業と取引引きを行うようになったことも、両信用組合の業績を悪化させる一因となった。

関西興銀や東京商銀の他に、1998年に破綻した福岡商銀や2001年に破綻した京都商銀などの受け皿として、民団中央本部などが設立を進めてきた全国統一の民族金融機関「ドラゴン銀行」が、韓国政府の支援も取り付け日本人の頭取も内定するなど、具体的な設立準備が進んでいたのだが、結局在日韓国人の支持を一本化することができず、「ドラゴン銀行」の設立は見送られた。そして、関西興銀と京都商銀は近畿産業信用組合に、東京商銀は北東商銀(仙台市)に、福岡商銀は熊本商銀にそれぞれ譲渡されることになった。近畿産業信用組合、北東商銀、熊本商銀もすべて在日韓国・朝鮮系の金

融機関である。

今回のこの4つの在日韓国系信用組合の破綻で、出資金が戻らなかつたり融資がストップしたりするなど、在日韓国人は大きな被害を受けた。長引く不況で、日本の金融機関の経営も厳しい現在、存続している在日韓国朝鮮系の金融機関も例外ではない。在日社会の大多数を占める零細企業を扶助するという最初の目的を果たそうとすれば担保不足の融資が膨らむし、二次破綻を避けようとするればこれらの零細企業を切り捨てていかざるを得ない。これらの問題にどう対応していくかが、今後の課題であろう。

<考察>

以上、みてきたように、「在日」の成立過程について幾つかの文献を調べてきたが、その内容は、これまでに学校の歴史の授業では教えられたことがないほど深く悲惨なものであった。

1910年の韓国併合よりも以前から、日本は朝鮮半島を侵略し、多くの朝鮮人の生活を苦しめてきた。併合後はますます厳しい植民地政策を行い、日本の思うがままに朝鮮人を差別し抑圧してきた。これらの辛く苦しい支配の末に生まれたのが在日韓国朝鮮人である。

在日1世の生活ぶりについては次節で詳しく述べるが、戦前から戦後にかけて日本で厳しい生活を余儀なくされてきた在日1世は現在では高齢化が進み、その人口は減ってきている。そしてその経験談は家族や一部の人にしか語り継がれていかない。あまりに辛く悲しい経験であるため積極的に語ろうとしない人もいることもあって、ほとんどの日本人はこのような事実を知らないのではないだろうか。

筆者も、祖父母に戦時中の話を聞いたことがあったが、そこには出てこなかった在日韓国朝鮮人ならではの苦勞の事実を、文献調査で知ることができた。韓国では、民間資金を募って「独立記念館」を建設したり、政府が従軍慰安婦の人たちのために「ナムムの家」を建てたりして、歴史を遺そうとしている。そこでは大学生やそれと同年代の若者たちがボランティアをしているという。日本と韓国の歴史に対する姿勢の違いを見る思いがする。

またNHKドキュメンタリーによると、韓国のある高校では「日本研究クラブ」が校内で最も人気のあるクラブで、日本の高校生とお互いの国を行き来して交流を深めているという。交流会では、歴史教科書問題や韓国と日本の教育問題などをテーマに話し合いを積み重ね、相互理解を深めていくのだが、韓国の高校生に比べ日本の高校生は、歴史教科書問題や靖国神社参拝問題などに対する意識が低く、討論の場でも話が上手くかみ合わない場面も見られた。

日本の歴史教育は、歴史を一つの側面、もっと言えば日本にとって有利な側面からしか見ていない。そのため、他国の人と歴史について語るときに必要な、広い視野から見た正しい知識を持ち合わせていないのではないだろうか。このことは、在日韓国人の問題を考える際にも言えることである。

この節で、在日韓国人が成立するに至った両国の歴史を見てきたが、これまでに受けてきた学校の歴史の授業では学ばなかったことが、文献調査でたくさん出てきた。「韓国併合」や「植民地」「創氏改名」という語句は教科書に出てきたが、その詳しい内容を学んだ記憶はない。在日韓国人という存在を知ったのも中学や高校の授業がきっかけだったわけではない。

既に1-2章でみたとおり、関西を中心として、在日韓国朝鮮人が多く住む地域では、社会の授業や「総合的学習の時間」を使って積極的に正しい歴史を教えようとしているようだが、全体的に見ると、日本の学校教育における歴史認識の欠落が、日本人の在日韓国人に対する差別意識を引き起こしているとも言えるのではないだろうか。歴史を正しく知れば在日韓国人への見方も変わるのではないかと考える。

そこで次節から、在日韓国人が日本で生活する上で生じる人権問題を具体的に調べ、出来る限り詳しく述べていく。また、それらを通して、今まで中学や高校で学習したものとは違う視点から、歴史や人権について考えていきたい。

3 在日韓国朝鮮人と国籍問題

在日韓国人は戦後、日本政府によって一方的に日本国籍を剥奪されるなど理不尽な扱いを受け続けてきた。ここでは、その日本国籍剥奪の経緯や特別永住、帰化、外国人登録法など、在日韓国人の生活基盤を法的な側面から見ることにする。

参考文献は、『環』(2002, 藤原書店), 田中宏, 『在日コリアン権利宣言』(2002, 岩波ブックレットNo.566), 『キーワードで学ぶ在日コリアンの人権』(2002, KMJブックレット1, 社団法人大阪国際理解教育研究センター)である。

3-1 在日韓国人の日本国籍および選挙権の喪失

日本では、1910年8月に調印された「韓国併合二関スル条約」の発効に伴い、韓国人は「日本人」(「帝国臣民」)となり、これまで「大韓帝国(韓国)」と呼ばれていた地域は「朝鮮」となった。これにより、戦前の在日朝鮮人は日本国籍を保持し、選挙権・被選挙権を付与されたが、実際に選挙権を行使できたのは日本に居住する朝鮮人に限られていた。

しかし、終戦時の1945年12月の衆議院議員選挙法附則によって、「選挙権、被選挙権を当分の間、停止する」措置が取られた。そして、これまで戸籍法の適用外に置かれていた韓国人は、日本国籍を失わないが内地に居住していても選挙権を行使できないものとされた。

朝鮮人の国籍については、「日本政府は、日本国内に居住する朝鮮人は、依然、日本国籍を有するものと解すべきであり」「講和会議(平和条約)において正式に決定されるものであり、現在は未確定の状況にある。条約締結に至っていない現在、彼らは日本国籍を失っていないというべきで、ことに日本在住のものに関してはそういえる」(1949年4月26日, 法務庁民事局長回答)と見られていた。さらに、「終戦前から引き続き日本に在住する朝鮮人は・・・従前通り日本国籍を有するものとして取り扱うほかはない」(1949年4月28日, 最高裁判所事務総長より参議院法制局長あて回答)と明言している。

国籍が日本であれば、選挙権・被選挙権は普通、居住地で行使するものだが、日本政府は、韓国人の戸籍は当時、すべて韓国にあったことを逆手に取って、「戸籍法の適用をうけない者の選挙権および被選挙権は当分の間停止する」と定め、在日韓国人の選挙権・被選挙権を行使できなくした。つまり、この時期、在日韓国人は、日本国の最高裁判所や法務省が認めるように、日本国籍の保持者であるにも関わらず、一方的に国籍問題が処理され、選挙権・被選挙権が剥奪されたのである。

そして、1947年5月2日の外国人登録令で、「当分の間、外国人と見なす」とされ、1952年4月19日の「平和条約の発効にともなう国籍および戸籍事務の取扱に関する」法務省民事局長通達は、「朝鮮は、条約発効の日から、日本国の領土から分離することになるので、これに伴い朝鮮人は、内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する」と規定された。

日本政府は1952年4月28日、対日平和条約(サンフランシスコ講和条約)発効を機に、旧植民地出身者およびその子の「日本国籍」の喪失を一方的に宣言した。

この「日本国籍」の喪失に関しては、途中までは国籍選択が検討されていたが、駐日韓国代表部大使がマッカーサーに宛てた「在日韓国人の法的地位に関する見解(1949年10月7日)」と、在日韓国人からの国籍選択の要求は皆無だった、という二点を根拠に国籍選択を認めなかった。

対日平和条約発効によって連合国の統制下から自由になった日本政府は、戦争犠牲者への援護法を制定したが、無理やり「日本国民」として戦争に駆り出された朝鮮人軍人・軍属およびその遺族は、これらの援護法の適用対象外とされた。「日本国籍」喪失宣告の二日後に制定された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」には国籍・戸籍条項が付けられ、在日韓国人は、「戦争当時は日本国民であっても、今は日本国民ではない」という理由で、国家補償から排除されたのである。それ以降のさまざまな制度的排除・差別も、「国籍」を理由に全て正当化された。(田中, 2002)

3-2 在留資格の諸問題：「協定永住権」「特例永住権」「特別永住者」

日本政府は1952年4月28日の対日平和条約発効以前の1951年10月に「出入国管理令」を制定し、さまざまな「在留資格」を定めた。その時点では「日本国籍」を有する旧植民地出身者にはそれを適用できなかった。

しかし、平和条約が発効し「外国人」になったからといって、これらの人々を急にどれかの在留資格に振り分けることは不可能である。そこで暫定措置を盛り込んだ法律が制定され、旧植民地出身者の中で、1945年9月2日以前から引き続き日本に居住する者とその子孫で1952年4月28日までに生まれた者については「別に定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」とした。

この法律は正式には「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく、外務省関係諸命令の措置に関する法律」と題されたが、長い題名のため「法126」と略称され、該当者とその子孫も「法126」および「法126の子」と呼ばれた。

当時の外国人登録者数は約60万人だったが、その95%近くがこの「法126」該当者であった。「法126」で予告された「別の法律」（上記の下線部を参照、ただし下線は寺島による）はいっこうに制定されず、「法126の子」が徐々に増えていった。

1965年に日韓の国交が正常化され、日韓基本条約の締結に伴って在日韓国人について「日韓法的地位協定」が締結され、外国人登録証の「国籍」欄を「韓国」と記載する者は1966年からの5年間に日本政府に申請すれば、「協定永住権」が得られることになった。また、1981年には協定永住以外の人に「特例永住権」が与えられた。

この日韓基本条約が締結されたことにより、それまで日本の法務大臣の裁量下になかった在日韓国・朝鮮人が、その裁量下に入ることになった。これは、「法務大臣が、彼らが日本に住む権利を本質的に取り決めることになった」ということを意味している。つまり、永住権を取得しなければ日本に住めなくなるということなのだが、この永住権の申請は、韓国籍の者でないとできなかった。そのため、引き続き日本に住まざるを得ない朝鮮籍の人たちの中には、朝鮮籍から韓国籍に変えて永住権を取得した人もいる。

日韓法的地位協定では、「協定永住者」の子孫について、協定発効から「25年を経過するまでは協議を行う（第2条）」と定められており、その25年後にあたる1991年1月、海部俊樹首相が訪韓した際、日韓両国の外相の間で「日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書」が調印された。そこには入国管理法についてもいくつかの事項が盛り込まれており、法務省は1991年5月に新しい法律を制定した。

それは「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）と題され、これによってこれまで「法126」「法126の子」「協定永住」などと呼ばれてきた者たちや、それまで在留権を保留とされていた協定永住3世たちは、すべて「特別永住者」として一本化された。この「特別永住」は単なる「資格」であり「権利」ではないが、2000年末現在、「特別永住者」は51万2,269人おり、そのうち50万7,429人が韓国・朝鮮籍者である。

法務省入国管理局の統計によると、この特別永住者数50万7,429人は韓国・朝鮮人全体の約80%を占めるが、この特別永住者の数は、日本国籍法が改正（父母両系主義を採用）された1986年以降、14年連続して減少している。以下に国籍別の外国人登録者数の推移を示す。なお、この数字には特別永住者でない人も含まれる。

国籍別外国人登録者数の推移

年度	総数	韓国・朝鮮	中国 (台湾含む)	その他
1950	598,696 (人) [100 (%)]	544,903 [91.0]	40,481 [6.8]	13,312 [2.2]
1960	650,566 (人) [100 (%)]	582,259 [89.3]	45,535 [7.0]	22,772 [3.7]
1970	708,458 (人) [100 (%)]	614,202 [86.7]	51,481 [7.3]	42,775 [6.0]
1980	782,910 (人) [100 (%)]	664,536 [84.9]	52,896 [6.8]	65,478 [8.3]
1990	1,075,317 (人) [100 (%)]	687,940 [63.9]	150,339 [14.0]	237,038 [22.1]
2000	1,686,444 (人) [100 (%)]	635,269 [37.7]	335,575 [19.9]	715,600 [42.4]

(『環』 pp.160—161より作成)

この表を見ると、韓国・朝鮮籍者が全外国人登録者数に占める割合は年々減少していることが分かる。出産などにより在日韓国・朝鮮人の人口は自然増加していると考えられるので、減少の最大の原因は帰化等による日本国籍取得者の増加だと考えられる。毎年1万人前後の人が帰化しており、また、韓国・朝鮮人と日本人の父母の子は、22歳までに日本籍か韓国籍または朝鮮籍かを選択することが定められているが(第2章第4節を参照)、それまでは自動的に日本籍として登録されるということも、韓国・朝鮮籍の減少に拍車をかけている。

3-3 外国人登録法をめぐる問題：「指紋押捺制度」と「外国人登録証明書」の携帯

外国人登録法は、外国人に対して、入国後90日以内または出生後60日以内に、居住する市区町村に登録することを義務付けたものだが、外国人登録法には日本国民には課せられない多くの義務規定がある。戦後、植民地解放後の日本で在日韓国人が生活をしていく際には、この外国人登録をしているかしていないかということが、大きな意味を持っていた。

1991年に永住権が特別永住という形で一本化されるまで、在日韓国・朝鮮人の永住権は、外国人登録をした「合法」と登録のない「非合法」、さらに外国人登録証を持つ人たちの中でも「国籍」欄の記載などによって細分化されていた。

戦後、「非合法」の人々は、「合法」の家族や親戚を頼って渡日し、仕事を紹介してもらったり雇用関係を結んだりしていた。彼らの仕事はいわゆる「3K」と呼ばれる日本人が避けるものだった。在留権があるかないかによる差別や生活の安定の差は大きく、「非合法」の人々は自らの生活のために「合法」を目指した。そのために勤勉に働き、登録証を持っている家族や親戚に身元保証人になってもらい登録証の申請をした。しかし、「合法」になることは喜ばしいことばかりではなく、同時に、これまで登録証を持たずに日本で生活してきたことを自首することでもあり、今後は日本の法に従属するという覚悟でもあった。(『環』 pp.108—118 伊地知紀子「営まれる日常・縊りあう力」)

現在、日本で外国人登録をしている在日外国人は、特別永住者である在日3世・4世であっても、16歳になった誕生日から30日以内に、居住する市区町村で最初の「確認登録」をし、カード型の「外国人登録証明書」を受け取ることになっている。これは常時携帯しなければならない。その登録証には自分の署名と顔写真のほか、16項目の登録事項が記載されている。また、居住地の変更届け以外にも7年ごと(特別永住者・永住者以外の外国人は5年ごと)の確認登録が義務付けられている。

外国人登録法では、確認登録などを怠ると「1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金」、登録法不携帯の場合は「10万円以下の過料」(特別永住者以外の外国人は「20万円以下の罰金」)が科される。過料とは、刑罰として出させる罰金とは異なり、行政上、軽い禁令に違反した者に出させるお金のことである。また、居住地変更登録を不申請の場合、日本国民を対象にした住民基本台帳法では「5万円以下の過料」だが、外国人登録法では「20万円以下の罰金」となっている。

また、外国人登録について述べる上で欠かせないのが、1955年から99年まであった指紋押捺制度で

ある。この制度に対する在日外国人の反発は強く、1980年代に指紋押捺拒否運動は激化した。在日外国人には数年ごとに外国人登録証の切り替え期限があり、その度に指紋を押捺しなければならなかったが、多くの外国人が切り替え期限となった1985年には、全国で2万人を超える指紋押捺拒否者が出て、外国人登録法の改正を求める市民運動が広がった。

これを受けて政府は、1987年に外国人登録法を改正したが、指紋押捺制度は廃止されず、16歳の新規登録時に1回だけの押捺となった。またこのときの改正では、指紋押捺拒否者には切り替え期限の短縮などの制裁措置も盛り込まれた。この後も指紋押捺制度の完全撤廃に向けて、在日外国人と日本人による市民運動は粘り強く続き、1993年には永住者に限って指紋押捺制度は廃止され、1999年によりやく全廃された。

しかし、現在でも常時携帯の義務は残っており、1993年と98年に国連の規約人権委員会が「このような差別的な制度は廃止されるべき」と日本政府に勧告したにも関わらず、政府はそれを無視し続けている。(社団法人大阪国際理解教育研究センター、2002)

3-4 住民登録と帰化(日本国籍の取得)をめぐる問題

日本では、日本国民は住民基本台帳法によって、外国人は外国人登録法によって、それぞれ「住民登録」がなされているが、地方自治法第10条では「住民」について、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」(第一項)、「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務および提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う」(第二項)と定義している。

外国人登録制度は日本人の住民基本台帳と手続き内容が異なる上に、住民票には外国人は記載されない。通常、住民票には「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」とあるが、結婚などによって世帯に外国人がいる混合世帯の場合は世帯全員のものではないことになる。そのため、例えば外国人の父親がいても母子家庭だと誤解されるなどの事態も起きている。こうした混合世帯は約30万世帯にのぼると言われている。(田中2002)

また「帰化」とは、国籍法で国籍取得のことを意味する。1995年以降、在日韓国・朝鮮人の帰化申請は激増し、現在では日本国籍を取得した在日韓国・朝鮮人は約20万人にのぼると言われている。これは、在日韓国・朝鮮人の多くが、就職や結婚など生活のあらゆる場面における差別や不利な状況を回避するためにやむを得ず帰化するからである。そのため、彼らにとって「帰化」とは、民族としてのアイデンティティを捨て、模範的な「日本人」になることが要求される屈辱的なものである、という捉え方もされている。

また外国籍者が帰化申請をおこなうときには、30種類もの書類を提出しなければならなかったり、法務局で何度も面接を受けて日本国籍取得に対する熱意を問われたりするなど、手間も時間もかかる。そこで、2001年4月、自民党・公明党・保守党の与党三党の「国籍等の関するプロジェクトチーム」は「特別永住者等の国籍取得の特例に関する法律案」(以下、「国籍取得特例法案」と言う)を取りまとめた。これはまだ国会で認められてはいないが、特別永住者である在日韓国・朝鮮人は法務大臣に届け出るだけで日本国籍を取得でき、これまで使ってきた民族名もそのまま使用できるという制度である。この制度は「簡易『帰化』制度」とも呼ばれ、これによって在日韓国朝鮮人は、民族名を使用し出自を明らかにして日本国民になることが容易になる。

1986年までは「帰化許可の手引き書」の注意書きに「帰化後の氏名」について「日本的氏名を用いる」とあった。また、この文章が削除された後も、法務省は日本的氏名に誘導するような姿勢を見せていた。このような経緯を考えれば、日本政府の対応は大きく前進したと言えよう。もちろん、この国籍取得特例法案は、特別永住者に日本国籍を取得することを強要するものでもないし、引き続き特別永住者の外国人の地位にとどまる人たちに対して、何の不利益を与えるものでもない。しかし、こ

の法案は在日韓国・朝鮮人の側から見れば、いくつかの問題点がある。

まず第一に、この法案は政府の側から一方的に示されたものであり、その立法過程において当事者である在日韓国・朝鮮人の意思は反映されていない。第二に、民族教育や文化などに対する制度的、財政的な保障がない。第三に、戦後、国籍を理由に戦後補償や国民年金から排除されてきた不利益が精算されていない。(社団法人大阪国際理解教育研究センター、2002)

このような問題点をふまえて、在日韓国朝鮮人の人権尊重を求める活動を行っている社団法人大阪国際理解教育研究センターでは、「この法案は、定住外国人の人権に配慮したものではなく、単に定住外国人に選挙権を与えたくないために、以前からあった『選挙権が欲しかったら“帰化”しろ』という暴論の延長線上で出されたものだ」と反発している。

とは言え、現行の国籍法によっても、帰化して日本国籍を取得する在日韓国朝鮮人は年々増加しており、坂中英徳は「在日韓国・朝鮮人政策論の帰結」(『環』、2002:194-202)の中で「在日韓国・朝鮮人は50年以内に自然消滅する可能性が高い」と見ている。しかし、坂中は上に述べた国籍取得特例法案が成立し、日本国籍を取得しても民族名の使用が認められるようになれば、在日韓国朝鮮人が「朝鮮系日本人」として新しい独自の民族集団を形成することが期待できる、としている。

坂中は「国籍(国民)の概念と民族の概念は異なるものである」としながらも、「在日韓国朝鮮人が強固なアイデンティティを持ち、自分が何者であるかをしかと確認できる状態は、国籍の属する国と民族として帰属する国とが一致する場合に実現する」と述べている。その上で、今日の在日韓国朝鮮人の多くは、韓国や朝鮮といった国籍を持っていたとしても韓国人もしくは朝鮮人としての民族的アイデンティティや国民意識は持っておらず、彼らがアイデンティティを確立する道は精神的にも物質的にも実際に帰属している日本の国籍を取り名実ともに日本国民として生きていくことであろう、と述べている。しかし、このような日本人の考え方は、在日韓国朝鮮人から見れば、日本への従属を意味しているように受け取られる恐れもある。

<考察>

在日韓国人は、戦後「日本国籍」を一方的に奪われ、長い時間をかけてようやく「特別永住者」の資格を得たが、それは何の権利も効力もなく、在日韓国人は今でも「外国人」として扱われている。

外国人登録法には日本国民には課せられない義務規定が多く見られる。特別永住者が少し優遇されている箇所もあるが、基本的に日本政府は外国人登録法によって日本に住む外国人を管理・監視しようとしているのだろう。

その証拠に、日本国民を対象とする住民基本台帳法には「その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」(第35条)、「秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する」(第42条)と定められているが、外国人登録法にはこのような規定は全くないと言う。そのため、2000年から2001年にかけて、公安調査庁が在日韓国人などの名前を特定して「外国人登録原票」の写しを市町村に請求し、大量に入手していたことが明らかになった。

外国人登録事務は、国(法務省)の決定受託事務として各自自治体が行っているため、地方自治体は国からの請求を断れずにやむを得ず「外国人登録原票」の写しを提出したのか、それとも何の疑問も持たずに提出したのかは分からないが、個人情報やプライバシーの問題が盛んに言われている今、日本人の住民票を使って同じことをすればきっと大問題になることだろう。それが、在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人の個人情報は本人たちの許可なく国家の知るところとなっているのだ。在日韓国・朝鮮人に対する日本という国家の態度は時代とともに和らぐどころか、ますます厳しいものになっているのではないか。

指紋捺捺制度についても、まるで在日外国人を犯罪者扱いしているような制度である。1999年によく全廃されたが、日本が外国人を信用していないというか、外国人を全く異質のものとして捉えてい

るといふ印象を受ける。日本は国連からの勧告にも応じておらず、たとえ日本が経済や技術などの分野で世界的に高い水準を誇っているとしても、このような態度では世界中から反感を買うだけである。日本に住む外国人を、人権を無視した細かい規則で押さえるのではなく、もっと自由に共生できる社会を目指すべきではないのだろうか。

また、在日韓国朝鮮人の国籍の問題を考えると、これまで「日本と韓国」とか「日本と朝鮮」という関係で考えていたが、在日の人たちにとっては韓国と朝鮮という問題もあることを知った。本文中で、1965年の日韓基本条約締結後に「韓国」籍ならば永住権が取得できた、ということ述べたが、そのためにわざわざ朝鮮籍から韓国籍に変えた在日の人もいたということを知り、在日の人々が日本で生きていくことの厳しさを感じるとともに、「国籍」とは一体何なのかと考えさせられた。日本は北朝鮮との間でまだ国交を正常化していないので、朝鮮籍よりも韓国籍の方が日本で生活していくためには都合が良いのだろう。

確かに日本人の持つイメージも韓国と北朝鮮では全く違う。しかし、そのような日本人の都合に振り回されて自分の本当の祖国や民族を見失ってしまうようなことがあるのはとても悲しい。在日1世にとっては生まれ育った場所が「祖国」としてははっきりあるが、日本で生まれ育った2世以降の世代の中には、「祖国」という概念自体があやふやなものになっている人も多い。さらに、在日の人たちは、日本社会との関係だけでなく朝鮮半島の南北問題とも向き合っていかなければならず、彼らの抱えている問題はとても大きく深いものだと感じた。

また「帰化」問題に関して言えば、「日本人だから」とか「韓国人だから」といった枠を越えた考え方やものの見方ができることは、「在日」の特権でもあり役割でもあるのではないだろうか。これからの時代は「帰化」というよりも「国籍選択」という捉え方で、自分の生活や価値観に合った国籍を持つことや、国籍だけにとらわれない民族意識を持つことが在日韓国・朝鮮人には求められているのかも知れない。国籍が日本であれ、韓国籍であれ朝鮮籍であれ、在日韓国朝鮮人には韓国人・朝鮮人としてのアイデンティティを全く捨てるのではなく、「在日」ならではの生き方が求められているのではないか。

第2節 在日韓国人を取り巻く人権問題

1 在日韓国朝鮮人と姓名

法務省「在留外国人統計」によれば、2000年末現在で、日本に「外国人登録」をしている「韓国・朝鮮」籍者は、63万5,269人である。しかし、そのほとんどは日本名（通名）を使って日本社会で生活している。現在では、在日韓国人の生き方も多様化しており、それにつれて名前に関しても様々なケースが出てきているが、自分のルーツが端的に表れる名前は、在日韓国人にとって今もなお悩み深い問題である。そこで、この節では在日韓国人の姓名について調べた。

1-1 在日韓国人の姓名に関する実態

河 旭は『第四の選択、韓国系日本人：世界六百万韓民族の生きざまと国籍』（2001、文芸社）の中で、「姓名」の視点から、日本国籍取得者を含めた広義の在日韓国人を以下の4つのパターンに分けている。

- ① 韓国姓日本姓併用の韓国人：在日韓国人のほとんどはこのパターンであり、日本社会の差別体質の中で、通名（日本名）を使用している。
- ② 韓国姓韓国人：本姓本名を使用することによって、韓国人であることを堂々と主張し生きている、強い姿勢の保持者である。これは本来、韓国人の普遍的な生き方であるが、日本ではこのパターンのごく少数である。
- ③ 日本姓日本人：帰化等による日本国籍の取得者であり、日本で定住することを決意した人たち、

あるいは配偶者が日本人の場合は必然的にこのパターンになる。

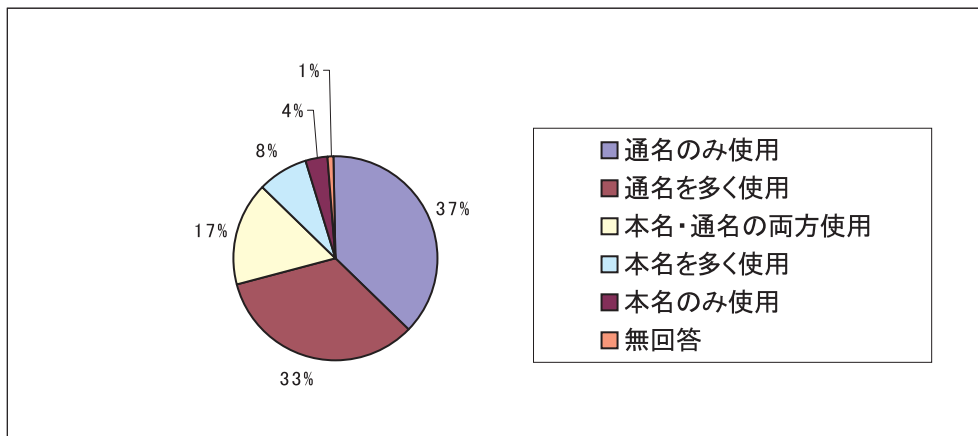
④ 韓国姓日本人：日本国籍を取得したが、本姓本名で堂々と生きている人たちである。このパターンは、今はまだごく少数だが、河は、このパターンが在日韓国人にとってより幸せな生き方ではないかと考えている。民族名で日本国籍を取得し生きていくことは、日本人と対等な立場で仲良く共生していくことだと考えるからである。

そこで、ここでは、金原左門・他、『日本の中の韓国・朝鮮人，中国人 —神奈川県内在住外国人実態調査より—』(1986, 明石書店), 辻本久夫・他、『親と子が見た在日韓国・朝鮮人白書』(1994, 明石書店), 福岡安則・金明秀、『在日韓国人青年の生活と意識』(1997, 東京大学出版会)を参考に、在日韓国人の姓名に関する実態を探った。

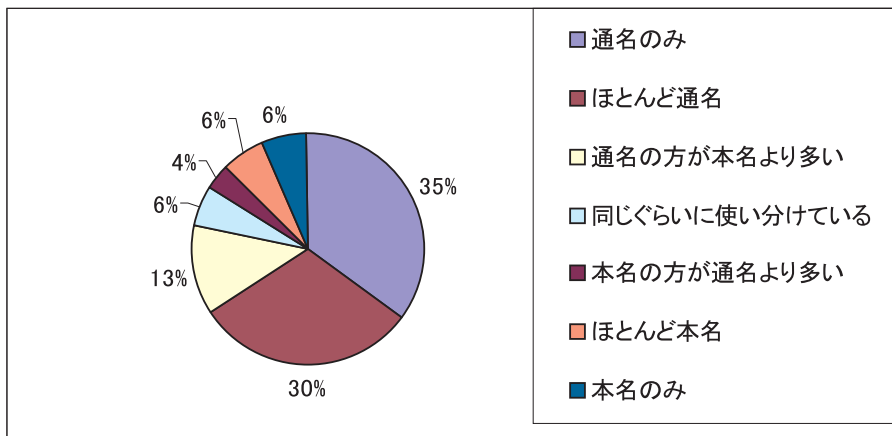
なお、金原(1986)の調査は、神奈川県内に住む韓国・朝鮮人および中国人の20歳以上の男女を対象に行ったものである。辻本ら(1994)の調査は、兵庫県内に住む在日韓国・朝鮮人児童生徒を対象に行なったものである。福岡ら(1997)の調査は、日本生まれで韓国籍を持つ18~30歳の男女を対象に行ったものである。

1-2 通名の所持率と使用状況

金原(1986)の調査によると、有効回答数939人のうち、80.0%にあたる751人が「日本名(通名)を持っている」と答えた。通名所持者の通名の使用状況は以下の通りである。



この表を見ると、通名所持者のうち「通名のみ使用」と「通名を多く使用」を合わせて70%の人が日本名を使って日常生活を送っていることが分かる。通名を所持していても本名を使用しているという人は非常に少なく、ほとんどの在日韓国・朝鮮人にとって通名は日本での生活に必要な不可欠なものになっていることがうかがえる。福岡ら(1997)の調査でも通名と本名の使用度について、次のような結果が出ている。



この表からも金原が実施した調査とほぼ同じような結果が出ている。表中の「(本名と通名を) 同じぐらいに使い分けている」については、福岡は、「同胞に対しては本名、日本人に対しては通名、というケースが多いだろう」と見ている。

辻本ら(1994)も、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが学校で使用する名前について調査しているが、通名を使用している子どもは68.3%、本名を使用している子どもは19.9%という結果である。本名の使用率を学年別に見ると、小学生は23.9%、中学生は15.3%、高校生は19.4%であり、中学生になると一気に低くなる。この理由について、辻本は、「子どもが小学生の段階では親の意思で子どもを本名で通学させることができるが、中・高生になると日本社会での在日韓国・朝鮮人への偏見を感じるため、本名に変えていく」ことと、「小学生の親に、子どもを本名で通学させる人が増えてきたという、在日韓国・朝鮮人社会の変化」を挙げている。また、中学生より高校生の方が本名通学率がやや高いのは、財団法人朝鮮奨学会などの団体による働きかけがあるからだろう、と辻本は述べている。高校在学中に民族意識を強く持った子どもたちが本名に変えていくことが推測される。

このように、本名を名乗る大切さに気付き、自ら本名を名乗っていく在日韓国・朝鮮人もいるが、ここで見てきたようにほとんどの在日韓国・朝鮮人は、通名を使って生活している。

1-2 創氏改名、通名の強制使用と被差別体験

創氏改名については第1章第1節「在日韓国朝鮮人の生まれた歴史的経緯」でも述べたが、創氏改名には2つの意味があると言われている。

「創氏」というのは、韓国・朝鮮の苗字を日本式の苗字に変えることである。「改名」というのは、朝鮮の習慣では夫婦別姓で子どもは父親の姓を名乗るため、夫と妻の姓は違い、夫の母にあたる祖母は祖父と姓が違うので、一家族に3つの姓が存在することになるのだが、そこに日本の家制度を押し付け、一家一姓(父系の姓)に統一させてしまうことである。この2つの要素を合わせて創氏改名という。

創氏改名が在日韓国・朝鮮人にとっていかに屈辱的なものであったかは、第二次世界大戦の日本敗戦後に、韓国の国会において真っ先に制定された「日本統治時代の法令に起因した創氏制度によって、朝鮮姓名を日本式姓名に変更した戸籍記載はその創初日にさかのぼって無効であることを宣言する」という法律(朝鮮姓名復帰令)が物語っている。

金原(1986)によると、「会社や学校から通名を使うことを強制された経験はあるか」という問いに対して、「ある」は12.7%、「ない」は85.1%であったが、これを世代別に見た場合、50~54歳では23.3%、55~59歳では29.0%、60~64歳では33.3%の人が「ある」と答えている。この年齢層は韓国・朝鮮が日本の植民地だった時期を経験した世代である。

また、「通名は強制されたものなので嫌か」という質問に対して、「そう思う」と答えた人は11.6%いる。この質問および回答は、在日韓国・朝鮮人の姓名に関する考え方が、日本の歴史と深く関連していることを象徴している。

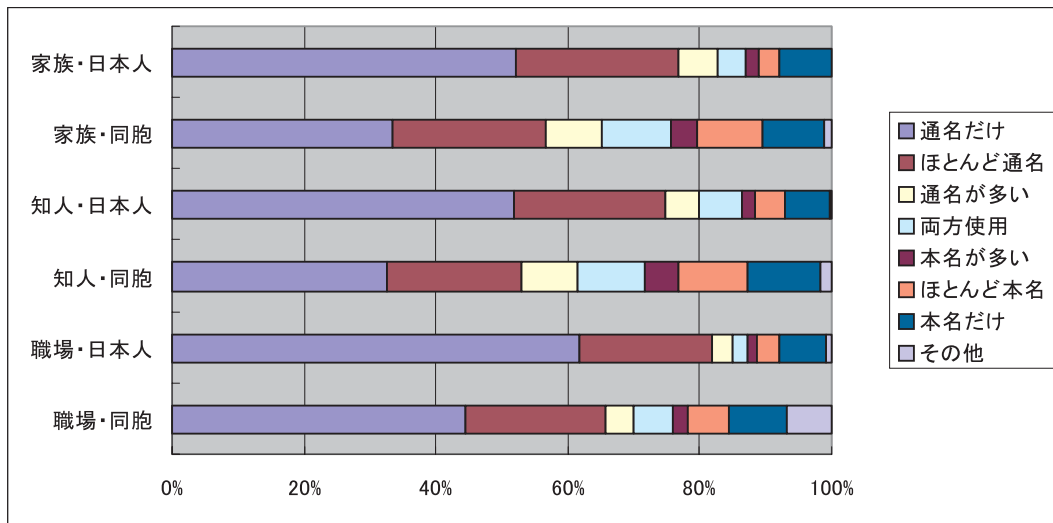
在日韓国朝鮮人に対する民族差別の中で、学校及び通学途上で加えられた民族差別は、実数・比率ともに最も多い。学校通学者の約半数が差別の経験者であるという調査結果も出ている。金原(1986)によると、在日韓国朝鮮人の学校及び通学途上における「差別経験なし」の割合を通名・本名の使用率から見ると、「通名を持っていない」が43.9%で最も高く、次に「通名のみ使用」が32.5%、「本名のみ使用」が32.1%と、本名で生きる人と通名のみで生きる人に両極分化している。本名を名乗って生きている人には、差別をはね返すような強さや民族的主体性を感じさせるものがあり、それが差別を許さない結果となっているのではないか。反対に通名のみを使用している人は、周りが自分が韓国・朝鮮人であることを知らないため、直接差別を受けた経験が少ないのではないかと考えられる。

同じ学校の生徒からの差別は、通名使用者に集中し本名使用者に対しては少ない。反対に、他校の生徒や他の日本人からの差別は本名使用者に集中している。これは、本名を名乗っている人たちが韓国・朝鮮人であると分かりやすいため、外部から差別の対象にされることが多いからであろう。

しかし、通名使用者でも差別を多く受けているという事実から考え、通名の所持と使用は学校における差別からの自衛手段にはなりにくい。本名、通名どちらを使用しても差別経験に違いはないという、在日韓国・朝鮮人にとっては非常に厳しい現実が明らかになっている。

1-3 在日韓国朝鮮人の姓名に対する意識・使い分け

在日韓国人の中には、相手によって自分の名前を使い分けている人もいる。次の図は、在日韓国人が家族、知人、職場の人に対して、同胞と日本人それぞれにどのように名前を使い分けているのかを示したものである。



『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』(1997, 金明秀編) より作成

これを見ると、在日韓国人は、同胞よりも日本人に対して通名を使用する割合が高いことが明らかである。日本人に対して「通名だけ」使用する在日韓国人は半数以上であり、特に職場においてその割合が高い。

私(大津由以子)が、2002年9月20日に大阪府庁で開かれた「在日コリアン&マイノリティ啓発講座」(第3章第3節を参照)に参加した際、近畿コココーラで人事を担当しているという男性から、パネリストに質問が出された。

その内容は、近畿コココーラに今年、新卒で入社した在日コリアンの男性が、通名で就職活動をし入社したのだが、これからは本名で仕事をしていきたいと上司に相談してきたのだそうだ。会社としては彼の意向を尊重し、できるだけバックアップするというのを彼に伝えたのだが、彼の父親が大反対していて、彼自身最後の決断ができないようなので、パネリストの人たちに、何か彼の背中を押すような一言を言ってもらえないだろうか、というものだった。

彼の父親が大反対している理由は、彼の仕事は営業で、お客様との信頼関係や付き合いを大切にしていかなければならない。しかし、その中には在日コリアンに対する偏見を持つ人がいないとは言いきれない。だから、本名で仕事をするということは大きなハンディを背負うことになる、という、親として、在日コリアンの先輩としての心配から来ているものだった。

この話に対してパネリストからは、「『営業先で何があっても、絶対にバックアップするぞ』という会社の姿勢を明確に見せることが大切」「上司がそのことを直接親に話して説得する」などの意見

が出されたが、私はこの話と上の調査結果を比較し、本名で仕事をするのが、在日韓国人にとって大きなハンディになるかもしれない、という日本社会の現実がこのような調査結果をもたらしたのではないだろうか、と感じた。

また、同胞に対しても本名を使うよりも通名を使う人の方が多い。同胞に対して通名を使用する割合は「通名だけ」の割合を見ると、「家族」と「知人」がほぼ同率で、それと比較して「職場」の割合は低い。

これらの結果を見ると、在日韓国人は、同胞でかつ家族や知人など、身近な存在に対しては本名を名乗るが、その割合も決して高いとは言えないことが分かる。在日韓国人にとって、日本社会は本名を名乗って生活することがとても困難な環境であるように感じた。

では実際に本名・通名を使って日本で日常生活を送る在日韓国人たちは、自分たちの名前に対してどのような考えを持っているのだろうか。『S a i』(2002, 社団法人大阪国際理解教育研究センター)の特集「在日コリアンのなまえ」に載せられていた在日韓国・朝鮮人の声を以下にまとめる。

ここに載っている在日韓国・朝鮮人のうち、20歳代から30歳代の在日3世は、小さい頃は自然と本名、または本名を日本語読みして使っていたが、就職や結婚、出産を機に改めて自分の名前について考える人が多い。特に子どもが生まれると、親は子どもの名前をどうするか悩むようだ。在日韓国・朝鮮人の名前は、本名と通名の2通りだけではなく、多様な選択肢がある。

例えば、本名・朴英姫、通名・木下英美を例にすると、下記のように、一人の名前でもこれだけの選択肢がある。

- ① 姓名ともに朝鮮式名前の朝鮮語読み＝朴英姫 パク・ヨンヒ
- ② 姓は朝鮮式名前の朝鮮語読み、名は日本式名前の朝鮮語読み＝朴英美 パク・ヨンミ
- ③ 姓名ともに朝鮮式名前の日本語読み＝朴英姫 ボク・エイキ
- ④ 姓は朝鮮式名前の日本語読み、名は日本式名前の日本語読み＝朴英美 ボク・ヒデミ
- ⑤ 姓名ともに朝鮮式名前、姓は朝鮮語読み、名は日本語読み＝朴英姫 パク・エイキ
- ⑥ 姓は朝鮮式名前、朝鮮語読み、名は日本式名前、日本語読み＝朴英美 パク・ヒデミ
- ⑦ 姓名ともに日本式名前、姓は日本語読み、名は朝鮮語読み＝木下英美 きのした・ヨンミ

在日3世の親たちの中には子どもに日本語でもハングルでも同じ呼び名になる名前を考えて付けたり、上の③のように朝鮮式名前を日本語読みしている人もいる。また、日本人男性と結婚した在日3世の女性は、子どもに自分と夫の苗字を両方つなげたダブルネームを付けた(新聞記事「『複合姓(ダブルネーム)』が自然だね」)。しかし、どのケースにしても、最終的には子どもの判断に任せるといった家庭が多い。子どもたちは自分の性格や周りの環境に合わせて、自分の使いたい名前を使っているようだ。

他方、40歳代から50歳代の在日韓国・朝鮮人は、小さい頃は通名を使い、短大・大学に入ってから本名(日本語読み)を使い始めたと言っている。現在50歳代の世代が最も差別を受けた世代であり、本名を使っていないことで自分を出せないと悩んだり、朝鮮人だと分かっただけでいじめられるのではないかとびくびくしたりと、今の3世、4世に比べてかなり屈折した子ども時代を過ごしてきたようだ。しかし、彼らは自分の子どもたちに、日本語では読めない韓国らしい名前を付けたり、本名と通名などと分けずに韓国名一つを使うようにしたという。「韓国語でも日本語でも読める名前を付けるのではなく、日本人が韓国名を覚えれば良い」という彼らの考え方は、考えてみれば当然のことである。2003年1月10日中日新聞朝刊(「『本名』へのこだわり貫く」)にも、「日本と正面から向かい合って生きるしかない」と、子どもに日本式の名前を付けなかった在日朝鮮人の家族の話が載っていたが、さまざまな国から来た外国人が住んでいる現在の日本で、在日韓国・朝鮮人だけが本名を堂々と名乗れないのはおかしい。日本人はもっとこのことを真剣に受け止めるべきだろう。

名前は自分のルーツを表現する方法であり、本名やダブルネームを使うことによって自分らしく生

きていきたいという気持ちは世代に関係なく誰もが抱いているようだ。そのためには周りの環境も非常に重要で、特に学校時代にどのような先生や友達に出会えたかが、その人が在日韓国・朝鮮人としてどう生きていくのかということに大きな影響を与えている。つまり、在日韓国・朝鮮人の姓名の問題は、彼らに対する日本人の意識の問題でもあり得ると言えよう。

もう一つここで考えておきたいのは、姓名の使い分けと学歴や家族との関係である。豊島(1997)は、「名前の使用」(『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査』pp.110-120)の中で、在日韓国人の本名使用度に教育年数が影響していると指摘している。これは教育年数が長い人ほど本名を名乗るべきだという意志が強い傾向にあるというものだ。

しかし、ここでは「本名を名乗るべきだという意志」という言葉を使っており、実際に本名を使っているかどうかは取り上げていないし、学校教育を長期にわたって経験することが、本名を名乗る意志を培うことにどのようにつながるのか、具体的な結果はこの調査では明らかになっていない。

だとすると、学校教育よりも、むしろ民族学校や家庭で受けた民族教育の方が、本名使用度と大きな関係があるのではないだろうか、とも考えられる。その証拠に、豊島(1997)は、本名を名乗る意志および実際の本名使用度には、親の民族意識が最も強い影響として現れている、と述べている。

本名を名乗る人々は、両親から本名を名乗る大切さを教えられ、民族教育を通じて在日韓国人の一人として本名を名乗る意義を学んでいる。また、被差別体験が多い人ほど本名を名乗る傾向が強いという結果も出ている。豊島によると「中には民族差別を受けることによって、名前や出自を隠し、日本人になりすまそうというケースもあるが、全体としては差別体験を克服する形で本名を名乗る傾向の方が強い」そうだ。

このように、本名の使用度は、両親の民族意識、民族教育の経験、被差別体験といった地域や家庭という具体的な生活の場で培われるものである。先にも述べたように、「本名を名乗るべきだという意志」と「実際に本名を名乗る」ということは別物である。本名を名乗るべきだという意志の形成には、両親の民族意識が圧倒的に強い影響力を持っているが、実際に本名を名乗るかどうかの選択は、両親の民族意識に加えて、社会階層や生活体験など生活構造上のさまざまな要因を踏まえて複合的に判断されると考えるべきであろう。

<考察>

上で、在日韓国人は同胞に対しても本名よりも通名を使う割合が高いということ述べたが、この結果は意外だった。在日韓国人が日本人に対して本名を名乗れない現状については以前から分かっていたが、その分、同胞に対してならば気持ちも分かり合えるし自分の出自なども話しやすいのではないかと考えていた。

今回、この調査の結果を知り、在日韓国人が本名を名乗れる相手は本当に少なく限られていることが分かった。これは、本名を使って生活することで受ける差別を、通名を使うことで回避しようという、「日本では在日韓国人が本当の自分らしく生きていくことの難しさ」を表していると言えよう。

本名を名乗る要因として、学歴の他に両親の民族意識、民族教育の経験、被差別体験といった家庭や地域社会における生活環境などが挙げられるが、これらの生活環境に加えて、日本の社会がもっと在日韓国人の人権を尊重した社会に変われば、在日韓国人の本名使用率も上昇するかもしれない。

在日韓国人と一口に言っても人それぞれの生き方があり、姓名に対してもさまざまな考え方がある。そのため、すべての在日韓国人が本名を使用することを望んでいるかは分からないが、そういう希望も含めて、少なくとも「本名を名乗りたいのに名乗れない」という現状は変えなければならない。ただ「差別のない社会に」という言葉だけでなく、もう少し具体的なことが必要だ。

他方、時代の流れとともに、在日の人たちの姓名に対する考えも多様化し、特に若者の間では日本

語読みとか韓国語読みなどにこだわるのではなく、在日らしい新しい名前のあり方を考えていきたいという声もある。

日本に日本人として生まれ、一つの名前をずっと使ってきている私たちは、自分の名前に民族のルーツなどを感じたことは多分ないだろう。在日韓国人の姓名について調べたり考えたりすることを通して、自分が普段当たり前のように使ってきている姓名の持つ意味の大きさを改めて知った。

日本にいる在日韓国・朝鮮人の存在が、その数に比して遠いものを感じられるのは、彼らの多くが日本名を使って生活しており、外見も日本人と変わらないため、私たちがその存在に気付いていないからだとも言える。その人たちに本名で生活する勇気を与えるのは、そこで一緒に生活する私たち日本人の理解と支援、私たち自身による日本社会の変革なのではないだろうか。

2 在日韓国朝鮮人と就職

在日韓国人の多くは、学校を卒業し就職する際にもさまざまな差別を受けている。その代表例が、公務員試験における国籍条項である。

これは「日本国籍を持たない人は採用試験を受けることができない」というものであり、長年の間、この国籍条項の撤廃をめぐる在日外国人と日本政府および自治体の間でさまざまな協議が行われてきた。

現在では、地方公務員については、条件付きではあるものの、都道府県、政令指定都市、その他の市町村において、採用試験の受験資格を緩和したり、実際に外国人を採用したりしているところも出てきた。しかし、国家公務員については依然として外国籍者の採用試験受験を認めていない。

民間企業においても、1970年代から就職差別は裁判になるほどの大きな人権問題として取り上げられてきており、こちらも徐々に緩和されてきてはいるものの、現在でも全くなかったというわけではない。以下に、公務員試験の国籍条項撤廃への流れおよび民間企業における就職差別の実態などについて述べる。

2-1 公務員試験「国籍条項」の実態と、その撤廃への動き

在日韓国人をはじめとする外国籍の人は、国籍条項を理由に公務員などの採用試験から排除されてきた。この国籍条項とは、公務員試験の募集要項で、特定の職種の受験資格を「日本国籍を有する者」などと定め、外国人の採用を制限する規定のことである。

国家公務員は人事院規則にこれが盛り込まれ、地方公務員には明文規定はないが、「公権力の行使または公の意思形成に携わる公務員は、日本国籍を必要とする」とした1953年の内閣法制局見解がその根拠になっている。

これを踏まえ、外国人の地方公務員の就労については、国の「照会」「回答」などの行政指導が「当然の法理」として適用されていた。1991年に日本政府外務大臣と韓国政府外務部長官により日韓覚え書きが署名されるまでは、在日韓国人が地方公務員になることについては、1973に自治省（当時）公務員第一課長が「回答」として打ち出した下記の二点が「当然の法理」として用いられていた。

(1) 地方公務員の職のうち、「公権力の行使または公の意思形成への参画」に携わる者については、日本国籍を有しない者は任用できない。

(2) 「公権力の行使または公の意思形成への参画」に携わることが将来予想される職員の採用試験に、日本国籍を有しない者に受験資格を与えるのは適当ではない。

自治省は、地方公共団体に対して外国人の採用に慎重な対応を取るよう指導してきたが、全ての職種で外国人を排除しているわけではなく、保健婦や助産婦、看護婦については1986年6月、「専門的、技術的な業務で、国籍要件は必要ない」との通達を出した。他の職種についても、具体的に「公権力の行使」などにどの職種が該当するかは「一律にその範囲を画定することは困難」（1979年の政

府回答)とし、自治体の判断に任されている。

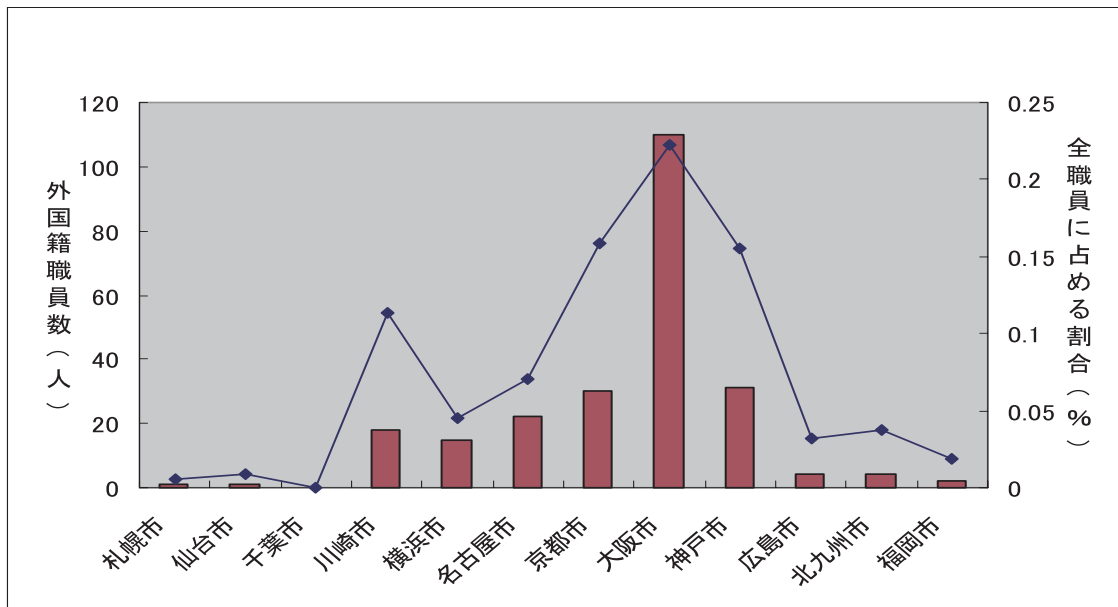
国籍条項には、国民主権に対する認識の問題も絡んでいる。1953年の内閣法制局見解に付けられた参照資料では、「公務員は、その国の法令に全面的に服しなければならない関係上、本国の法令にも服しなければならない外国人が公務員になることは、当人に対する本国の主権を侵す恐れがある」としている。

1991年の日韓覚え書きでは、在日韓国人が地方公務員となることについて「地方公務員の採用については、公務員任用に関する国籍による合理的差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大が図られるよう地方公共団体を指導していく」と記された。

上で示したように国の行政事例による見解が示されていたため、都道府県と政令指定都市については、一般事務・技術職には職員採用試験の際に国籍条項が設けられ、外国人は受験できなかった。しかし、1970年代に入ってから在日韓国・朝鮮人や日本人による市民運動が繰り返され、政令指定都市以外の市町村では徐々に国籍条項が撤廃され、少しずつではあるが外国人が任用されていった。

1977年に司法修習生の国籍条項が撤廃され初の外国籍修習生が誕生した他、1982年には国立大学教員、1984年には郵政外務職の国籍条項も撤廃された。1991年に公立学校の教員採用試験の際に在日外国人に常勤講師への採用の道を開く、という文部省(当時)の通達が出されたが、この文部省の決定はすでに外国籍者を正規の教諭として採用した実績のある自治体に「後退」を迫るものとして批判された。現在では多くの自治体で教員採用試験における国籍条項は撤廃されている。

1992年には政令指定都市で初めて大阪市が一部撤廃し、その後神戸市や川崎市が続いた。現在では全ての政令指定都市で撤廃されている。以下に1997年4月1日における各政令指定都市の外国籍職員数(棒グラフ)と全職員に占める割合(折れ線グラフ)を示す。なお、当時、千葉市だけは国籍条項を撤廃していなかった。



『国籍条項・心の壁の撤廃まで』(1998, 明石書店)より作成

この表を見ると、大阪市が人数、比率ともに最も大きいことが分かる。川崎市は、人数は名古屋市より少ないが割合は高い。川崎市では1991年に「川崎市外国人施策研究委員会」が市に国籍条項の即時撤廃を答申するなど、国籍条項撤廃に向けて積極的に活動を続けてきた。その成果が表れているのだろう。その他の都市では外国籍職員の数と全職員に占める割合はほぼ比例している。

関東から関西にかけての政令指定都市で比較的多くの外国籍職員を採用し、北海道から東北および中国から九州にかけての都市では少ない。特に京都市、大阪市、神戸市の近畿3市は他の都市に比べて外国籍職員の割合が高い。これは、この地方に在日韓国・朝鮮人が多く住んでいることと関係していると考えられる。大阪府には、全国で最も多くの在日韓国人が居住していることから見れば、この結果は妥当であろう。

しかし、全体的に見て外国籍職員の割合はとても低い。このような割合は、国籍条項が撤廃されたとは言え、依然として外国籍者が公務員になることの難しさを顕著に示している。都道府県では、1996年に初めて高知県が国籍条項を撤廃し、他の自治体でも撤廃するところが増えているが、現在でも外国籍者の国家公務員の多くの職種や警察官、自衛官、消防士（一部、国籍条項を撤廃している自治体もある）への採用の道は閉ざされたままである。

2-2 日立就職差別事件と民間企業における就職差別の実態

民間企業における就職差別として有名なのが日立就職差別事件である。日立就職差別事件とは、1970年に日立製作所の採用試験を受験し、採用通知を受けた朴鐘（パク・チョンソク）さんが韓国籍のために戸籍謄本が取れないことを理由に採用を取り消された事件である。

このとき、日立製作所は、朴さんが「新井鐘司」という通名で、しかも本籍地欄に国籍ではなく出生地の愛知県を書いたことを挙げ、これは虚偽の応募でありそのような人物を採用することはできない、という説明をしたが、朴さんはこの事件を法廷闘争に持ち込み、在日韓国朝鮮人への就職差別を初めて世の中に訴えた。

4年にわたる裁判の結果、判決は朴さん側の全面勝利であった。そして、その判決理由の中に「戦後も現在に至るまで、在日朝鮮人は就職に関して日本人と差別され、企業にはほとんど就職することができず、（中略）在日朝鮮人が朝鮮人であることを公示して大企業に就職しようとしても、受験の機会さえ与えられない場合もあり」と、在日韓国・朝鮮人の就職差別の実態が明記されていた。この裁判結果は、それまでの日本社会の状況から考えると非常に画期的なものであった。

それまでの日本社会では、在日韓国朝鮮人が就職差別を受けたり大企業に就職することができなかつたりするということは公然の事実であり、日立製作所のように在日韓国人であることを理由に採用を拒否する企業が一般的であった。そのため、在日韓国・朝鮮人側も、通名を使ったり本籍欄を偽ったりして応募書類を出すことが普通であったし、差別も対しても「仕方がない」とあきらめるしかなかった。

しかし、この裁判を通して、差別と真正面から向き合い闘うことで、日本人や日本の企業の意識は変わるということ、在日韓国人たちは学んだ。裁判後、朴さんは本名で日立製作所に就職し、この日立就職差別事件を共に闘った在日韓国・朝鮮人と日本人が、在日韓国・朝鮮人の差別問題を闘うための市民団体である全国民闘連を結成した。

とはいえ、日立就職差別事件の後も、就職差別事件はなくなってはいない。以下に『S a i』第11号（1994、社団法人大阪国際理解教育研究センター）を参考に、その実例をいくつか挙げる。

<事例1：サンエスの場合> 1985年、企業を回って在日韓国・朝鮮人生徒の職場開拓をしていた大阪府の八尾北高校の教師が、サンエスという企業で「本校には韓国籍・朝鮮籍の生徒がいます。これらの生徒への門戸開放はどんなものでしょうか」と尋ねたところ、「業界の小売店主を相手に商売している事情から、韓国人、同和地区の人は採用しません。後でもめるより、今ははっきり言うておくほうがいい」という返答が返ってきた。

<事例2：沖電線の場合> 1987年には、韓国籍の生徒が学校を通じて沖電線に応募書類を提出したところ、翌日採用事務担当者が学校へ来て「会社のしきたりにより外国人はとらない」と言って応募書類を返却した。この2例に共通しているのは、在日韓国・朝鮮人の生徒がその国籍だけを理由に採用試験を受けることすらできなかったという点である。

<事例3：沖電気と教育界> さらに、沖電線の場合は、学校から教育委員会へ就職差別の報告が出されたにも関わらず、教育委員会は民間連からの問い合わせに対して知らないふりをして通すという隠蔽工作を行い、就職差別に対する行政側の姿勢も問われた。また沖電気の事例を通じて、教育現場で働く教師の中には、生徒への就職差別が発覚した際に、これを問題にすると企業と学校との関係が悪化し、日本人生徒に求人がなくなるのではないかと、という不安から実態に即した対応ができなかったり、外国籍者採用実績のある企業の中から生徒に選ばせたり、と就職差別を温存・助長するような就職指導をしている者もあり、それらの実態も明らかになった。

<事例4：共栄火災海上保険相互会社> 1992年、在日韓国人2世のAさんは、共栄火災海上保険相互会社八尾営業所に仮採用され、入社に必要な書類として「住民票記載事項の証明願」の提出を求められた。韓国籍であるAさんは、「外国人登録原票記載事項の証明願」を提出したのだが、同社の支店長は、Aさんが韓国籍であるという理由だけで、「外国人の人は好ましくないと思うので無理をしてまで採用しない方向で話をしてくれ」という指示を部下に出し、Aさんは研修期間中に不採用を告げられた。

<事例5：キリンビール尼崎工場> 1993年にはキリンビール尼崎工場で、在日韓国朝鮮人の社員に対して同僚が、「こわい」とか「朝鮮人やから」という差別発言をするといった事件が起こった。在日韓国朝鮮人は、入社前だけでなく入社後の社内における民族差別にも苦しんでいることが、この事例でも知ることができる。

2-3 高校・大学における在日韓国朝鮮人への就職指導

大阪府教育委員会が中心となって調査した「在日外国人生徒進路追跡調査」によると、1991年3月から1994年3月に府立高校を卒業した在日外国人生徒のうち、高校卒業後に大学進学者は20.6%、短大進学者は16.2%であった。この調査は在日外国人を対象にしているが、ほとんど在日韓国朝鮮人の進路実態である。進路に対しての自由記載の欄には、全体の11.3%が何かを記入し、そのうちの28.1%が差別について書いている。

差別の内容としては、「本名で請求しても、会社案内すら送ってこなかった」「韓国籍と書いた履歴書を見て面接官の態度が変わった（以前は、中学生と高校生の統一応募用紙という履歴書に本籍地欄があった）」「集団面接で、自分だけ質問をされなかった」「老人施設の就職面接で、入所者に戦争体験者がいるという理由で不採用になった」「外国人は労働組合に入れなかった」と言われた」などが挙げられている。

また、就職先の企業規模については、零細企業と言われる企業の割合が、高卒の就職では30.6%、転職では50.3%である。在日韓国・朝鮮人の就職先は、高校卒も含めて、短大卒や専修学校卒、大学卒ですら、零細企業への就職率が日本人よりも高い。時代の流れとともに、「在日韓国・朝鮮人の進路が広がった」とか「企業が変わった」とか「公務員の国籍条項も変わった」などと言われているが、一方ではこのような実態もある。

この問題に関しては、生徒と保護者の側にも課題がある。例えば、生徒本人は就職しても本名を使いたいと言っても、親が「本名は高校3年間だけでいい。就職するときは本名で就職できる企業なんかない」と断定的に言い、就職差別に対して泣き寝入りしてしまうこともあるようだ。2世の時代は、親から「朝鮮人は就職ができない」と言われ、希望や夢のない状態でどこか就職できるところに就職したという人も多い。

しかし、現在は、公務員の国籍条項が撤廃されたり、ごく一部の企業では、「在日韓国・朝鮮人には、できるだけ本名で来てほしい。それが社内の啓発につながる」と考える企業も出てきており、今の学生は少しずつだが、夢や希望を持てる状況になってきている。それ自体は良いことなのだが、そういう学生たちが今なお残る就職差別の壁にぶち当たったとき、どうなるのかという新しい課題もある。

在日韓国人が多く在籍する高校や大学などでは、在日学生を対象にした就職指導や懇談会を行っているところもある。大阪府立西成高等学校では、就職する生徒の割合が高いこともあって、教職員全員で分担して各企業を訪問するなど、求人開拓に力を入れている。同校は、被差別部落の中にあり、地域の願いでつくられた学校であるので、部落出身の生徒や在日韓国朝鮮人の生徒の採用を積極的に行ってほしいと各企業に話している。前節で述べたサンエス就職差別事件をきっかけとして企業の露骨な差別選考は見られなくなったが、差別選考ではないだろうか、と思えるような断り方は若干残っているようだ。

西成高校では、就職の応募書類は普通郵送なのだが、在日や障害のある生徒の書類は教師が直接持参している。本名で就職したい生徒の場合は「この生徒は本名で働きたいので、お願いします」と付け加える。現在では統一応募用紙に本籍地を書く欄はなくなったが、通名を記入することで国籍を隠し、就職してから在日韓国人であることが分かり企業と何かトラブルが起こったりすると、その生徒が一人でその問題に対応しなければならない。西成高校ではそのようなことがないように、生徒には本名を書いて出すように指導し、学校が出す調査書にも必ず本名も書いている。西成高校では、学校が民族問題を放置するのは許せないという考えから、書類を手渡して企業に説明するなど、それぞれのケースに対してきちんと取り組んでいる。

大阪府にある桃山学院大学では、1987年から在日学生を対象に「就職等進路問題懇談会」を開いている。この懇談会は、就職のことに限らず在日学生生活全面におけるさまざまな話をしながら同僚同士の交流を深める場になっている。在日生徒の就職は、西成高校高校と同様に、「国籍でだめだったのではないか」と感じることもあるが、企業側も露骨に在日学生を差別するわけではないため大学としても抗議するわけにもいかず、大学の就職課の職員ももどかしい思いをするようだ。しかし、差別があるのは承知で国籍のせいにせずにがんばる生徒も多く、企業の認識も少しずつだが変わってきて、就職率も上がっているようだ。(『S a i』第25号(1997, 社団法人大阪国際理解教育研究センター))

<考察>

現在、国家公務員は日本国籍を持つ人でないと採用試験を受けられない場合が多い。在日外国人と一口に言っても、さまざまな国からさまざまな事情で来ている人がいるので、全ての人に国家公務員への門戸を開くのは無理かもしれないが、複雑な事情で日本へ来て何代にもわたって日本に住んでいる在日韓国朝鮮人に対しては、就職の際に幅広く職業を選べるよう考慮する必要があるだろう。

また、地方公務員は現在、多くの都市で外国籍者の採用を認めているが、その数は決して多くない。しかし、自治体における外国人住民に対するサービスや施策を考える上で、外国籍職員の存在は非常に大きいものであると思う。彼らの意見を積極的に取り入れ、彼らが普段から、例えば国際課などの部署で仕事をすることで、自分の体験もふまえた実態に即したサービスなどが提供できるのではないか。多文化共生のまちづくりを進める意味からも、各自治体は今後さらに外国籍職員を積極的に採用するべきだろう。

民間企業における就職差別についても、30年以上も前から在日韓国朝鮮人が裁判で争い勝訴したにも関わらず、現在でも全ての企業で就職差別がなくなっているわけではない。それらの就職差別には多くの場合、姓名の問題が絡んでいる。本名で就職したいという意味を持っている在日韓国人に対して「愛国心が強い」とか「会社は利害が絡むから通名にしてもらわないと困る」「外車を売るような高級なショールームで本名を呼ぶと、雰囲気がち壊れる」などと言う人事担当者もいるという。このような発言は、在日韓国朝鮮人の人権を全く無視したものである。

2003年1月4日『中日新聞』朝刊(「就職差別」乗り越え)に、朝鮮籍の学生が「国籍でなく一人の人間を見てくれた」と、自分を採用してくれた会社の社長のことを話す記事が載っていたが、こ

の学生もその会社の内定を得るまでに20社に落ちており、第一志望のメーカーは「朝鮮籍でダメになったらしい」という悲しい現実も突きつけられている。

長引く不況で、日本人学生の就職活動も厳しく、また完全失業率も上がる一方の今の日本社会で、在日韓国朝鮮人は仕事を獲得するために日本名（通名）を名乗って自分の出自を隠したり、朝鮮籍から韓国籍に変えたりと、在日韓国朝鮮人が「在日」のままでは堂々と仕事ができない現状がある。それは正社員の雇用に限らず、学生のアルバイトでも同様である。在日韓国人学生の中には、アルバイトの面接で本名を名乗っただけで不採用になった、という経験を持つ人も少なくない。

このような現状の中、上に挙げた「国籍でなく一人の人間を見て」在日朝鮮人の採用を決めた社長の姿は、これから日本企業への就職を目指す多くの在日韓国朝鮮人に勇気を与えたのではないだろうか。今後この社長のような考え方は全ての会社にとって、当然のものになっていかなければならない。なぜなら同じ外国人でも本名ではなく「通名」でしか生活できない人種は「在日」以外には見あたらなからである。

3 在日韓国朝鮮人と結婚

この節では、まずはまた、第1章第3節の「在日韓国人と国籍」では、在日韓国人の国籍について述べたが、ここでは在日韓国人の結婚の問題に絡めて、在日韓国人と日本人の間に生まれた子どもの国籍についても触れていきたい。そして、最後に在日韓国人の女性問題について述べる。

3-1 在日韓国朝鮮人の結婚形態

日本の国籍法は1985年まで、韓国の国籍法は1998年まで父系血統主義を採用していた。そのため長年の間、日本人男性と在日韓国人女性の結婚では、子どもが生まれて父親の戸籍に入ると、母親の国籍である韓国籍を選ぶことが永久にできなかった。逆に在日韓国人男性と日本人女性の結婚ならば、1985年以降は二重国籍が認められ、子どもは日本にも韓国にも国民登録をすることができた。

現在では、そのような不合理な差別はなくなったが、日本も韓国も男性優位の社会であったことが端的に表れた制度であった。在日韓国朝鮮人の結婚形態の変化は次表の通りである。（「厚生労働省人口動態調査」より作成）

年	妻日本人	夫日本人	小計	夫婦とも韓国・朝鮮籍
1955	242	94	336	1,474
1960	862	310	1,172	4,630
1965	1,128	843	1,971	7,362
1970	1,386	1,536	2,922	7,758
1975	1,554	1,994	3,548	7,236
1980	1,651	2,458	4,109	6,122
1985	2,525	3,622	6,147	4,808
1990	2,721	8,940	11,661	4,390
1991	2,666	6,969	9,635	3,922
1992	2,804	5,537	8,341	3,610
1993	2,762	5,068	7,830	3,562
1994	2,686	4,851	7,537	3,232
1995	2,842	4,521	7,363	2,970
1996	2,800	4,461	7,261	2,876
1997	2,674	4,504	7,178	2,538
1998	2,635	5,143	7,778	2,558

在日韓国朝鮮人と日本人の婚姻については、1990年までは増加、その後は減少、そして1998年に再び増加という統計が出ているが、現在では在日の女性と日本人男性の結婚が多く、在日の男性と日本人女性の結婚は少ない。

その理由を、福岡(1993)は、被差別部落出身者をめぐる婚姻の現状を参考に考えている。これによると、部落の女性が部落外の男性と恋愛結婚するケースは増えているが、部落外の女性が部落に嫁いでくるケースは少ない。

つまり、男性より女性の方が、相対的に被差別部落出身者との結婚を回避しようとする割合が高い。男性より女性の方が、社会的に差別される立場の人との結婚を忌避しようとする傾向が強いと言える。在日韓国朝鮮人の場合も同じである。

これは、「日本社会がまだ男性優位社会であり、女性の社会的地位が結婚相手の男性の社会的地位に応じて規定されるという風潮が残っていることの反映である」と福岡は述べている。ところが不思議なことに、在日韓国朝鮮人の婚姻状況を人口動態統計から見ると、1970年までは、妻が日本人、夫が在日韓国朝鮮人の夫婦の方が、夫が日本人、妻が在日韓国朝鮮人の夫婦より多かった。

これは在日韓国朝鮮人家族の中に、「嫁いだ娘は他人、もらった娘は身内」という保守的な意識があり、日本人の娘は受け入れても、娘と日本人との結婚は認めないという風潮があったからだ。それが1970年に逆転した。この婚姻件数には、韓国からのニューカマーも含まれるだろうが、在日女性と日本人男性の結婚が増加したことを示している。

1980年までは、どちらかが日本人の夫婦よりも在日同士の夫婦の方が多かったが、近年では妻が日本人の夫婦と在日同士の夫婦の数がほぼ同数で、どちらかが日本人の夫婦と在日同士の夫婦の数を比較すると、前者は後者の約3倍である。(宋連玉『『在日』女性の戦後史』『環』2002:166-177)これは徐々に在日韓国朝鮮人の意識が変化していることの表れであろう。

他方、在日の離婚率は非常に高い。菅戸(2000)によると、離婚率は、日本人男性と「在日」女性のカップルでは6割強、日本人女性と「在日」男性カップルでも3割強であり、これは日本人同士の離婚より多い。1997年度の人口動態統計によると、韓国・朝鮮籍同士の婚姻が1269件、韓国・朝鮮籍同士の離婚が938件である。

もちろん、結婚した年に離婚するとは限らないので、この婚姻と離婚は同一のカップルの数字ではないが、数字だけを見ると、婚姻件数に対する離婚件数の割合はかなり高く、日本人同士の離婚率の2倍以上にのぼる(辛淑玉・菅戸・朴和美・鄭恵、「パネルディスカッション『在日』女語り』『コリアン・マイノリティ研究第4号』2000, pp.5-45)。そして離婚後は、女性の多くは母子家庭となる。日本人でも母子家庭の生活は苦しいと言われているが、「在日」女性の場合はそこに民族や国籍による差別も加わり、ますます厳しいものになっていると考えられる。

3-2 「在日」の国際結婚と二重国籍の子どもたち

現在、日本の国際結婚で統計的にいちばん多いのは、在日韓国朝鮮人と日本人との結婚である。国籍の違う者同士の結婚は、法律や制度の側面から考えても、同じ国籍の者同士の結婚に比べて複雑である。特に子どもが生まれた場合、子どもの国籍をどうするかという問題は特に複雑である。

近年、日本では二つの国籍を有する、いわゆる重国籍の子どもが増えてきており、その二つの国籍の組み合わせとして、「日本と韓国(または朝鮮)」を挙げる子どもも多い。なぜこのような重国籍の子どもが増えているのだろうか。

宋英子は「国際結婚による重国籍の子ども 子どもの教育環境に関する調査(2001)から」(『部落解放10』2002, pp.41-49)の中で、「日本の国籍法は従来、父系血統主義であったが、女性差別撤廃条約批准に伴う国内法整備の一環として、これを父母両系血統主義に改正し、1985年1月1日から施行したことが、重国籍の子どもが増えた理由である」と述べている。

日本の国籍法では、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」(第2条1号)、その子どもは日本国民となり、日本人の親の戸籍に記載される。韓国の国籍法も、以前は父系血統主義だったが、1998年6月14日から父母両系血統主義に改正された。

このため、1985年から1998年6月13日までに日本人女性と韓国人男性の間に生まれた子ども、および1998年6月14日以降に日本人の父または母と韓国人の父または母の間に生まれた子どもは日本の国籍と韓国の国籍を有する重国籍の子どもとなる。ただし、国際結婚により出生した子どものすべてが重国籍の子どもとは限らず、出生と同時に日本国籍者として届け出をする場合もある。

重国籍の子どもは、国籍法第14条で「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない」と定められている(新聞記事「武術で学んだ『強さ』」)。つまり重国籍の子どもは、大学まで進学する場合を考えると、社会に出る前までに自分の国籍を選択しなければならない。

宋英子(2002)では「日本は、重国籍の子どもが、それぞれの国について十分に理解したうえで国籍を自由に選択できるような条件を保障しているといえるだろうか」という問題を提起しているが、教育の面から見ると、子どもの小学校就学に際して、就学案内に外国人学校の一覧も送付され、公立の学校に入学するか、外国人学校に入学するかを選択することのできる在日外国人(大阪市の場合)とは異なり、重国籍の子どもの場合は、日本人として扱われ、日本の名前が書かれた就学通知書が送られてくる。

学校の生活環境やそこで受ける教育は、子どもにとって、その後の人生にも関わるほどの大きな影響力を持っている。それなのに、2つの国籍を持ち、いずれどちらかの国籍を選択しなければならない重国籍の子どもに、本人の希望とは関係なく日本の教育を受けさせることは、子どもがもう一つの国のことを学ぶ機会を剥奪しているのではないか。

現在では、在日韓国人も3世、4世の時代となり、祖国である韓国とのつながりが薄い若者も多い。そのような在日韓国人と日本人の間に生まれた子どもは、韓国籍を持っていたとしても、生まれたときから日本で生活し、日本の文化に接することで、ますます韓国を自分のルーツとして実感できる機会が少なくなってしまうのではないか。

日本は、日本国籍を持っているか、持っていないかということだけで、「日本人」と「外国人」を区別しているが、日本国籍の保有者にもさまざまな背景があることをもっと強く認識し、状況に応じた対応をすることが求められる。重国籍者には重国籍者としてのアイデンティティがあり、彼らにしかできないこともたくさんあるだろう。社会ではマイノリティの存在は隅に追いやられがちだが、マイノリティの考えや意見、行動を尊重してこそ、真の国際理解と言えるのではないだろうか。

3-3 在日韓国朝鮮人の女性と家族の問題

日本でも戦前から戦後の長い間、「男尊女卑」という考え方が定着していたが、在日社会においても女性は常に男性より下の身分であり、女性は家庭の中で「良妻賢母」であることを求められた。

日本は戦後、1950年代の朝鮮戦争の特需を大きな契機として、目覚ましい経済発展を遂げたが、その頃から、企業では大学の工学部出身者が歓迎された。そこで在日韓国朝鮮人の多くは、日本での人並みの生活を夢見て、息子の大学工学部への進学を希望した。

その反面、一部の例外を除いて、娘には中学校を卒業後すぐに働かせたり、嫁入りに必要な民族的素養を身に付けるために民族学校に行かせたりなどした。その民族学校では、女性にだけ民族衣装の着用を求めた。(宋連玉、「『在日』女性の戦後史』『環』2002, pp.166-177)

また、在日韓国朝鮮人の多くが従事する零細な家内工業は、家族の補助的労働が基本であり、日本社会から受ける差別から自分たちの生活を守るために、親族の結束を必要とした。この補助的労働は

女性の役割であった。

男性が圧倒的優位に立つ在日社会の中で、在日韓国朝鮮人の女性たちは、夫の女性問題や家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）など、家族関係にも苦しんできた。菅戸（2000）によると、「朝鮮人の女性には男の子を産むことが絶対使命」であり、父親は女の子が生まれても「何だ、女か」と言って抱こうとしなかった。また、女性には自己の存在基盤ともいべき自己決定権がなく、自分で何かを決めたり夫婦でお互いに考え合って決めたりすることがない。夫やその両親との関係の中で常に「嫁」「母」「妻」としての従順だけが求められてきた。

鄭 恵（2000）は、「在日韓国朝鮮人は日本人と比べてより多く結婚し、より多く離婚している」という現実から、「在日には結婚しなくちゃいけない」というプレッシャーがあるのではないかと推測している。これに対して、朴和美は「在日の女性は生活のために結婚する要素が強い」と述べ、この背景には母親の側に「娘を未婚にしておくことは母親の役割を完成していない」という意識が働いていることも関係している、と考えている。

先に1970年までは、「在日の娘と日本人との結婚は認めない」という風潮が強かったことを述べたが、それを裏付ける在日の母親の言葉として「日本人のまっとうな男よりも朝鮮人のヤクザの方が良い」というものがある。このように、家庭内で家族から大きな苦痛を受けてきた在日韓国朝鮮人の女性たちは、「近代家族」に対する大きな憧れを抱いていた。（辛淑玉・菅戸・朴和美・鄭 恵、「パネルディスカッション『在日』女語り』『コリアン・マイノリティ研究第4号』2000）

1970年代に日本は高度経済成長期を迎えるが、これに伴って在日韓国・朝鮮人の暮らしも変化した。それまでの「在日」集住地域の共同体的な生活が分解し、家父長の威信は衰えた。このことが前節で述べたような、人口動態統計から見られる在日の婚姻状況の変化にも関連している。つまり、「在日」の娘が「在日」の前近代家父長的世界を拒否し、近代家族の実現を目指したのである。

1970年代から始まった就職差別に対する運動や指紋押捺拒否運動などの社会運動は、それまでの民族運動とは違い、生活の現場である日本社会を変えていこうとする新たな質の運動であり、個人的ではなく、集団として近代家族を実現しようとする運動でもあった。これらの社会運動が始まったのと同時に、在日韓国朝鮮人の女性たちも「在日女性」としてのアイデンティティを確立しようと動き出したわけである。

朴和美（2000）は、これまでの夫婦が単位である家族の関係性にはすでに性差別が組み込まれており、この仕組みを変えない限りは、女性にとって不利な社会構造は変わらない、と考えている。そしてこの構造を変えるためには、納税や参政権、雇用や子育てなどのあらゆる面において社会制度を変えていかなければならないと言う。

現在、日本全国の女性センターなどの行政サイドは、「在日」を含めたマイノリティ女性に対してまだ十分なケアができていないが、女性側から企画を出したりすれば助成金を得られる可能性は高いのではないかと朴は述べている。このように、女性が自分たちにとって不利な社会を変えようと行動を起こすことは非常に大切なことである。

<考察>

国際結婚の夫婦の間に子どもが生まれたとき、子どもの国籍だけでなく名前についても親や家族は悩む。「在日韓国朝鮮人と姓名」の節でも見たように、在日韓国朝鮮人にとって姓名は、自分の民族的アイデンティティを表す。だから、子どもにも民族的要素を含んだ名前を付けたいと思う在日韓国人も多い。

しかし、国際結婚の場合は配偶者の両親が日本人ということもあり、両家の兼ね合いを考えると夫婦だけで簡単に決められる問題でもないようだ。私自身（大津由以子）は結婚についてはまだ全然実感が湧かないため、今のところは自由に想像しているが、結婚とは個人と個人だけでなく、家と家の

結びつきという側面もあるため、現実はややこしい問題も絡んでくるのではないかと思う。国籍が違う者同士の結婚だったらなおさらであろう。

特に在日韓国人に対して日本人の中には他の外国人とは違う存在だとして、差別的な見方をする人もおり、ある日本人の家族の話として、娘がモロッコ人の彼を連れてきたときは、親は全く反対しなかったのに、息子が朝鮮人の女の子を連れてきたら猛反対された、という実例が本に載っていた。娘が「私がモロッコ人の彼を連れてきてても反対しなかったのに」と親に言ったところ、親は「それとこれは話が違う」と答えたそうだ。

私はこの話を見たとき、これが長年の間、在日韓国朝鮮人に苦痛を与えてきた日本人の典型的な考え方なのだなと思った。「国際化社会」とか「国際人」という言葉が多く飛び交い、あらゆる国から来た外国人を受け入れている今の日本で、それ以前から複雑な事情で渡日し、その後何代にもわたって日本に住み続けている在日韓国朝鮮人に対する日本人の関心や理解は、とても低い。それが恋愛や結婚の場面にもはっきり表れてしまう現実を改めて知り、悲しい気持ちになった。

また、在日韓国・朝鮮人の女性たちが長年の間、家庭や社会から抑圧されてきたということも、私は同じ女性として見逃せない問題だと感じた。「女だから」という理由で、満足な教育を受けることができず、日本に何十年も住んでいながら日本語の読み書きの不自由な1世の女性たちも多い。彼女たちは駅で案内図を見ながら自分で切符を買って電車に乗ることもできないのである。

1970年代から大阪市生野区を中心に夜間中学が開校され、多くの在日女性を通った。『在日コリアンの生活史』（大阪人権博物館・社団法人大阪国際理解教育研究センター、1999）にも夜間中学に関する記述が多く見られる。そこには、70歳を過ぎた高齢になってから学校へ通うことの苦労や、友人と一緒に先生から文字などを習うことのうれしさなどが表現されていた。

中でも「自分の名前を初めて書いたときというのは、うれしかったです。…夜間学校へ来たおかげで、お父さんつけた名前を自分の手で書けたんやなど。…もう、ほんまに涙がぼろぼろでた」と語った女性の言葉にはそれまでの生活の苦労ぶりがあふれていると感じた。

「在日女性」としてのアイデンティティを考える上で欠かせないのが、第二次世界大戦中の従軍慰安婦問題であるが、女性たちは、この従軍慰安婦問題について考える会を立ち上げたり女性会議で発言したりと、この問題に積極的に取り組んでいる。その中で、金伊佐子が「民族問題で女『性』を無化する在日の男も、女性問題で民族『性』を無化する日本の女も、在日の女には支配と抑圧の加害者である」と告発したことは衝撃的であった。

「在日」である上に「女性」である、という二重の苦しみを背負っている彼女たちの言葉や行動には非常に重みがある。日本人である私たちが、過去の日本軍の従軍慰安婦について考えるとき、私（大津由以子）は同じ女性という部分では共感できても、「在日」の女性から見たら、日本人という部分では加害者と同じ民族であり、その意味では慰安婦の本当の苦しみは理解できない、と思われてしまうのだろうか。

現代では、日本社会と同様に在日社会でも少しずつ女性の地位は向上しているように思うが、従軍慰安婦の問題に限らず、在日の女性問題を考えるとき、その背景には性別だけでなく、民族というものも存在していることを常に意識しなければならないと感じた。日本社会が在日韓国・朝鮮人に対して温かいまなざしを向けるべきなのは当然のことだが、在日社会の中に存在する女性差別の撤廃に向けても、日本は支援をしていくべきではないだろうか。

第4章 在日韓国人の人権尊重のための活動事例

第1節 大阪の在日韓国朝鮮人

法務省「在留外国人統計」によると、2000年末現在、日本には63万5,269人の在日韓国・朝鮮人が住んでいる。

都道府県別に見ると、上位から大阪、東京、兵庫、愛知、神奈川、福岡の順であり、大阪府には15万7722人の在日韓国・朝鮮人が住んでいる。これは大阪府の外国人登録者数の75.6%を占める。

そこで、このように在日韓国・朝鮮人が多く住む大阪府では、彼らの人権を尊重するために府や自治体、団体がどのような施策や活動を行っているのかを調査した。第1節では、大阪府と大阪市における在日外国人に対する施策について調べたことをまとめる。

第2節と第3節では、大阪市の社団法人大阪国際理解教育研究センター（KMJ）の活動について、職員の方にうかがった話や資料をもとに論じていく。その上で、第4節では現在、在日韓国人が抱える課題や今後の展望について述べる。

1 大阪府における在日外国人施策に関する指針

大阪府には2000年末現在で約21万人の外国人が居住しており、これは府民の40人に1人が外国籍者であるという計算になる。そして、そのうちの約4分の3が韓国・朝鮮籍者である。（資料：「大阪府の外国人登録者数の推移」）

大阪府では、2001年3月に府の人権施策推進審議会からの答申を受け、「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、この中で外国人に関する「取り組むべき課題」として、「就労差別、入居差別などの問題を回避するためにその意に反して本名ではなく日本名（通名）で生活せざるを得ない在日韓国朝鮮人もいる」という問題を指摘している。

そして、「大阪府における在日外国人施策に関する指針について」では、この問題に対する取り組みとそこで生ずる課題、今後の目標を挙げている。ここでは、第3章で述べたことと関連して、人権に関わる分野と教育に関わる分野を中心に見ていく。

(<http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/yushiki.teigenhonbun.htm>)

人権に関わる分野では、まず就職の機会均等および公正な採用のため、事業主への啓発を行うとともに、1999年度実施の職員採用試験から、受験資格における国籍条項を知事部局の全ての職種で撤廃した。また、賃貸住宅への入居差別に対しては、不動産取引に関わる人権問題の相談窓口を設置したり、業界への啓発に努めたりしている。

しかし、民間企業への就職や賃貸住宅への入居などに際しては、国籍や民族の違いを理由とした拒否事例が依然として残っている。就職に際しては、日本名（通名）の使用を求められたり、日本人労働者と比べて不利な労働条件の中で働かされたりするといったケースも見られる。

これらの差別をなくすためには、多様な文化や習慣を持った外国人と日本人との相互理解を促進していく必要がある。府としては、「府民が、在日韓国・朝鮮人をはじめ、在日外国人の歴史、文化、言語、習慣などを理解する機会が必要であり、相互理解を深めるため、文化、スポーツなど、様々な交流事業を推進する必要がある」と考えている。

次に教育に関わる分野では、1988年に大阪府教育委員会が作成した「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき、全ての児童生徒に対して、在日韓国朝鮮人の児童生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるように努める必要があるとしている。また、在日韓国朝鮮人の児童生徒については、課外の自主活動（民族学級など）を活用して、歴史、文化、言語などについての学習ができる環境およびアイデンティティ確立の観点から子どもたちが学校で本名を使用できる環境の醸成に努める必要があるとしている。

なお、「在日韓国朝鮮人問題に関する指導の指針」では、「日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた差別や偏見が、日本人の児童生徒の在日韓国朝鮮人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日韓国朝鮮人の児童生徒にとっても、自らの誇りや自覚を身に付けることが困難な状況を生み出してきたと考えられる。これらの問題を解決するために、日本人児童生徒に在日韓国朝鮮人問題を正しく理解させ、差別や偏見をなくすように努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒が強く生き抜こうとする態度を育てることが大切である。そのためには、教職員が人権尊重の精神に徹し、在日韓国・朝鮮人問題に関する指導内容、指導方法について共通理解を深め、全ての児童生徒に対し一層適切な教育を推進する必要がある」と述べられている。(http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/jidoseito/zaisido.htm)

在日韓国・朝鮮人が通う民族学校など外国人学校は、学校教育法で各種学校と位置付けられているため、国庫補助制度がないことや卒業生に国立大学などが受験資格を認めていないケースが多いなどの課題があり、大阪府ではこれらの改善を国に要望している。

その他、大阪府では2000年から、府政に関する世論調査の調査対象に在日外国人も含むなど、在日外国人の意見を府政に反映させるよう努めている。地方参政権についても、外国人も地方政治へ参画できるよう法律の整備を国へ働きかけている。

また、在日外国人が健康で安心して暮らせるように、医療、保健、福祉サービスの体制を充実させたり、日本語が不自由な人に対しては、外国語による案内や相談および日本語の学習機会の提供などを行っている。

2 大阪市の外国籍住民施策基本方針

大阪市では、市内に居住する外国人は地域社会をともに構成する「外国籍住民」であるという認識に基づき、1997年7月の「大阪市外国籍住民施策有識者会議」の提言（「大阪市における今後の外国籍住民施策のあり方について」）の趣旨をふまえ、1998年3月「大阪市外国籍住民施策基本方針の概要」を策定した（http://www.city.osaka.jp/shimin/04/shinsaku/foreigner/body.html）。この基本方針の考え方の中には「外国籍住民の多数を占める在日韓国朝鮮人の多くは、『特別永住』の資格を持っていることなど、歴史的経緯に十分な配慮」をすることが含まれている。

教育への配慮

大阪市も大阪府と同様に、在日韓国・朝鮮人の子どもたちの教育には力を入れている。1998年現在で、大阪市内の公立小中学校のうち7校に、韓国・朝鮮の言葉や歴史、文化を学ぶことができる「民族学級」が設置されている。また、1992年度から始まった「大阪市立学校民族クラブ技術指導者招聘事業」により、「民族クラブ」を設置し、在日韓国・朝鮮人の子どもたちに学習の機会を提供している。

この「民族学級」や「民族クラブ」は、同じ民族の仲間や先輩と歴史や文化を学び、生きる力を育み、民族的な自覚と誇りを高めていく上で大きな役割を担っているが、学校により取り組みや指導内容に格差が見られるなどの問題も生じてきている。そこで、市としては各校に共通した教材を活用するなど、指導の計画や内容を工夫し活動の充実を図ることを今後の方策としている。

また、大阪市では各種学校である朝鮮学校など外国人学校に対しても、学校教育法に規定されている小中学校教育に準ずる教育を実施している実態を考慮して、助成している。

行政サービス

大阪市では、外国籍住民に対しても日本人住民と同等の行政サービスを提供している。現在、在日外国人の高齢者の多くは国民年金の受給資格がない（第3節第3項「在日コリアン高齢者福祉事業」を参照）。

そのため、大阪市では、国の年金制度による救済が図られるまでの代替措置として、受給資格を得

られなかった外国人高齢者および障害者に給付金を支給している。高齢者に対しては、1997年に「大阪市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、外国人高齢者が利用しやすいように、言葉や文化、生活習慣の違いに配慮した福祉サービスの充実も図っている。

公務員への採用については、大阪市は、1997年度から消防職を除く全ての職種で受験資格から国籍要件を削除し、日本国籍を持っていない人も受験できるようになった。しかし、民間企業への就職の際の在日韓国・朝鮮人に対する差別や、賃貸住宅への外国人の入居拒否などは大阪府と同様に存在する。このため市では、大阪府や関係機関および団体と連携、協力して啓発を推進し、これらの差別の撤廃に努めるとしている。

自治体における今後の課題

大阪府・大阪市どちらも、韓国・朝鮮籍を始めとする在日外国人が多いという現状に対して、彼らの人権や地域住民としての権利を保障する政策をいくつか打ち出している。

どちらも、在日外国人が日常生活を送る上で必要な情報を多言語で提供することや、相談窓口の設置、雇用や賃貸住宅入居に際しての差別撤廃に向けての啓発、学校教育における在日外国人への配慮や国際理解教育の充実など、多彩な内容で在日外国人にとって快適な生活環境づくりを進めていることがうかがえた。

しかし、その一方で、在日外国人にとって重要な課題であることを認めながらも、自治体が具体的にそれを改善できていない箇所も多い。例えば、在日外国人の参政権問題や外国人登録法の改正、民族学校など外国人学校を日本の学校と同等に認めていないことなどである。これらに対しては「(改善を) 国に要望する必要がある」(大阪府) という書き方をしている場合が多く、私はここに地方自治体の持つ力の限界がある。

地方自治体は国に比べて住民からの声が届きやすく、自治体側も「住民のニーズに応えた施策を！」と考えるが、もともと国の法律で決められたことに関してはその枠から外れることはできない。しかし、それでは住民の不満や要望も高まる一方である。自治体が国と住民との間で板ばさみになっているような状態では、自治体の外国人政策は、いつまでたっても当事者が満足していくものにはならないのではないかと感じた。

社団法人大阪国際理解研究センターで職員の方にうかがった話の中に、「いわゆる在日には、日本の朝鮮半島の植民地支配の下で強制的に日本に連れて来られたいわゆるオールドカマーと、戦後、自らの意志で日本へ来たニューカマーの2種類があるが、今の行政はそれらをまとめて施策を考えている。このような状態が続く限り、在日コリアンへの差別はなくなる」という内容の話があった。確かに、この大阪府と大阪市の方針を見ると、在日外国人という一つの大きなまとまりの中に在日韓国・朝鮮人が存在している。市役所では、オールドカマーとニューカマーそれぞれの担当者がいるようだが、施策もそれぞれ書きわけするなど、渡日の背景が異なるそれぞれの在日外国人の実情に即した方針を立てることが望まれる。

第2節 社団法人大阪国際理解教育研究センター

1 センターの概要

この研究を進めていく中で、在日韓国・朝鮮人の人権問題に取り組んでいる「社団法人大阪国際理解教育研究センター(通称KMJ: Korean&Minority in Japan)」の存在を知った。このセンターは、事務所を大阪市に置き、日本社会における在日コリアン&マイノリティに対する民族や国籍によ

る差別問題や人権問題に取り組み、彼らの人権尊重と民族差別のない日本社会を目指して活動をしている団体である。

KMJでは、現在大きく分けて①啓発事業、②出版事業、③在日コリアン高齢者福祉事業の3つの事業を中心に活動している。

①啓発事業では、日本人と在日コリアンが真に共生できる社会の構築を目指してさまざまな事業を行なっている。

その中の「在日コリアン&マイノリティ啓発講座」と「在日コリアン&マイノリティ就職教育セミナー」については次節第1項および第2項で詳しく述べるが、その他にも在日コリアン&マイノリティの人権に関する諸問題を考えるセミナーや企業や学校などからの講演依頼に対する講師の派遣なども行なっている。

②出版事業では季刊誌『S a i』を始めとして、さまざまな人権啓発冊子やビデオを作成、出版している。また、自治体から受託された啓発冊子や資料の政策や定住外国人問題実態調査、朝鮮語の翻訳なども行なっている。

③在日コリアン高齢者福祉事業については、次節第3項で詳しく述べることとする。

2 センターの沿革

社団法人大阪国際理解教育研究センター（通称KMJ：Korean & Minority in Japan）は、1984年に「在日韓国朝鮮人問題学習センター」として活動を開始してから既に20年の歴史を経ている。以下にKMJの沿革を示す。

1984	郵政外務職の国籍条項撤廃運動の一環として、社会啓発向け冊子『よりよき隣人として』の編集作業をする中から、在日韓国朝鮮人問題学習センターが活動を開始。
1987	在日韓国朝鮮人問題学習センターが正式に発足。啓発冊子『マップラム（向かい風）』発刊。第1回在日韓国朝鮮人問題夏季セミナーを有馬で開催。
1988	紀要『青鶴（チョンハク）』創刊。
1990	「在日韓国朝鮮人問題啓発講座」（年6回）開始。
1991	季刊『Sai』創刊。
1992	日本初の在日コリアン人権啓発講座「サラムという名の隣人」制作。
1993	啓発冊子『新・よりよき隣人として』制作。
1994	在日韓国朝鮮人問題学習センターをKMJ研究センターに改称。
1995	在日コリアン&マイノリティ就職教育セミナー開始。
1996	大阪府より啓発アニメーションビデオ「いちばん近くに」の企画・制作を受託。
1997	啓発冊子『きっとわかりあえるよ』を制作。 KMJ研究センター10周年記念のつどいを開催。
1998	4月24日、大阪府教育委員会が社団法人大阪国際理解教育研究センターとして認可。その後、数多くの啓発事業を展開する。
1999	在日コリアン人権啓発リーダー養成セミナーを東京で開催。
2000	全国生涯学習フェスティバルの開催にあたり、その趣旨に賛同および貢献したことについて、文部大臣より感謝状を授与される。在日コリアン高齢者福祉事業を開始。

<http://www1.odn.ne.jp/kmj/kmj/activity/enkaku.html>より作成

このようにKMJは「在日韓国朝鮮人問題学習センター」として発足し、活動を経る中で「KMJ研究センター」と改称しながら、ついには1998年に大阪府教育委員会から「社団法人・大阪国際理解教育研究センター」として認可を勝ち取るに至った。そこで以下で、その活動内容を紹介する。

第3節 大阪国際理解教育研究センター（KMJ）の活動

KMJでは、大阪府立文化情報センターとの共催で、奇数月にその時々ホットな問題を取り上げ、その問題の核心とこれからの課題を考える研修を行っている。

私（大津由以子）は、2002年9月20日（金）に開かれた2002年度第3回講座「在日コリアンの若者たちによるフリートーク、在日コリアン3世のいま：迷い、そしてこれから」に参加した。

会場は、大阪府庁新別館北館「さいかくホール」で、参加者は20～30人ぐらいであったように思う。そのほとんどが背広姿の中年男性だったが、中にはどこかの会社の制服を着た若い女性の姿もあった。今回の講座は、司会者の質問に対して、3人の在日コリアンが順番に答えていくという形だった。その内容を以下にまとめる。

1 在日コリアン&マイノリティ啓発講座

1-1 人権啓発運動に関わるようになった契機

パネリスト

- ・梁優子（ヤン・ウジャ）：1963年、大阪市生まれ。大阪教育大学を卒業後、5年間の小学校教諭を経て、現在は大阪府指定事業所「東大阪在日コリアン高齢者支援センター（東大阪サンボラム）」で在日コリアンの高齢者の生活相談員をする傍ら、小学校の民族講師（民族クラブの指導）もしている。
- ・高敬一（コ・キョンイル）：1972年、大阪生まれ。学生時代に在日コリアンの地域子ども会『ソンチャバ』で指導員を務める。現在、在日コリアン人権協会事務局。
- ・鄭成哲（チョン・ソン Chol）：1978年、大阪生まれ。小学校5年生で通名から本名に変える。高校3年間、民族差別によるいじめを受ける。大学を卒業し、現在は精神保健福祉士を目指しながら在日コリアン人権協会でもアルバイトをしている。

コーディネーター（司会者）

- ・西島陽子：1973年、大阪生まれ。日本人。一般企業にて勤務ののち、現在（社）大阪国際理解教育研究センター事務局。

梁（ヤン）さんは、中学生のときに学校で「公民」の授業を受けた際に、その内容が自分に該当するのかと悩んだり、日本人の権利や義務というものがよく分からないと感じたりしていた。そして、指紋押捺制度や外国人登録法は「おかしい」と思うようになり、外国人登録法の改正運動に関わるようになった。「日本人と自分がこれほど違うのか」という溝の深さを知り、指紋押捺を拒否したが、それに対する周りの日本人の反応はさまざまだった。

梁さんは「社会の矛盾から目をそらしてはいけない」と感じたが、運動に参加した在日コリアンが逮捕されるという事態を目の当たりにし、「逮捕されてまで、そこまでしないと変えれないのか」と衝撃を受けたそうだ。「なぜ、この格差が生まれるのか」「この格差を埋めるためには何をすれば良いのか」が、梁さんにとって在日コリアンの人権啓発運動の原点になっている。

梁さんは5年間小学校教諭をしていたが、その間に「国旗国家法案」が国会で取り上げられた。そのとき職場では日の丸や君が代を話題にできない雰囲気があり、その雰囲気に違和感や息苦しさを感じたそうだ。

高（コ）さんは、学生時代に在日コリアンの子ども会の指導員になったことがきっかけで「名前とは何か、民族とは何か」を考えるようになったそうだ。1984年に外国人登録証の切り替えで、指紋を押しに行ったが、普段、日本語で日本の生活をしている高さんにとっては、そういうときにしか自分の民族や国籍に出会えない。高さんは学生時代はずっと通名で生活していたので、自分の本名が書かれた登録証を見て「オレ、こんな名前やったんやー」と思ったほどであったそうだ。

鄭(チョン)さんは、お母さんが民族教育に熱心な方で、小学校5年生になったのを機に通名から本名に変えることもお母さんが決めた。お母さんは鄭さん本人にそのことを言う前に鄭さんの担任の先生に話し、鄭さんは5年生の始業式の日、クラスメイトの前で突然先生から「今日から彼は鄭くんです」と紹介されたそうだ。

鄭さんが生まれた地域は在日コリアンも多く、学校の民族教育に熱心だったため、周りからはすんなりと受け入れられたが、鄭さん自身は本名を名乗るのは嫌で、中学校3年生のときに「帰化したい」とお母さんに言って怒られたそうだ。

鄭のお母さんは指紋押捺を拒否して逮捕されたことがあるそうで、そのとき「ちょっと(警察に)行ってくるわ～」と笑顔で言い、「悪いことをしてるわけじゃないけど、日本の決まりで逮捕された」と鄭さんに話した。鄭さんは、「悪いことをしていないのに何で逮捕されなきゃいけないのか」と思ったそうだ。

高校生のとき、アルバイトの面接に本名で行ったところ、名前を聞いただけで採用されなかったという経験をし、鄭さんはわけの分からない怒りを感じた。

鄭さんは高校・大学へは在日コリアンを対象とした「朝鮮奨学会」というところで奨学金をもらって進学したそうだが、そこで同じ在日コリアンの若者たちと知り合い、自分たちのことについて話すようになったが、彼らは身内で言い合うだけで何も行動をしなかったり、姓名に関しても「状況によって日本名と通名を使い分ければ良い」と考えていたりで、その現状を知った鄭さんは「自分が動くことで何かを変えたい」という思いから、在日コリアンの人権啓発運動に関わるようになったそうだ。

1-2 姓名問題と北朝鮮拉致問題について

梁(ヤン)さんは、大学に入学するときに通名から本名に変えた。「これ以上、自分は在日コリアンであるということを隠すのは辛い」「隠すことで何が生まれるのか」「隠すしんどさからは逃れたい」という思いがあったからだ。

本名にしてからも精神的には辛く、自分で自分の名前に慣れなかったり、今でも自分の気持ちが揺れたり迷ったりすることもあるが、今は私らしい名前だと思うことで落ち着いているそうだ。現在の日本社会でも、夫婦別姓の問題などがあるが、梁さんは、自由に伸びやかに名前を考える雰囲気がある社会であれば、受け入れやすくなるのではないかと考えている。

高(コ)さんは、大学に入ってから、日本人の友人との出会いがきっかけとなって本名を使うようになった。大学で人権に関する講義を受けた際に「在日です」とぼろっと言ったことがきっかけで、友人に韓国や朝鮮の問題について考えるサークルに連れて行かれ、そこで通名で自己紹介をしたのだが、「本名は？」と聞かれて答えたところ、それからずっとそのサークルでは本名で呼ばれるようになったそうだ。

最初は、サークルでは本名、普段は日本名と使い分けていた。差別を意識することも少なく、在日の問題は自分とは関係ないと思っていたが、公務員試験に国籍条項があることや就職の際などに差別があることを知り、「在日の存在を知らせたい」という思いから、本名を名乗ることを決意した。その思いを両親に話したところ、お父さんは最初は反対した。「日本社会は、韓国人を受け入れてくれるほど甘くはない」という理由だった。

しかし、高さんの思いや自分たちの民族について初めて深く話し合い、最後はお父さんも「(高さんが本名を名乗ることを)うれしい」と言ってくれた。お父さんは日本名でずっと生活してきて仕事もしているので、「自分はもう使いたくても使えない」のだそうだ。高さんは本名を使うようになったが、他の家族はみんな日本名だし、お母さんは高さんの名前を「キョンイル」として付けたのではないと言って、高さんのことを「けいいち」と呼ぶそうだ。

高さんが本名を名乗るようになったことに対する周りの日本人の反応はさまざまで、在日コリアン

の姓名の問題について考えてくれる人と考えてくれない人の差を高さんは感じたそうだ。日本名でそのまま呼び続ける人や、それまで仲良しだったのに急によそよそしくなる人もして、高さんは「日本社会の深層的な意識や本当の姿が見えた」と言われた。高さんは、在日コリアンが日本社会で生きていくためには日本人の理解が必要であり、「10人の朝鮮人に『本名でがんばろう』と言われるのと、1人の日本人と言われるのでは意味合いが違う」と考えている。

鄭(チョン)さんは、小学生の頃から母親の意思で本名を使っていたが、本名で良かったことと嫌だったことを比べれば嫌だったことの方が多いそうだ。自分の苗字である「チョン」という言葉に過剰に反応したり、自分が在日コリアンだということを言いふらしたわけではないのに、周りの人にばれてしまうという悩みを持っているが、逆に最初から在日コリアンであることを承知して周りの人は自分と付き合っているのが楽なこともあり、実のところ「トントン」だそうだ。

今回の講座が、小泉首相が北朝鮮を訪問した直後だったため、拉致問題についても話題が及んだ。パネリストの方たちもとても真剣な表情だった。

梁(ヤン)さんが働く高齢者施設を訪れるハルモ二たちの表情も暗いそうだ。梁さんは、「朝鮮半島で起こったことに対して在日が犠牲になる。恨まれたり子どもが石を投げられたりして、在日コミュニティに不安が走っている。報道されるほど聞きたくないけど、聞かないと不安になる。」と言われた。

高(コ)さんも、日本と朝鮮の外交の問題に在日が犠牲になることへの不安を挙げ、「在日は本國に裏切られている」と言われた。在日コリアンも3世ともなれば、日本で生まれ育ち、本人としては国家とはあまり関係がないけど、朝鮮学校に通っている人たちは全て朝鮮の関係者だと日本人からは見なされる。拉致問題の裏には戦後補償問題があり、今度は日本が北朝鮮に賠償請求される番だが、そのようなことが起これば、また日本人の怒りなどは全て在日に向けられる。しかし、在日に対する謝罪や補償は一切なく、在日にとって国家とは何なのか、と高さんは語った。

鄭(チョン)さんは「民族学校に通っている子どもたちや、日本の学校に本名で通っている子どもたち、同世代で就職している人たちが心配」と言い、このような在日に対する被害が続けば、今、通名で生活している在日コリアンたちがますます本名を名乗りにくくなってしまったり、在日コリアンたちにとって今回のことが大きなトラウマになってしまうのではないかと心配していた。

西島さんは、「阪神大震災のとき関東大震災の大虐殺のことを思い出して避難所に行けなかった、という在日コリアンの話を聞いたことがある。在日の人たちは昔のことにもとても敏感であり、それだけトラウマになっているのだろう」と言われた。また、「正しいことを伝えるべきマスコミでも正しいことを知らない人は多い。その誤った情報のせいで在日の人たちが苦しむこともある。お互いにもっと学ばなければならない」とも言われた。

1-3 戦後補償問題、「在日」としての未来など

梁(ヤン)さんは、従軍慰安婦への戦後補償は個々の実態に応じて補償してほしいことや、現在の在日コリアンに対して福祉や奨学金などいろいろな領域にわたって補償すべきであると言われた。また、これは3世が担うべき責任であり、この社会を一緒に生きていく者として真剣に考えなければならない問題だと考えている。

高(コ)さんのおじいさんは、3年前に亡くなったが、お葬式やお墓も日本式だったそうだ。これはおじいさんからの遺言で、自分が死んだ後も日本社会で生きていかなければならない子どもや孫のために、日本人と同じように死んでいくことをおじいさん自身が望んだのだそうだ。しかし、高さんのおじいさんを始めとする在日コリアンの高齢者は年金がもらえない。高さんは、「在日の問題は日本国内の問題だと捉えるべきだ」と話していた。

鄭(チョン)さんは、「日本は北朝鮮に戦後補償をするよりも在日にするべきだ。北朝鮮に補償金などを払っても在日のところに回ってくるかは分からない。自分たちも3~4世代にわたって拉致され

ているようなものだ」と言われた。

梁さんは、今回の小泉首相の北朝鮮への訪問によってこれまで明らかではなかったことが明らかになったことは大きな前進だと捉えている。風通しの良い関係になりかけてきたことは多くの人々の努力の結果である。しかし、そもそも情報とは何か、表に出てくることは正しいこととはかけ離れていたり、本質はもっと奥にあったりするとも感じている。

梁さんは、今回の拉致問題に対して、在日の人たちの生活が脅かされることへの不安をいちばんに感じたが、同じ在日コリアンでも「自分の国（の一部の人間）がこのような事件を起こし、恥ずかしい」と感じた人もいることを知り、人による感じ方の違いを知ったそうだ。

高さんは、日本人は「在日」にも負い目があると感じており、お互いに本音で言い合って一緒に生きていくことが必要だと思っている。しかし、知識がなければ意見を言うこともできない。多くの日本人は、在日コリアンや彼らの問題に直接出会っていないから考えられないのかもしれない。そのために、引いてしまったり逆に考え過ぎてしまうのかもしれない。

まずは「生」に出会うこと、現実に出会うことが大切だと高さんは考えている。現代の在日コリアン社会では「在日で女性」「在日で障害者」という複合差別も問題になっているが、これから生まれてくる4世や5世にこれまでの在日コリアンが味わってきたような苦しく悲しい思いをさせたくない、高さんは力強く語った。

鄭さんは、精神保健福祉士を目指しているのだが、その背景には、在日コリアンと精神病の関係がある。在日コリアンに精神病患者は多いのだが、現在、本名で精神科医をしている在日コリアンは極端に少ないそうだ。そして、ソーシャルワーカーに本名の人は1人もいない。在日コリアンの精神病患者の中には日本人医師にはかかりにくいと感じている人も多い。

鄭さんは、自分が本名でソーシャルワーカーの第一号となり、精神病に悩む在日コリアンを助ける仕事をしたいと考えているそうだ。

<考察>

今回、初めて在日コリアンの生の声を聞いた。そして、想像以上にいろんな話が聞けた。衝撃を受けた内容も多い。

アルバイトや就職の面接の際に、本名を言うだけで採用を断られるということ、外国人登録証の書き換えで指紋を押捺するとき（高さんはこれを「マイナスのとき」と表現していた）にしか自分の民族や国籍に出会えないこと、自分の国籍の国とは違う国での生活が当たり前のものになっているということ、本国で起こった事件に対する日本人の怒りの矛先が全て自分たちに向けられてしまうことなど、表面的には日本人と同じ生活をしているように見えて、その奥で私には想像もつかない苦労や悲しみを抱えていることを、初めて直接に在日コリアンの口から聞き、自分の問題の認識の甘さを感じずにはいられなかった。

3人の在日コリアンが何度も口にした「在日の問題は日本社会の問題」という言葉が私の心に深く残った。今回は在日コリアンが多く住む大阪府で開かれた講座に参加したこと、周りの参加者が普段から人権啓発運動に関わっている人たちばかりだったこともあって、内容も濃く、とても勉強になったが、自分が今住んでいる地域も含めて、在日コリアンの問題に関心の薄い地域はたくさんある。高さんが言うように、在日コリアンの問題を考えるためには彼らに直接会って話を聞いたりすることがいちばん必要だと私も思う。しかし、実際にはその機会を得られない人もたくさんいる。在日の問題は一部の地域の問題になってしまっているように私には感じられる。

高さんが話の中で、日韓共催のW杯について触れた場面があった。今回のW杯は日本と韓国にとっては良かったが、ここでも在日の現実の問題は置き去りにされ、高さんはW杯の盛り上がりぶりをテレビなどで見ながらむなししい気持ちも抱いたそうだ。韓国と共同開催したことで、日本人の韓国に対

する興味は確かに広がった。これをきっかけに在日のことも考えられれば良いと高さんは言っていたが、韓国という国やそこに住む韓国人と日本に住む在日韓国人のことを結び付けて考えられる日本人はどれだけいるのだろうか。

たった2時間だったが、在日コリアンの話を聞いたことで、彼らの存在が以前よりも身近に感じられるようになった。

2 在日コリアン&マイノリティ就職教育セミナー

KMJでは1995年から、在日コリアン&マイノリティ学生が自らのルーツを隠すことなく、自信を持って就職活動に臨むことができるよう支援する就職教育セミナーを年1回開催している。

(<http://www1.odn.ne.jp/kmj/enterprise/keihatu/syuse.html>)

このセミナーに参加し、その後日本企業からの内定を得たOBおよびOGの声を以下にまとめる。

2-1 ある男性の場合

「これまで『通名』を使って生活してきたが社会人になるのを機に『本名』を名乗ろうか。慣れ親しんだ『通名』に愛着を感じているが『本名』を名乗ることは『在日』にとって非常に意味のあることだ」と姓名のことで悩んでいたという男性は、このセミナーに参加し、スタッフに相談をしたりその後も自分で考えたりした結果、姓を「本名」、名を「通名」で名乗ることを決意し、「このときから私の就職活動が本格的に始まった」と述べている。

日本人の学生も就職活動を始める際には「自分はどんな人間なのか」「どんな仕事に適しているのか」ということを自己分析しながら考えたりするが、それと同様に、在日コリアン学生にとっても就職活動は、姓名の問題だけでなく『在日』としての自分や「一人の人間としての自分」について考えるきっかけになっているようである。そしてこの就職教育セミナーは、そんな学生たちを手助けする役割を担っているのだと感じた。

2-2 ある女性の場合

ある女性は、就職教育セミナーに参加したことがきっかけで、「それまで心のどこかで思っていた『差別されたらどうしよう』という気持ちがすごく楽になった」と述べている。そしてセミナーで配布された資料の中に「自分も小さい頃なりたかったけど『日本人じゃないからなれない』と聞いてあきらめた職業のOGがいて驚いた」そうだ。彼女は「(在日コリアンは)制限された中でしか就職できないと思っていた」が「自分のがんばり次第なんだと知ってからは、精一杯自分の力を出して就職活動に取り組めた」と語っている。

他の女性は航空会社の客室乗務員に本名で就職したのだが、本名だからこそ経験できることも多く、「韓国からのツアー客と言葉が通じ合えず簡単な韓国語で『在日3世だから、あまり話せない』と言ったときの相手のちょっとした表情に悔しい思いをした」り、同じ在日の家族と出会い、その娘さんが就職活動中だというのでいろいろ話をして彼女からがんばる気持ちを与えてもらったり、飛行機を降りる際にその家族の人の「いろいろあるやろうけど負けんとがんばりや」と言われたりしたときには「涙が出るほどうれしかったし、この名前でも働いて良かった。役割を果たせた、という気分になった」そうだ。

第2章第3節で在日韓国人の就職問題について述べたが、国籍条項や差別が根強く残る一方で、このような就職教育セミナーは、在日コリアン学生の不安や悩みを解決する場でもあり、また今後の就職活動への勇気と活力を得る場でもあると私は考える。

3 在日コリアン高齢者への福祉事業

日本では近年、高齢化が急速に進んでいるが、在日コリアンにとっても高齢化は大きな問題である。ここでは、在日韓国・朝鮮人高齢者の生活や福祉サービスの実態を論ずるとともに、KMJで行っている「在日コリアン高齢者福祉事業」についても述べていく。

参考とした文献は、『社会福祉事業従事者向けの人権研修手引き 在日コリアン高齢者理解のために』（社団法人大阪国際理解教育研究センター，2001），『シンポジウム資料 “在日コリアン高齢者介護の現状と課題”』（社団法人大阪国際理解教育研究センター，2002），である。

3-1 在日コリアン1世の生活史

在日コリアン高齢者の福祉事業について取り上げる上で、在日1世がこれまでどのような生活を送ってきたのかを渡日の状況から含めて知りたいという思いから、『在日コリアン生活史』という本を読んだ。これは、大阪人権博物館と社団法人大阪国際理解教育研究センターが共同で、11人の在日1世から渡日の経緯や日本での生活の様子を聞き取りまとめた報告書である。

この報告では語り手の口調をそのまま再現しており、語り手の過酷な経験や率直な思いが生言葉で伝わってくる。その中でも鄭商根（チョン・サングン）さんという男性の語る、強制連行や戦中、戦後の体験談が特に印象に残ったので、以下にその内容を述べようと思う。

鄭（チョン）さんは、聞き取り当時（1996年）74歳で、この聞き取り調査の直後に亡くなっている。この聞き取りの中で鄭さんは、「（強制連行や戦争のことについて）今までこんな細かい話、絶対言うたことないね。今日は、歴史にするためにこれをおいとく言うから、経験談を正直に言うておかないとあかんと思うてしゃべっているわけや」と述べていたが、この言葉の通り、この聞き取り調査で話したことがそのまま鄭さんの遺言というか、後世に残す最初で最後の言葉になってしまったのではないか、と思う。

鄭（チョン）さんは、今の韓国済州島で生まれ育ち、昭和17年、21歳のときに強制連行された。鄭さんはそのときの様子を「仕事しよったら、役場から呼び出されて、そのまま車で引っ張って行かされてしもうた」「ちょっと豚箱へ引っ張っていくのと一緒やね」「（日本の軍人は）私らを人間とは思ってないねん」などと表現している。

釜山から乗せられた船の中では「AMという字に、下に43に1号と書いた札」を付けられ、それが姓名を表す番号となった。船の中は「ネズミ一匹出られんように」窓も全て閉め切られ、どこへ連れていかれるのか、方角さえ見当もつかなかった。

鄭さんは、韓国で皇民化政策による日本の教育を受け、日本語も学んでいたため、日本軍から出される指令や命令は全て理解できた。鄭さんは、南洋のソロモン諸島近くの当時いちばんの激戦地へ連れていかれ、そこで1年半過ごした。当時は日本本土も深刻な食糧難であり、南洋の島へ届く食糧もなかった。

鄭さんは「お腹すいてしょうがないから、このまま死んでいかな仕方ないで」と思った。しかし、そのようなひどい思いをしながらも、日々、敵の戦車の上陸に備えて落とし穴を掘るなどの作業を続けた。南洋の島での戦争が終わったときは、そこにいた人たちの約3分の2はお腹がすいて亡くなったり銃で撃たれて亡くなったりで、残りの3分の1の人が生き残った。

鄭さんはこの戦争でアメリカ軍の爆撃を受け、右腕切断、左母指の機能障害、両鼓膜が破れたことによる混合性難聴という身体障害を負った。

鄭さんは戦後、大阪市生野区へ一人で来て、リヤカーを引っ張って廃品回収を始めた。そして、そこで回収した本を集めて本屋を開き、生計を立ててきた。

鄭さんは1991年、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく障害年金の支給を求めて、裁判所に提訴した。大阪府にも嘆願書や陳情書を何度も出したが「これは国がやることですから、国の方へ連絡

を取って下さい」と言われ、今度は東京の厚生省（当時）に出したが、ここでも却下され続けた。鄭さんは「厚生省の関係者たちは、とにかく私たちが早く死んでくれるのを待ってんねや。こういうのが全部死んでしまったら、がやがやしてくることもないし、日本は金もやらんでもいいし」と言う。裁判の方は、第一審の大阪地方裁判所は1995年に鄭さんの訴えを却下、大阪高等裁判所に控訴後に鄭さんは亡くなったが、その後の裁判は鄭さんの子どもが受け継いだ。

このような鄭さんの人生の一端に触れ、私(大津由以子)はいろんなことを考えた。この節で日本の朝鮮植民地支配について見てきたが、それを実際に経験した人の言葉を読み、直接に話を聞いたわけではないが、それでも大きな衝撃を受けた。

鄭さんは戦後の生活については「人並みの生活をしようと意地になった」、裁判については「誰かがやるかと思ったが誰もやらないので自分がやることにした」と言っていたが、その言葉の裏には日本人や日本社会に対する強い怒りや悲しみが隠されているように感じた。鄭さんは、どのような気持ちで毎日の生活を送り、そして死んでいったのだろう。

この他にも『在日コリアンの生活史』には、色々な声が載せられている。たとえば、上に述べた鄭さんの裁判の大阪地裁での判決を聞いたときのことを、ある男性は「いちばん腹が立った。…(裁判官に)お前ら人間かって聞いたらかんのでしょうか。柵を飛び越えて、裁判官を、お前らもワシらと同じにしたろかっていうぐらいでした」「世界の一等国の中で、みんな戦後処理をしているのに、韓国・朝鮮人をこんなしてるというのは、歴史を日本の政治家は学んでほしいんです」と語っている。また「片足を事故でなくして、寝たきりみたいになって、何も楽しいことはない。何も欲しい物はない。死にたい」と語る男性、戦後の闇商売の中で食糧を警察に取られて「朝鮮へ帰らせてくれ。田んぼやら畑、みんな元通りにしてくれ。あんたらが引っ張ってきたん違うんかい」と言って警察と喧嘩をしたという女性の声などが載っていた。それら在日韓国・朝鮮人の言葉は私の心に深く突き刺さった。

在日1世が戦時中から戦後にかけて生きてきた道のりは、私の想像をはるかに超える過酷かつ悲惨なものであった。次節で在日コリアン高齢者の現在の生活や福祉サービスの実態について見て行くが、このような辛く厳しい生活を強いられてきた在日コリアン高齢者が安心して余生を過ごせるような福祉サービスが大阪で確立されているのかを検証する。

3-2 在日コリアン1世の現状と社会保障制度

現在、在日コリアン高齢者の多くは、戦前から戦時中にかけて、日本の朝鮮半島植民地支配の中で渡日してきた在日1世である。

在日コリアン1世の時代は、その渡日の歴史や就労の関係などで一定の地域に集住する傾向にあったが、2世・3世が中心となった現在では、集住地域から離れる若い世代も多い。これに従って、在日コリアン高齢者の居住環境は、子どもたちと共に他の地域へ移住する人と、独居や高齢者夫婦だけで従来の集住地域に住み続ける人とに分かれた。

しかし、両者に共通しているのは、どちらにおいても在日コリアン高齢者は日本の地域社会から孤立している点である。在日コリアン高齢者が、日本人が中心の町内会や老人会や福祉センターなどの活動に参加することはほとんどなく、町内会の回覧板なども在日コリアン高齢者には文字が読めず活用されないののでいつの間にか回って来なくなったという例もある。

在日コリアン高齢者の集住地域でも日本人との付き合いは少なく、同胞同士で生活することが多いが、子どもたちと一緒に集住地域から他の地域へ移住していった在日コリアン高齢者はますます孤独感を募らせている。見ず知らずの土地で、新しい知り合いや地域になじむきっかけもなく、家にこもって家族の中だけの生活が多くなり、昔の友人のいる地域に戻りたいと寂しさを訴える人もいる。

在日コリアン1世は、生活習慣や文化、言葉など民族性が強く残る地域の在日コリアンの集住地域の中で長年生活してきた。そこで出会い苦楽を共にしてきた同胞の友人とずっと一緒に生活したいと

求めることは、自然なことであろう。

戦前から渡日してきた在日1世たちは、戦前から戦後にかけて低賃金・不安定就労を余儀なくされながらも日本社会の発展に寄与してきた。しかし、そのような在日コリアンに対して日本政府や社会の対応は決して温かいものではなかった。国籍問題や戦後補償問題、姓名や就職などの差別問題についてはこれまで述べてきた通りだが、在日コリアンには社会保障の面でも大きな差別がある。

戦前に日本に来た1世たちは朝鮮半島の農村部の出身者が多く、学歴や技術を持っていないことから、渡日しても肉体労働でしか生活の手段はなかった。それも、労働力の需要の度合いに合わせて必要のあるときだけ雇用される「臨時工」という処遇で就労したり、厚生年金の完備されていない零細な工場などで働いたりすることしかできなかった。

そのため戦前からある厚生年金制度の適用が受けられず、在日コリアン1世は厚生年金と無関係、またはあっても掛け金期間の関係でごく少額しか年金支給を受けられないという現実がある。1959年に、厚生年金制度を補完し国民皆年金の実現のために国民年金法が制定されたが、これには当時国籍条項があり外国籍者は加入できなかった。

1982年に国籍条項は廃止され外国籍者も加入できるようになったが、1961年の国民年金制度実施のときにとられた救済措置が1982年に加入した外国人には適用されなかったため、「1982年4月1日の時点で20歳以上の外国人障害者は障害年金を受給できない」「1982年4月1日の時点で35歳以上の外国人は国民年金の老齢年金をほとんど受給できない」ということになり、無年金者が発生した。

1996年に実施された「在日外国人高齢者保健・福祉サービス利用状況等調査（大阪府）」によると、60歳以上の高齢者の60%、70歳以上の高齢者の77%が無年金者となっている。

年金がもらえないということは、働くことができなくなった段階で無収入になるということである。そのため、前述の1996年調査によると、在日コリアン高齢者のうち65～70歳で50%、70～75歳で35%の人が、零細な工場などで、低賃金で働き続けている。

また、無年金者の中には生活するための最終手段として生活保護に頼らざるを得ない人もおり、在日コリアンの生活保護受給率は、年々減少してきてはいるものの、現在でも日本人の2倍以上である。生活保護を受けることを希望する人の中には、収入のある子どもと同居すると生活保護を受けることが難しくなるので、あえて別居（独居）を選ぶ人もいる。

日本では、2000年から介護保険制度が始まったが、この制度は厚生年金や国民年金などで所得（年金）が保障されていることを前提としており、在日コリアンの場合はその所得（年金）が保障されていないため、月々の保険料が納められず保険給付が受けられないといったケースが心配されている。

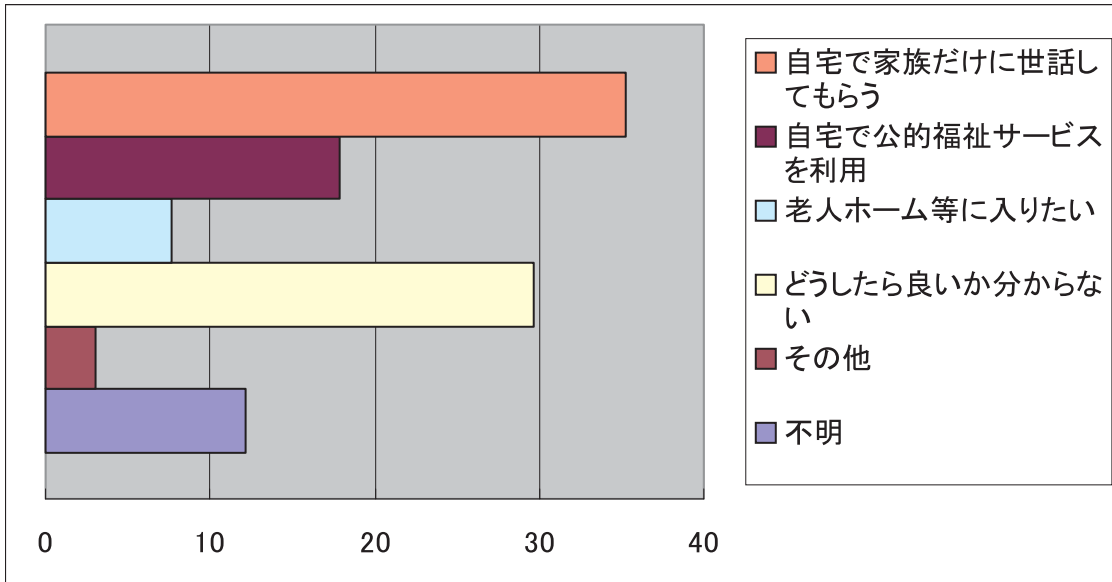
また、この介護保険制度は、高齢者だけでなく40歳以上65歳未満の人からも保険料を徴収し、その保険料で高齢者の介護を支えることになっているが、介護を必要とする親を抱えた在日2世の中には、自分は保険料を支払っているのに自分の親は介護を受けられないという二重負担を強いられている人もいる。

このように、戦前から戦後にかけて日本で困難な生活を余儀なくされた在日コリアン高齢者たちは、高齢期を迎えた現在でさえ、満足な社会保障も受けられず不安な日々を過ごしている。

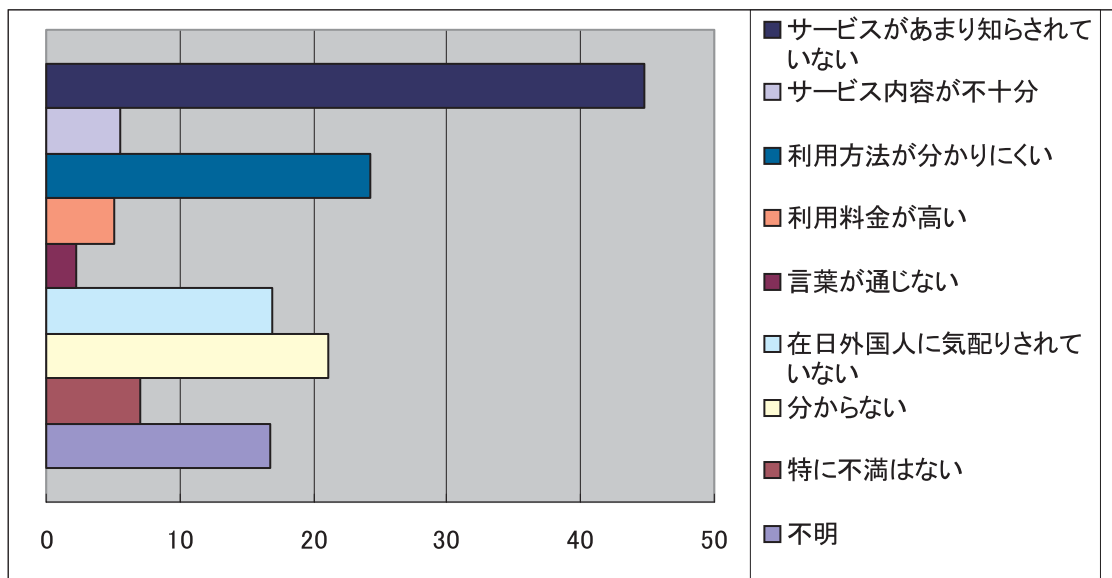
3-4 在日コリアン1世と介護福祉サービスの現状

1996年に大阪府福祉部と大阪府立大学が実施した「在日外国人高齢者保健福祉サービス利用状況等調査」の結果を以下に示す。この調査は、9,413人の母集団から層別に5,913人を抽出し、アンケートの郵送方式で行い、1,045人の回収（有効数982）を得たものである。

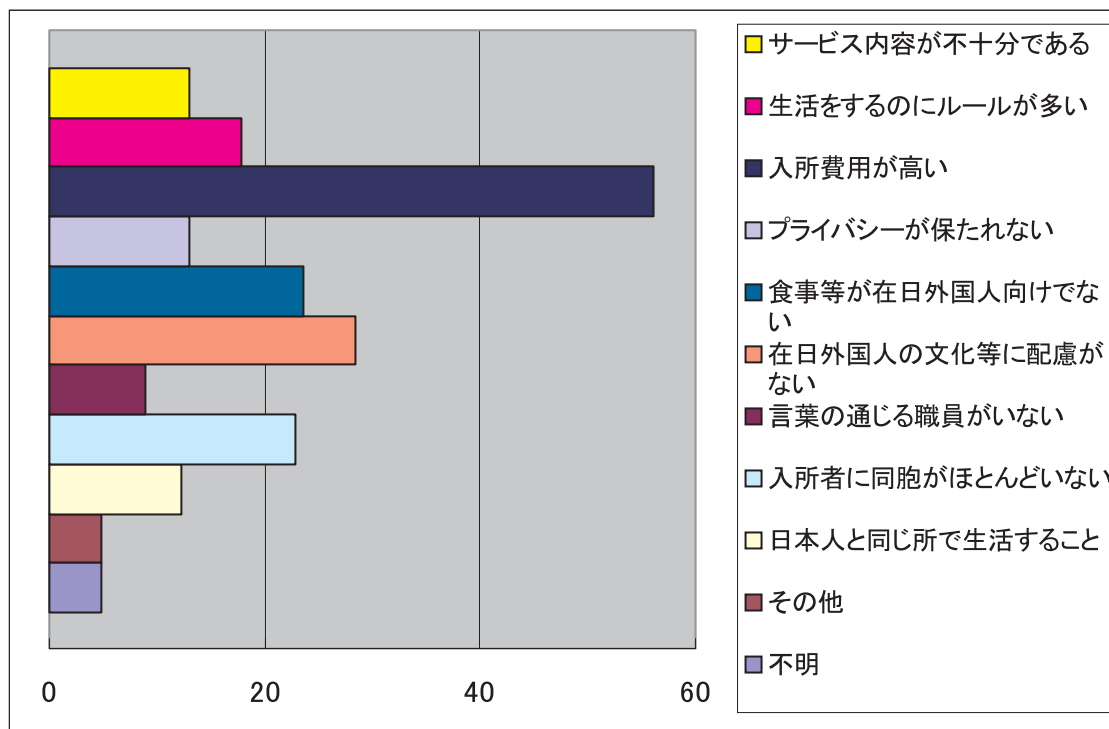
表① 体が不自由になって世話が欲しいときの対応（複数回答）



表② 在宅サービスへの不満（複数回答）



表③ 施設サービスに対する不満



これら3つの表から、在日コリアン高齢者福祉の実態を読み取ることができる。表①の「どうしたら良いか分からない (29.7%)」、表②の「サービスがあまり知らされていない (44.8%)」「利用方法が分かりにくい (24.2%)」などの数値が示しているように、高齢者の福祉サービスの内容や利用方法などの情報が、在日コリアン高齢者には充分に行き届いていないという実態がある。

この調査結果は、文字の読み書きのできる人たちによる回答であり、文字の読み書きに不自由している人たちにおいては、さらに数値が上がると考えられる。

また表①では、体が不自由になったときには「自宅で家族だけに世話をもらおう」と考えている高齢者が35.2%いる。これは、表②の「在日外国人に気配りされていない (16.9%)」および表③の「食事等が在日外国人向けでない (23.6%)」「在日外国人の文化等に配慮がない (28.5%)」「言葉の通じる職員がいない (8.9%)」「入所者に同胞がほとんどいない (22.8%)」などの不満と合わせて考えると、現在の日本の高齢者福祉サービスは日本人中心のものであり、在日外国人にとっては利用しづらいものであることがうかがえる。

現在の在日コリアン高齢者の多くは、日本の朝鮮植民地支配の中で渡日してきた在日1世であり、日本人や日本社会に対して悪い印象しか持たない人も少なくない。そのような高齢者たちは表③にあるように「日本人と同じ所で生活すること (12.2%)」に不満や不安の気持ちを抱いている。言葉や食事、生活習慣の違いに加え、長年の間日本で受けてきた差別などの経験を考えると、日本人高齢者と同じ場所で同じサービスを受けることは、在日コリアン高齢者にとっては想像以上に大変な労力があるようだ。

これら在日コリアン高齢者の福祉サービスの実態に対して、介護施設や福祉サービス事業者では在日コリアン高齢者への配慮についてどのように考えているのだろうか。

現在、比較的高い割合の施設やサービス事業者たちが、在日コリアン高齢者のために何らかの配慮は必要であると考えている。しかし、実際に在日コリアン高齢者に配慮した取り組みを行っているところはごく少数である。

そのような在日コリアン高齢者に配慮した取り組みを行っている施設では、在日コリアン高齢者が楽しそうに過ごす姿や、言葉や食事、音楽などで在日コリアン高齢者の五感を刺激することで、高齢者が自立した生活を営もうとする意欲などが見られるようになった。

福祉の現場で福祉に関わる人たちが、在日コリアン高齢者への配慮の必要性を感じながらも実行できていない、という現実がある。実行できない原因を探り、少しずつでも解決していくことが今後の課題であろう。

3-5 在日コリアン支援センター「サンボラム」の活動

これまで見てきたように、在日コリアン高齢者が日本の介護福祉サービスを快く受けるためには多くの問題がある。

そこで、在日コリアン高齢者の生活を支え、同胞が集まってコリアン料理を食べたりみんなで歌ったり踊ったりする場を提供するサービスを、在日コリアン2世が中心として始めた。それが大阪市生野区や八尾市など4か所にある「サンボラム」である。「サンボラム」とは、朝鮮語で「生きがい」という意味である。

1998年8月に大阪府八尾市で「街かどデイサービス」の事業所として「八尾サンボラム」がつけられた。その後、2000年4月に在日コリアンの集住地域である生野区に大阪市の「ふれあいデイサービス」事業所として「生野サンボラム」が開所し、「東大阪サンボラム」「小路サンボラム」がそれぞれ2001年4月、2002年6月にオープンした。

これら4か所のサンボラムは、KMJと連携し、大阪府、大阪市のデイサービス事業所として、介護保険制度にのっとった「通所介護サービス事業」「訪問介護サービス事業」を提供している。

KMJの事務所の真正面にある生野サンボラムは、月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時まで開放されており、在日コリアン高齢者たちは1日300円の費用で好きな時間だけいることができ、みんなで歌ったり踊ったり、故郷の話などで盛り上がりしている。また、昼にはスタッフ手作りの韓国料理を味わうことができる。現在では、比較的元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、1日約20人が訪れる。

このようにしてサンボラムは文字通り在日コリアン高齢者にとって「生きがいの場所」となっているが、それ以上に重要な役割を果たす機能を持っている。

それは、第一に、高齢者たちが福祉サービスに関する情報を知り、必要があれば手続きからサービスの実現までが一貫して保障されるという点である。

例えば、右半身に障害のある独居の高齢者が布団で寝起きをしていたのだが、横になったり起き上がったりするのに大変苦労していた。そのことに気付いたスタッフが、ベッドのレンタルが介護保険で利用できることを教えて実現した。そのそれによって、高齢者は寝起きが楽になったと大変喜んだ、という実例がある。

また、ひざを痛めて家での生活に支障が出ていた高齢者が、介護保険の住宅改修を活用し、費用の1割である5,000円を負担するだけで、入り口からトイレ、2階への階段などに手すりをつけてもらうことができた、という実例もある。

前節「在日コリアン高齢者と介護福祉サービス」で見たように、在日コリアン高齢者には介護福祉サービスの情報が充分に行き届いていなかったり、利用方法が分からないなどの問題点があったが、サンボラムのスタッフが高齢者と行政や福祉サービス事業者の間に立って、高齢者の生活の実態を把握し、それに即したサービスを提供することで、在日コリアン高齢者の生活はずいぶん改善されることが分かった。

第二に、在日コリアン高齢者同士の間で支え合いが生まれ、元気な高齢者が体の弱った高齢者を支えたり、歌ったり踊ったり料理のできる高齢者が特別養護老人ホームなどを訪問して、そこに入所し

ている在日コリアン高齢者に韓国料理を作ったり一緒に歌ったり踊ったりするという活動も生まれている。

在日コリアン高齢者の中には日本人と同じ施設などで生活することに不満や不安の気持ちを抱いている人もいるということは先に述べたが、実際に日本人と一緒に施設で生活している在日コリアン高齢者にとっては、サンボラムの高齢者の訪問は非常に元気づけられるものであると思うし、サンボラムの高齢者にとってもまた、老人ホームやサービスについて学ぶ貴重な機会になっている。また歌や踊り、料理など、今の自分にできることを他の仲間にしてあげることによって「自分も誰かの役に立てる」ことを実感でき、普段の生活にも張りが出てくるのではないだろうか。

第三に、福祉の現場で働く人たちとのネットワークを広げることが、在日コリアン高齢者への介護福祉サービスの充実にもつながっていく。

サンボラムには、福祉施設のスタッフやヘルパーの仕事をしている人たちからよく在日コリアン高齢者への対応に関する相談や研修の話が持ち込まれる。

それらの依頼に対してサンボラムのスタッフは、在日コリアン高齢者の生活の実態や彼らの思い、韓国の言葉や習慣などを教えたり、実際にそこへ出かけて行ってお互いに協力して問題を解決しようと努力している。このように福祉の現場で働く人たちとのネットワークを広げることが、在日コリアン高齢者への介護福祉サービスの充実にもつながっていくのではないかと考えられる。

サンボラムには、在日コリアン高齢者が集い一緒に楽しい時間を過ごすための場所というだけでなく、以上のような多くの役割がある。また、日常的に在日コリアン高齢者の健康管理や入浴サービスを行ったり、介護保険の相談や申請、生活相談など、在日コリアン高齢者の生活をトータルにサポートしたりしている。

終章 在日韓国朝鮮人の生活・人権・教育：今後の課題と展望

第4章では大阪国際理解教育研究センター（KMJ）の事業事例から、在日韓国人の人権尊重のための具体的な活動を見てきた。もちろんKMJだけでなく、全国のさまざまな団体でこのような活動は行なわれていることと思う。しかし、このような活動が熱心に展開される一方で、在日韓国人にはまだ多くの課題がある。ここでは、在日韓国人やその他の在日外国人の抱える課題について取り上げ、その解決策および今後の展望を考えていきたい。

1 「在日」高齢者への、より良い福祉サービス

1-1 「手引き」による12のアドバイス

在日コリアン高齢者福祉研究会および大阪国際理解教育研究センター（KMJ）では、日本人に対する研修の手引きの中で「在日コリアン高齢者を理解し、よりよい福祉サービスを提供するために」として、以下の項目を挙げている。

- ① 相互の信頼関係を築くために、コミュニケーションを大切にしましょう。
- ② 「あなたの事をよく理解していますよ」という気持ちを率直に伝えましょう。

在日コリアン高齢者に接するときは、日本人高齢者に接するのと同様に優しさと思いやりを持って接すれば良いのだが、ただ一つ「あなたが在日コリアンだということを良く理解していますよ」ということだけでは何らかの方法で伝えることが必要である。そうでないと、相手にあたかも日本人である

かのようにふるまうという困難な努力をさせてしまう。

③ 簡単な言葉や料理を学ぶことは信頼を築く手段です。

④ 在日コリアン高齢者の在宅サービスをするときのアドバイス。

日本人とは違う文化・生活習慣を持つ人たちであると理解すること。日本人と同じサービスが良いと思うのは間違いである。

⑤ 日本人の多い施設サービスでのアドバイス。

施設では多数の日本人の中に少数の在日コリアン高齢者が存在するという形となり、日本人高齢者中心の対応になりがちである。在日コリアン高齢者は、韓国・朝鮮の民謡や音楽、踊りが大好きである。これらを行なっている施設では、日頃一言も口を利かない在日コリアン高齢者がしゃべり出したり、体を動かさない人が肩を揺らして手を上げ踊り出したりするという報告もある。

⑥ 在日コリアン高齢者は文字に不自由しています。

在日コリアン高齢者は、日本での生活は長い、同胞との共同体の中で生活してきたため、日常会話も日本語と韓国・朝鮮語が混じり合ったものになっている。文字については、ほとんどの人が日本語も韓国・朝鮮語もどちらも不自由している。

また、在日コリアン高齢者は、高齢になればなるほど、痴呆が進めば進むほど第二言語である日本語をすっかり忘れてしまい、韓国・朝鮮語しか話せなくなる場合がある。

⑦ 名前は本人の希望をよく理解して呼んで下さい。

在日コリアン高齢者は、本名の他に創氏改名による日本名を持っている人がほとんどである。また、朝鮮では結婚しても夫婦の姓は変わらないので、長い在日の生活の中でいくつもの名前を使ってきたという歴史がある。女性の場合は、自分の本名と日本名の他に、夫の日本姓を使っている場合もある。男性の場合は、自分の本名か日本名である。

また、韓国・朝鮮語で先輩の人への親しみを込めて「アジェ（おじさん）」「アボジ（お父さん）」「オモニ（お母さん）」などと呼ぶこともある。

⑧ 簡単な韓国・朝鮮語を覚えて使って下さい。

⑨ 食事の保障は介護サービスの中で重要な位置にあります。

高齢者の体力維持と生活意欲の維持のために、「おいしく食べることのできる食事」は欠かせない。在日コリアン高齢者の口に合う料理を提供することが高齢者にとって最高の福祉サービスである。在日コリアン高齢者のための料理のレシピ集の活用や講習会に参加するなどして積極的に学ぶべきである。

⑩ 故郷や渡日の話を聞きましょう。

⑪ 生活習慣や文化にも違いがあります。

在日コリアン高齢者と接するときには、日本人の文化や習慣を基準に判断するのではなく、何か違った行動や姿があればそれを理解することが大切である。

⑫ 痴呆状態の進んだ在日コリアン高齢者

痴呆状態が進むと日本語を忘れてしまい、わずかなコミュニケーションを失ってしまうことによって自分の殻の中に閉じこもったり、意思が通じないため荒れたりする在日コリアン高齢者もいる。そのような人も昔の古い記憶は残っているので、本名で呼びかけたり韓国・朝鮮の童謡などを歌ってあげると態度が落ち着くという報告もされている。在日コリアン高齢者にとっては、韓国・朝鮮の歌や音楽にひたることも、痴呆の症状を改善するための大切な取り組みである。

1-2 「手引き」を読み、「生野サンボラム」を訪れて

以上の項目を見て感じたことだが、基本的には日本人高齢者への対応と同じである。しかし、在日1世はこれまで見てきたように最も辛く厳しい時代を生き抜いてきた人たちであり、日本人や日本社

会に対する不信感も強い。そのため、ほんのささいな対応の仕方が相手を傷付けたり悩ませてしまったりすることもあるかもしれない。在日コリアン高齢者に接するときには相手のことを十分に理解して配慮することが必要だと感じた。

私(大津由以子)が、大阪市生野区にあるKMJの事務所を訪問し、その常任理事である井上さんにお話をうかがった際に、現在、在日コリアンにとって最も重要な問題でありKMJでも力を入れて取り組んでいる活動として、在日コリアン高齢者の介護福祉事業についてのお話をうかがった。

高齢化の問題は日本人と同様、在日コリアンにとっても重要な問題である。しかし、在日コリアンの場合、社会保障が十分に受けられないため生活が厳しかったり、これまでの日本での差別的な生活体験から日本人や日本社会に強い不安感を抱いていたり、積極的に公的サービスを受けることが困難な状態にある。

時代の流れとともに在日コリアンの生活様態も変化し、家族の移住に伴って家族と一緒に別の地域に移住するか、独居または高齢者夫婦だけでこれまで住んでいたところに住み続けるか、どちらにしても高齢になってからの生活環境の変化は不安なことばかりだ。

2000年から介護保険制度が始まり、高齢者が最後まで自分の望む形で介護を受けられるシステムや、生涯学習の観点から地域の高齢者が集まって趣味の講座を受けたりできる生きがい支援のシステムなど、年々増えつつける高齢者に対する行政や福祉施設の施策などが現在注目されている。

しかし、それらは日本人を中心に考えられており、在日外国人高齢者への配慮はなされていないのが実情である。これまで長年の間、日本で苦しい生活を強いられてきた在日コリアン高齢者に、心から安らげる場所や手厚い介護を提供できるよう、高齢者問題を考える際に配慮する必要があることを強く感じた。

KMJの事務所を訪ねたときに、その向かいにあった生野サンボラムの中を少し見せていただいた。私が行ったときはもう開放時間を過ぎていたため高齢者の姿はなく、スタッフの方々が後片付けをして帰ろうとしているところだった。生野サンボラムは民家の一階を間借りして開かれたところで、部屋の中には大きなテレビとソファとテーブルがあった。台所には大きな鍋があり、これでサンボラムを訪れる高齢者たちの昼食を作っているようだった。

KMJでは「在日コリアン高齢者のためのおかず」という冊子を作って特別養護老人ホームや老人保健施設などに配っている。私も見せていただいたが、ナムル、チヂミ、汁料理など、1世の口に合う韓国の家庭料理の作り方が紹介されていた。中には牛のしっぽを使った料理などもあり、私には全くなじみのないものだが、在日コリアン高齢者の中には日本人と結婚したため、ずっと家庭では韓国料理を食べることができず、このサンボラムに来るようになって久しぶりに韓国の家庭料理を味わうことができた人もいたという。

生野サンボラムのある大阪市生野区は済州島出身者が多いので、献立や味付けは済州島のものを多く取り入れるなどの配慮をしている。材料費はサンボラムの利用料(1人1日300円)なのであまり高価な食事は作れないが、在日コリアン高齢者にとっては昔から慣れ親しんだ家庭の味が味わえるとあって好評なようだ。

また、高齢者がサンボラムでどのような活動をしているかは実際に見ることはできなかったが、KMJが在日の現状を正しく伝えていこうと製作した啓発ビデオ「在日外国人問題の原点を考える①歴史編『ハルモニたちは踊る 在日コリアン1世が歩んだ道』」を見せていただいた。

このビデオは、在日コリアン2世でサンボラムの所長でもある徐玉子(ソ・オクチャ)さんという女性が、在日コリアン高齢者たちと関わる中で彼女たちの半生を知り、「歴史を知らなければ未来は作れない」という思いから、彼女たちの人生を記録に残すことを始め、在日コリアン高齢者へのインタビューの様子を収めたものである。

11歳でたった1人で朝鮮半島から日本へ連れてこられた女性や、10歳の頃から紡績工場で働かされ

ながら貧しい生活を送ってきた女性、従軍慰安婦の経験を持つ女性など、私の想像をはるかに越える厳しい生活を生き抜いてきた人たちが自分の人生について語る表情は、とても陰しく苦悩に満ちていた。「生きていて楽しいことなんて何もない」と言う人もいて、その一言は私の心に深く鋭く突きささった。彼女たちにとって、これまで生きてきた人生とは一体何なのだろうと考えさせられた。

このビデオには、サンボラムの活動風景も収められていた。そこでは在日コリアン高齢者たちが民族衣装のようなものを着用し、音楽に合わせて楽しそうに踊っていた。

サンボラムの活動が、これまで苦しい生活を送ってきた高齢者たちにとって、心をいやし生活を心豊かにするものであり続けてほしいと私は願っている。しかし、そもそもこのサンボラムができた背景には、日本社会の在日コリアン高齢者に対する配慮の欠落という現実があるわけで、こちらを改善していかなければならない。

2000年4月の介護保険制度の導入を大きな契機として、現在、高齢者問題は日本全体で大きな関心事である。私自身も、大学で高齢化社会に関する講義を受講したり特別養護老人ホームへ介護実習に行ったりしたことがきっかけとなって、高齢化社会に対しては高い関心を持っていたが、在日外国人のことは全然頭になく、今回、在日コリアン高齢者の実態を初めて知り、日本の高齢化対策の中でおざなりにされている非常に大きな問題であると強く思った。

施設介護や在宅介護支援、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者や介護者を取り巻く全ての問題において、日本人のためだけのものではなく、在日外国人にも十分に配慮した政策やサービスの提供をする必要性を実感した。

2 在日韓国朝鮮人の抱える諸課題

2-1 在日韓国朝鮮人の参政権

私は本論文の第3章で、在日韓国人の日常生活の中に存在する差別問題について取り上げた。在日韓国人および日本人の長年にわたる努力で、少しずつ差別は緩和されてきているとは言え、差別は完全になくなったわけではなく、在日韓国朝鮮人にはいまだに認められていない権利もある。

その一つが、参政権の問題である（中日新聞・朝刊「投票できぬ町内会長」2003年1月1日）。在日本大韓国民団（民団）が2001年に全国の在日韓国朝鮮人を対象に行なった意識調査の中でも、「日常生活に必要なもの」として地方選挙権を挙げた人が58%に上ったという結果が出ており、在日韓国朝鮮人の参政権に対する意識の高さがうかがえる。

憲法第93条2項では「地方公共団体の長、その議会の議員、および法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定められている（田中宏、2002『在日コリアン人権宣言』）。在日コリアンが地方参政権を求めた裁判において、最高裁判所は1995年2月28日、永住者などの外国人に「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」「右のような措置を講ずるか否かは、専ら立法政策に関わる事柄」と判示した。

日本では、国籍を媒介とする国政参政権と、居住に基づく地方参政権とは、その性質を異にするという考えから、在外邦人は地方自治体レベルの選挙は一切投票できないが、衆議院と参議院選挙に関しては2000年の総選挙から投票ができるようになった。この考え方を逆に在日外国人の場合に当てはめてみると、「国民」ではないが「住民」ではある在日外国人に、地方参政権を認めることには合理性があると言えよう（田中、2002）。だとすれば、在日韓国朝鮮人を始めとした在日外国人に地方参政権を与えるのは当然と言うべきである。

最近では選挙が行なわれるたびにその投票率の低さが問題にされる。先日、愛知県知事選挙が行なわれたが、その投票率は40%以下であった。有権者の半数以上が投票をしないというこの現状を、投票

権のない在日外国人たちはどのような思いで見ているのだろうか。

私（大津）も特別、政治に興味があるわけでもない。「私が1票投票しなくても、何も変わらないだろう」という気持ちが全くなかったわけでもない。しかし、私はこの研究を通して、住民としての基本的な権利を得るために多大な努力が必要な在日外国人のことを思うと、自分は何の努力もせずを得られた権利を簡単に放棄するわけにはいかない、という思いが強まった。

現在、国会に「永住外国人地方選挙権付与法案」が提出されているようだが、一日も早い成立を望む。と同時に、選挙権が与えられていることの意味や価値を、日本人は改めて考える必要があると感じた。

2-2 在日韓国朝鮮人の社会保障

前章第3節第3項「在日コリアン高齢者福祉事業」でも見たように、現在、多くの在日外国人高齢者および障害者が無年金者となっている。国から年金が支給されないため、自治体によっては、独自の給付金制度などを設けて、在日外国人高齢者の経済的負担を軽減しているところもある。

しかし、自治体によって財源や給付対象者の人数によって、一人当たりに給付される金額も当然違ってくるため、全ての人にとって平等で満足いく制度とは言えない。やはり、国による在日外国人高齢者や障害者への年金制度を改善すべきだろう。

特に在日韓国・朝鮮人高齢者は、戦後保障も満足に受けられないまま、今日まで来ている。日本社会によって最も過酷な生活を強いられてきた在日1世が、今なお日本の社会保障制度から切り捨てられているという現状を、日本の政府や社会はもっと深刻に考えるべきである。

2-3 在日韓国朝鮮人に対する複合差別

現在、在日韓国人は4世、5世も生まれる時代となり、その生き方は多様化している。その中で「在日で女性」「在日で障害者」などという複合差別が問題になってきているということをKMJの啓発講座で聞き、私（大津）は重要な問題であると感じた。

女性や障害者はこれまでの日本社会で男性や健常者から常に抑圧される存在であった。どちらも年々、「男女雇用機会均等法」の施行や社会のバリアフリー化が注目される中で徐々にその差別は改善されつつあるが、日本社会における基本的な人権が確立されていない在日韓国人にとっては二重の苦しみとなっている。

これらの課題を解決するためには、まず日本社会に残る差別を完全になくさなければならない。この論文で、在日韓国人が日本人や日本社会から受ける差別問題を取り上げてきたが、その一方で日本人同士での差別も見逃せない事実であると感じている。特に障害や病気を持っている人やホームレスの人に対しては、理解のない人からの暴言や蔑視、時には暴力をふるうという事件に発展することもある。このような社会が続く限り、差別に苦しむ人は減らないだろう。

日本を差別のない住みよい社会に変えていくことが、在日韓国人にとっても安定した生活を送ることができる社会になることにつながっていくのではないだろうか。

3 在日韓国朝鮮人の生活・人権・教育、今後の展望

3-1 在日韓国朝鮮人の未来に対して「在日」自身はどうあるべきか

中日新聞に、名古屋市が初めて在日韓国・朝鮮人を中心とした外国人に成人式への案内状を送ったという記事が載っていた（『在日』住民に初の案内状」2003年1月11日）。

この記事によると、名古屋市の周辺の市町村では以前から在日外国人に案内状を送っていたが、名古屋市では「地元の住民が受付をする会場も多く、名前や国籍を知られたくない人もいるはず。一律

に送るとプライバシーの侵害になりかねない」(市教育委員会青少年室)という理由で、これまでは広報紙で参加を呼びかけるだけだった。

しかし、今年はこの方針を変更し、日本人と同様に各個人に案内状を送った。成人式の翌日の新聞には、チマ・チョゴリを着て地域の式典に参加した女性を友人らが囲んで、おしゃべりを楽しんでいたという記事が載っていた。この女性の親友は「昔からの友達だから。政治や国籍は関係ありません」と話していた。本来、人と人との付き合いとはそういうものではないだろうか。

在日韓国人の多くが、これまで日本式の姓名を使用し出自を隠して生活してきたのは、そうすれば周りの人たちと何の問題もなく付き合うことができるからである。つまり、差別はその人に個人的な問題があって起こるのではなく、その人が「日本人ではないから」「在日韓国人だから」こそ起こるのである。

現在の日本はよく国際化社会と言われるが、その一方で、多くの日本人には単一民族国家意識が根強く残っているのではないか。外から入ってくる欧米人や欧米文化は積極的に受け入れる一方で、昔から内に存在する他の民族のことは認めようとしない。そしてその民族のことを理解しようとせず、ひたすら排除してきた、というのがこれまでの日本社会のやり方であり、そのために多くの人たちが辛い目に遭わされてきた。

しかし、そのような社会は今、少しずつ変わろうとしている。上記の成人式のような日本の慣行に在日韓国人と一緒に参加できるようになったこともその表れである。名古屋市の取り組みは他の市町村に比べて遅いかもかもしれないが、今後も積極的に在日韓国人にも日本人と平等な行政サービスを提供するべきであると感じた。

2002年のサッカーW杯の日韓共同開催などを通して、今、日本と韓国は新たな関係を築こうとしている。W杯終了後に共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、共催が日韓両国の関係強化にプラスになったとする回答が82.6%もあった。また、韓国には日本の映画や音楽など、日本に関する情報が多く入るようになり、韓国人の日本人に対するイメージは昔と比べ、確実に良いものになっている。

そして、日本文化が韓国で受け入れられるようになったのと同様に、日本の音楽市場にも韓国のアーティストが増えてきており、日本の若者から大きな指示を受けている。さらに、韓国は現在、ブロードバンド(超高速インターネット通信網)の普及率が世界一のIT先進国であり、近年、日本の企業では韓国の進んだIT技術からビジネスチャンスを求める動きが活発であり、韓国側にとってもこれは日本進出への足がかりとなるため、「IT交流」が各地に広がっている。

このように日本と韓国はお互いの文化や技術を友好的に受け入れているが、韓国においても在日韓国人の存在はあまりよく知られてはいないようだ。韓国人の多くは「在日」の形成過程や現在の状況についてほとんど知識がなく、それゆえに「在日」に対して「日本で差別を受けて生活しているかわいそうな人たち」とか「韓国人なのに韓国語が話せないのはけしからん」「ほとんど日本人と変わらない」などと、さまざまなイメージを抱いているようだ。

一般国民だけでなく、政府も在日韓国人に対してほとんど無関心であり、日本の戦後保障の対象から在日韓国人を外したり、1960年代から90年代にかけて日本で起こった、在日韓国人の生存権や人権擁護に関する諸運動に対しても何の対処もしなかった。(金廣烈, 2002「韓国社会における在日コリアン像」)

このような韓国社会の実態を知り、韓国に今の文化が浸透すればするほど、昔から日本で生活している在日韓国人は韓国国民にとって遠い存在になり、在日韓国人から見れば祖国から排除されたような気持ちになるのではないだろうか。このような時代だからこそ、日本人でも韓国人でもない「在日」という立場をしっかりと確立する必要があるのではないかと考える。

3-2 在日韓国朝鮮人の未来に対して私たち日本人はどうあるべきか

私たちはこの研究を通して非常に多くのことを学んだ。在日韓国人という存在は、これまでの私たちの生活に全くなじみのないものであり、研究を進めていく中で「いくつもの文献を読んだり、在日韓国朝鮮人の話を聞いたりしているが、日本人である私は彼らの気持ちを一体どれだけ正しく理解できているのだろうか」と悩むことも多かった。

彼らが日本社会で受けてきた、もしくは今でも受けている人権侵害の実情を知れば知るほど、彼らの抱えている苦しみの大きさに気付かされ、これまでそのような問題に対して全くと言って良いほど無知であった自分を恥ずかしく思った。

しかし、今、研究を終え、日本社会で共に生きる在日韓国朝鮮人のことを、過去の歴史も含めて正しく知りたいという本研究での目的はそれなりに果たせたように思う。そして、特に過去の歴史という部分では、これまでの学校での歴史の授業では学ばなかったことを今回たくさん学び、日本社会に在日韓国人に対する差別が存在する一因には歴史教育の不足が挙げられるのではないかと感じた。

在日韓国朝鮮人の長い歴史は、日本が朝鮮半島を植民地支配したことに直接の端を発している。そのことに全ての日本人が気が付き、侵略の詳細と在日韓国朝鮮人の過酷な生活の歴史について詳しい事実を知れば、日本人の在日韓国朝鮮人に対する態度もかなり変わっていくのではないだろうか。問題解決の第1歩は「知ること」に尽きる。

本研究では第4章で、大阪府にある社団法人・大阪国際理解教育研究センター（KMJ）を取り上げ、同センターが取り組んでいる在日コリアンやマイノリティの人権尊重のための活動について論じたが、在日コリアンが全国で最も多く住む地域だけあって、その活動は活発であると感じた。

しかし、同センターは、大阪府教育委員会から社団法人の認可を受けた団体であるにも関わらず、行政からの金銭的な支援は一切なく、会員からの会費や賛助金で運営されているという。在日コリアンや地域からのニーズは高く、今後もさまざまな活動が行なわれることが望まれるが、そのためには、行政の支援は必要不可欠なものとなってくるであろう。

また、私たちの住む愛知県も大阪府、東京都、兵庫県に次いで全国で4番目に在日韓国朝鮮人人が多く住んでいるという統計が出ている。が、県や各自治体が何か特別な政策を行なっているという話を聞いたこともないし、周りに在日韓国朝鮮人人が多くいるという実感もない。このような各自治体における取り組みの格差なども追究する必要があると感じた。

この論文の中で、さまざまな場面で「在日韓国朝鮮人人にも日本人と同じ権利を与えるべきだ」と論じてきた。しかし、それは決して在日韓国人を日本人と同化させることを意味しているのではない。日本に住んでいる以上、国籍が日本であれ韓国・朝鮮であれ、住民としての基本的な権利は日本人と同等に認められるべきである。その大前提が確立された上で、姓名や教育などを通して行なわれる「在日」の民族性の維持に対して日本社会も積極的に協力していくべきではないだろうか。

社団法人・大阪国際理解教育研究センター（KMJ）の啓発講座で在日コリアンの方が言われたように「在日の問題は日本社会の問題」である。このことを、この研究を通して実感した。今後の生活の中でも、常に研ぎ澄まされた人権感覚を持って、この問題に注目し続けていきたい。

参考文献

- 伊地知紀子, 1994, 『在日朝鮮人の名前』, 明石書店
- 伊地知紀子, 2002, 「営まれる日常・繕りあう力【語りからの多様な『在日』像】」『環』(pp.108—118)
- 伊藤重人・大村益夫・梶村秀樹・武田幸男(監) 1994 『朝鮮を知る事典』平凡社
- 李月順(イ・ウォルスン), 1995, 「在日朝鮮人と民族教育」『在日朝鮮人・民族教育の行方』新幹社
- インパクション出版会, 2002, 「特集:浮上する帝国と北朝鮮・イラク」隔月刊『インパクション』133号
- 永六輔・辛淑玉(シン・スゴ), 1999, 『日本人対朝鮮人:決裂か, 和解か?』光文社
- 大阪国際理解教育研究センター, 1997, 季刊『Sai』第25号(Winter)
- 大阪国際理解教育研究センター, 1998, 季刊『Sai』第27号(Summer)
- 大阪国際理解教育研究センター, 1998, 季刊『Sai』第28号(Autumn)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2000, 季刊『Sai』第34号(April)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2002, 季刊『Sai』第42号(April)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2002, 季刊『Sai』第43号(Summer)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2002, 季刊『Sai』第44号(Autumn)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2001, 『社会福祉事業従事者向けの人権研修手引き 在日コリアン高齢者理解のために』
- 大阪国際理解教育研究センター, 2002, 『キーワードで学ぶ在日コリアンの人権』(KMJブックレットシリーズ1)
- 大阪国際理解教育研究センター, 2002, 「シンポジウム『在日コリアン高齢者介護の現状と課題』」資料
- 大阪市教育委員会, 1995, 『こんにちは アンニョンハシムニカーともに生きる—』
- 大阪市教育委員会, 2001, 『在日外国人教育基本方針—多文化共生の教育をめざして—』
- 大阪市教育委員会, 2002, 『平成14年度 学校教育指針』
- 大阪朝鮮学園大阪朝鮮第四初級学校, 資料「民族教育について」
- 河 旭(カワ・ヘイギョク), 2001, 『第四の選択 韓国系日本人—世界六百万韓民族の生きざまと国籍—』, 文芸社
- 川村湊, 2003, 『韓国・朝鮮・在日を読む』インパクト出版会
- 姜 尚中(カン・サンジュン), 2003, 『反ナショナリズム:帝国の妄想と国家の暴力に抗して』教育資料出版会
- 金伊佐子(キム・イサジャ), 1992, 『朝鮮侵略と強制連行』解放出版社
- 金伊佐子(キム・イサジャ), 1992, 「褻奉奇(ベボンギ) ハルモニが亡くなって」『ミレ』30号:39—43
- 金慶海(キム・ギョンヘ), 1995, 「四・二四教育闘争」『在日朝鮮人・民族教育の行方』新幹社(pp.183-196)
- 金廣烈(キム・グァンヨル), 2002, 「韓国社会における在日コリアン像」『環』第11巻.
- 金時鐘(キム・シジョン) 尹健次(ユン・コョンチャ), 2002, 「対談『在日』を生きる」(『環』 pp.120—150)
- 金徳龍(キム・ドンリョン), 2004, 「在日朝鮮学校の歩みと未来への提案」(上, 下)『世界』3—4月号
- 金明石(キムミョンジン), 1995, 「在日3世以降にとっての民族教育を展望する」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.64-72)
- 金明秀(キム・ミョンス)(編), 1997, 『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』, 在日韓国青年商工人連合会
- 金原左門・他, 1986, 『日本の中の韓国・朝鮮人・中国人:神奈川県内在住外国人実態調査より』明石書店
- 教育科学研究会(編), 1993, 『教育』国土社
- 蔵重優姫, 1995, 「より良き在日の民族教育を願って」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.178-180)
- 高賛侑(コウ・チャニューウ), 1997, 『国際化時代の民族教育 子どもたちは虹の橋をかける』 東方出版
- 在日韓国青年同盟中央本部(編), 1970, 『在日韓国人の歴史と現実』 洋々社
- 在日朝鮮人研究会(編), 『コリアン・マイノリティ研究第4号』, 新幹社
- 坂井俊樹, 1997, 『韓国・朝鮮と近現代史教育』大月書店

- 坂中英徳, 2002, 「在日韓国・朝鮮人政策論の帰結」(『環』 pp.194-202)
- 辛淑玉 (シン・スゴ)・菅戸 (チョイ・エホ)・朴和美 (パク・ファミ)・鄭暎恵 (チョン・ヨンヘ), 2000, 「パ
ネルディスカッション『在日』女語り』『コリアン・マイノリティ研究第4号』 pp.5-45
- 慧 眞 (ヘ・ジン)・徐 勝 (ソ・スン), 金京子 (キム・キョンジャ, 訳), 1998, 『ナムムの家のハルモニたち』
人文書院
- 宋貞智 (ソン・ジョンヂ), 1995, 「ソンチャバ行こう」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.93-100)
- 宋英子 (ソン・ヨンジャ), 2002, 「国際結婚による重国籍の子ども：子どもの教育環境に関する調査 (2001) か
ら」『部落解放』10号: .41-49.
- 宋連玉 (ソン・ヨノック), 2002, 「『在日』女性の戦後史」(『環』 pp.166-177)
- 田淵五十生, 1991, 『在日韓国朝鮮人理解の教育』明石書店
- 田中宏, 2002, 『在日コリアン権利宣言』岩波ブックレット (No.566)
- 谷川彰英・大宰府西小学校, 1996, 『国際理解教育と国際交流』国土社
『朝鮮をどう教えるか』編集委員会 2001 『朝鮮をどう教えるか』解放出版社
- 辻本久夫・他, 1994, 『親と子がみた在日韓国・朝鮮人白書 在日韓国・朝鮮人と日本人の三つの意識調査』明
石書店
- 寺島隆吉, 2002, 「国際平和学会に参加して」『スタディ・ツアー報告集』国際理解教育学会
- 豊島慎一郎, 1997, 『名前の使用』。(『在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査報告書』第12章)
- 永井滋郎, 1989, 『国際理解教育 地球的な協力のために』第一学習社
- 仲尾宏, 2001, 『Q&A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』明石書店
- 中島智子, 1995, 『多文化教育と在日朝鮮人教育』(全朝教ブックレット①) 全国在日朝鮮人教育研究協議会
- 中山秀雄 (編), 1995, 『在日朝鮮人教育関係資料集』明石書店
- ナムムの家歴史館後援会, 2002, 『ナムムの家歴史館ハンドブック』柏書房
- 朴一 (パク・イル), 1995, 「民族教育って何だ」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.40-53)
- 朴一 (パク・イル), 2000, 「在日コリアンの経済事情」『環』藤原書店
- 朴一 (パク・イル), 2002, 「三国のはざまに位置する『在日』」『環』(pp.63-69)
- 朴鐘鳴 (パク・チョンミョン) (編), 1999, 『在日朝鮮人』明石書店
- ピープルズ・プラン研究所, 2003, 「特集, 朝鮮半島危機 どう向き合うか」季刊『ピープルズ・プラン』23号
(Summer)
- 福岡安則 (研究代表者), 1991, 『在日韓国・朝鮮人問題をめぐる社会学的研究: 「在日」若者世代の葛藤とアイ
デンティティの多様化』(研究課題番号 63301032)
- 福岡安則, 1993, 『在日韓国・朝鮮人: 若い世代のアイデンティティ』中公新書
- 福岡安則・金明秀 (キム・ミョンス), 1997, 『在日韓国人青年の生活と意識』東京大学出版会
藤原書店 (編), 2002, 学芸総合誌・季刊『環』【歴史・環境・文明】vol.11
- 法務省入国管理局, 2002, 『在留外国人統計(平成14年度版)』法務省入国管理局
- 堀正嗣・曾根信一, 1992, 『人権問題キーワード』明石書店
- ほるもん文化編集委員会 (編), 1995, 『在日朝鮮人・民族教育の行方』(ほるもん文化5) 新幹社
- 民族教育ネットワーク, 1999, 『民族教育と共生社会: 阪神教育闘争50周年集会の記録』(東方ブックレット
10) 東方出版
- 梁澄子 (ヤン・チンジャ), 1995, 「されど『ウリハッキョ』」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.126-132)
- 梁泰昊 (ヤン・テホ), 2001, 『プロブレムQ&A-12 在日韓国・朝鮮人読本, リラックスした関係を求めて』
緑風出版
- 尹 (ユン) 静恵, 1995, 「四つの面を被った祖国」『在日朝鮮人・民族教育の行方』(pp.172-174)
- 吉岡増雄, 1995, 『在日外国人と社会保障 戦後日本のマイノリティ住民の人権』社会評論社

参考サイト

大阪市教育委員会指導部

(<http://www.ocec.ne.jp/shidoubu/>)

受験OK

(<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/zyukennok.html>)

朝鮮学校卒業者の受験資格を認めている4年生大学 (1997年9月現在)

(<http://korea-np.co.jp/na-edu/jukensikaku-daigaku9709.htm>)

民族学校卒に受験資格 京大04入試から, 国立大で初 (京都新聞: 2002.09.13)

(<http://www.kyoto-np.co.jp/kp/topics/2002sep/13/W20020913MWC2K100000078.ht>)

平成12年度国勢調査 第1次基本集計結果主要統計表 (EXCEL 形式)

(<http://www.pref.osaka.jp/toukei/kokucho/a015.xls>)

都道府県による朝鮮学校への補助金支給現状 (1997年4月現在)

(<http://www.korea-np.co.jp/na-edu/hojo-ken9704.htm>)

市区町村による公的助成 (1996年4月現在)

(<http://www.korea-np.co.jp/na-edu/hojo-sikuchouson9604.htm>)

都道府県・指定都市の民族学級への教育費助成

(<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/zyoseikin95.html>)

参考ビデオ

シリーズ「在日外国人問題の原点を考える」全3巻,

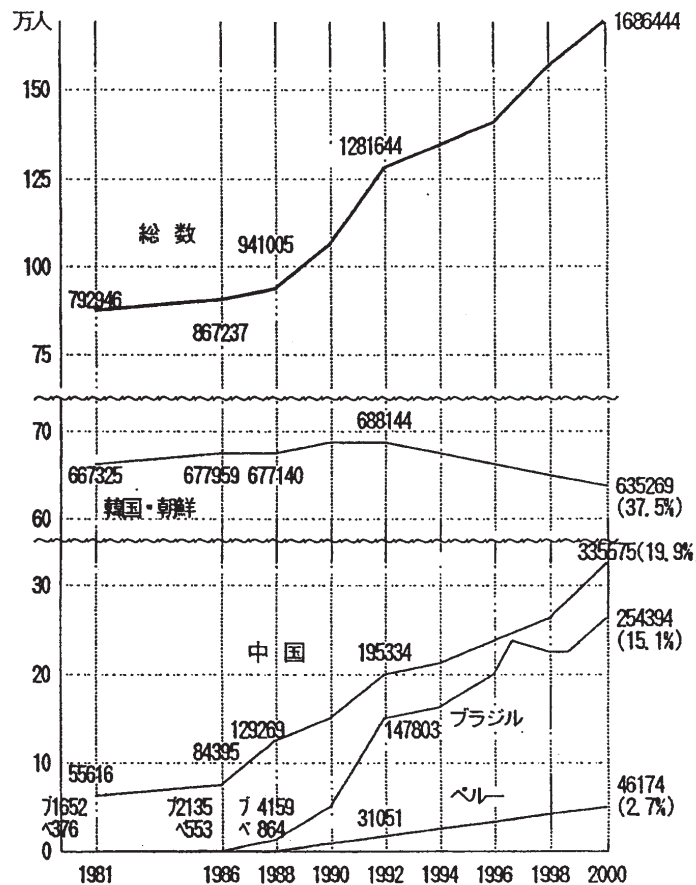
第1巻 (歴史編) 『ハルモニたちは踊る: 在日コリアン1世が歩んだ道』大阪国際理解教育研究センター

第2巻 (現状編) 『オモニの想い: 在日コリアンの戦後, そして今』大阪国際理解教育研究センター

第3巻 (展望編) 『出会い: 在日コリアン3世と日本の若者たち』大阪国際理解教育研究センター

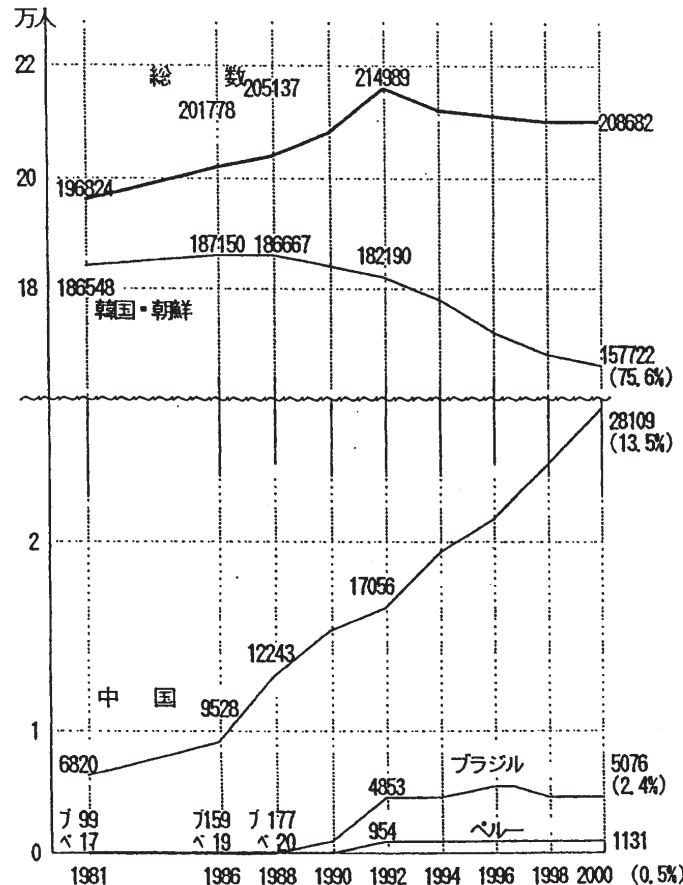
資料 1 a

◎全国の外国人登録者数の推移(1981年～2000年)



資料 1 b

◎大阪府の外国人登録者数の推移(1981年～2000年)



注 1)各年の12月31日現在の数値 注 2)カッコ内は、総数に対する割合

※資料：法務省「在留外国人統計」

注 1)各年の12月31日現在の数値 注 2)カッコ内は、総数に対する割合

※大阪府調べ

表 1 在留資格別、外国人登録者数 (2000年末現在)

在留資格	2000年	構成比(%)	多い国と人数	
			国	人数
総数	1,686,444	100.0	韓国・朝鮮 中国	635,269 335,575
◎永住者	657,605	(39.0)	韓国・朝鮮 中国	539,384 52,960
特別永住者	512,269	30.4	韓国・朝鮮 中国	507,429 4,151
一般永住者	145,336	8.6	中国 韓国・朝鮮	48,809 31,955
非永住者	1,028,839	(61.0)	中国 ブラジル	282,615 245,332
◎日本人の配偶者等	279,625	16.6	ブラジル 中国	101,623 50,525
◎定住者	237,607	14.1	ブラジル 中国	137,649 37,337
×留学	76,980	4.6	中国 韓国・朝鮮	45,321 14,848
×家族滞在	72,878	4.3	中国 韓国・朝鮮	32,306 13,516
○興行	53,847	3.2	アメリカ 中国	43,790 1,912
×就学	37,781	2.2	中国 韓国・朝鮮	26,542 7,432
×研修	36,199	2.1	中国 インドネシア	22,163 4,506
○人文知識・国際業務	34,739	2.1	中国 アメリカ	11,013 5,933
○技術	16,531	1.0	中国 韓国・朝鮮	10,334 1,537
○技能	11,349	0.7	中国 韓国・朝鮮	6,033 1,275
○企業内転勤	8,657	0.5	アメリカ アメリカ	1,723 1,632
○教育	8,375	0.5	アメリカ イギリス	3,713 1,618
○教授	6,744	0.4	中国 アメリカ	2,062 1,289
◎永住者の配偶者等	6,685	0.4	韓国・朝鮮 中国	3,560 1,724
その他	140,842	8.3		

注：◎印は就労が自由なもの、○はその資格限りで就労が認められているもの、×印は就労が不可なもの。その他＝芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計事務、医療、研究(以上○)／文化活動、短期滞在、特定活動(以上×)
 (*)特別永住者のなかの「中国」籍者は、すべてが台湾出身者である。
 大管協会「在留外国人統計」をもとに作成。

ビデオ教材の決定版！ 国際理解教育の第一歩

シリーズ 在日外国人問題の原点を考える ①歴史編 ②現状編 ③展望編

①歴史編 30分

在日コリアン二世が歩んだ道




文部科学省選定 教育映像祭優秀作品賞

②現状編 30分

在日コリアンの戦後そして今

③展望編 30分

在日コリアン二世と日本の若者たち

企画 財大阪国際理解教育センター 制作 監映映画社 価格 ビデオ 100,000円(税別/本巻不別)

内海 愛子 豊島区立大蔵大蔵文学部国際社会文化学科教授
早稲田大学国際研究員

「目に見える」在日外国人が増えている。その中で、在日コリアンの姿が見えにくくなってきている。その存在は知っている、具体的なイメージがない。同世代の在日コリアンの悩みを知らなく、ましく生きる姿を聞いた歴史編「出会い」は、大学生の期で大きな反響をよんだ。映像をとおして伝わる在日コリアンの悩み、それはどこかで自分と通じ合うものがある。その解決をともに担うにはどうしたらいいのか、学生が話しあいはじめた。

三部作は、それぞれの世代に共感を呼び起こし、見終わった後に、自分に何が出来るのか、何をしなければならぬのか、考えさせる力をもった作品である。

野口 克海 子ども教育正統派
財団法人国際理解教育センター 代表理事

人権学習というのは、頭で学ぶものではない。いろいろな生き方をしていく。このビデオでは、在日コリアン二世、三世、それらの生活の中心に響く。一世の幼少時代の渡日の経緯、二世の保護者としての思い、三世の悩みなど、それぞれの体験や思いが、ストーリーに伝わってくる。ストーリーに表現されているからこそ、人権を心で学ぶことができる。いちはん身近な外国人である在日コリアン。にもかかわらず、おれらにいつまでか解してきている日本人はあまり多くない。職場での関係や、学校現場での国際理解教育の教材として、このビデオを広く活用することを願う。

社団法人 大阪国際理解教育センター
Korean & Minority in Japan (KMIJ)

〒544-0033 大阪市生野区勝山北5-2-7
TEL: 06-6717-2701 FAX: 06-6717-2702

